



Greeting

●ごあいさつ

「令和」という新たな時代を迎え、本市では、市民の誰もが希望に満ちあふれ、安心して暮らせるまちづくりを進めています。そのため、持続可能な開発目標であるSDGsの取組みを、産官学民が一丸となって推進し、「日本で一番住みよいまち」の実現を目指しています。

建設局においては、生活に身近な道路、公園、河川の整備と管理を行っており、「住みよいまち」の実現に向け、都市基盤の着実な整備、安全で安心な都市整備の推進、都心・副都心、地域拠点の魅力アップ、暮らしに身近なまちづくりの推進、都市基盤の適切な管理と長寿命化などの事業に取り組みます。実施にあたっては、限られた財源の中で、「選択と集中」による効果的な事業の推進に努めます。

道路事業では、戸畑枝光線や国道3号黒崎バイパスの自動車専用道路ネットワークの整備や、恒見朽網線などの主要道路の整備を着実に進め、本市の産業活動を支える交通・物流基盤の機能強化や災害時の緊急輸送道路の確保を図ります。

また、橋梁・トンネルの長寿命化事業を計画的に実施することで、予防保全型の維持管理を推進するとともに、通学路の安全対策などを実施し、より安全で安心な道路環境の整備を進めています。

さらに、道路を生かしたにぎわいづくりの推進に加え、道路サポーター制度によってボランティア団体を支援し、市民との協働による美しいまちづくりを目指しています。

公園事業では、市民ニーズに対応した身近な公園の整備として「地域に役立つ公園整備事業」を、高齢者が気軽に健康づくりができるよう「健康づくりを支援する公園整備事業」などを実施し、今後も市民の皆様が親しまれる公園づくりを進めます。

また、皿倉山等の魅力向上のほか、山歩きが安全に楽しめるよう、眺望スポットの樹木剪定や案内板の設置など、登山道や遊歩道の整備を進めています。

さらに、曽根干潟に隣接するエリアでは、生物多様性に配慮した緑地やグラウンドなどの整備を進めています。

一方、全国に先駆けて公募設置型管理制度（Park-PFI）を活用し、勝山公園に民設民営の便益施設を整備するなど、既存の公園を生かしたにぎわいづくりに取り組むことに加え、市民ボランティアが公園の清掃、除草、花壇づくりなどを行う公園愛護会の活動を支援するなど、市民などとの協働により緑豊かなまちづくりを目指しています。

河川事業では、計画的に河川改修に取り組んでいますが、近年頻発化、激甚化する豪雨災害に対して、護岸整備や河床掘削などのハード整備や、河川情報システムによる防災情報の発信などソフト施策の充実に取り組んでいます。

また、従来の事後保全型から、計画的で効率の良い状態監視型へ移行した河川維持管理計画に基づき、河川の安全を確保するため老朽化で機能低下した護岸等の長寿命化事業などの取り組みを進めます。

さらに、都市の中を流れる河川は、自然とふれあう身近な水辺空間として、子供たちの環境学習やカヌーなどの体験活動の場として活用されるとともに、市民による清掃活動や草刈りなどの河川愛護活動なども広く行われており、これらの活動を支援することで、うるおいのあるまちづくりを目指しています。

これからも市民の皆様や国・県等の関係機関のご理解とご協力をいただきながら、北九州市のさらなる発展と飛躍を目指し、都市基盤の整備に鋭意努力を積み重ねてまいります。

令和元年9月 北九州市建設局

CONTENTS

● 2019 事業概要：北九州市建設局

★ 特色ある事業・施策など

- P17 生活道路等緊急整備事業
- P18 バリアフリーのまちづくり
- P20 日本風景街道
北九州おもてなしの“ゆっくりかいどう”
- P24 北九州市道路サポーター制度
- P30.31 花のまちづくりの推進
(花咲く街かどづくり事業、花と緑の車窓景観整備事業)
- P34 地域の結びつきを強める公園管理や活用
(公園愛護会の充実・ふれあい花壇菜園事業)
- P43.44 紫川マイタウン・マイリバー整備事業
- P47 板櫃川ですすむ「水辺の楽校プロジェクト」
がっこう
- P51 ばちがわ 撥川の河川整備
- P52 ほたるのふるさとづくり
- P60 都心集客アクションプラン

該当事業には★のマークがついています。

1	北九州市の概要	3
	1-1 沿革	
	1-2 産業	
	1-3 地勢・市勢・人口	
	1-4 気候	
2	北九州市基本構想	4
	2-1 北九州市基本構想・基本計画	
3	建設局の概要	5
	3-1 建設局の組織	
	3-2 北九州市の財政	
	3-3 建設局の予算	
4	道路事業	7
	4-1 道路の役割	
	4-2 道路の種類	
	4-3 道路の現況	
	4-4 交通量・道路整備の推移	
	4-5 北九州市道路整備中長期計画	
	4-6 道路事業	
	4-7 道路の管理	
5	公園事業	25
	5-1 北九州市“緑”の基本計画	
	5-2 環境首都の魅力	
	5-3 健康・生きがい	
	5-4 安全	
	5-5 協働	
	5-6 公民連携	
6	河川事業	37
	6-1 河川事業の目的	
	6-2 市内の主な河川	
	6-3 河川の管理	
	6-4 河川事業の種類	
	6-5 治水対策	
	6-6 環境整備	
	6-7 紫川の河川整備	
	6-8 撥川の河川整備	
	6-9 ほたるのふるさとづくり	
	6-10 災害対策	
	6-11 河川愛護の啓発	
	6-12 河川の維持管理	
7	局・部を越えた事業	56
	7-1 神嶽川（巨過地区）の整備	
	7-2 北九州市 小倉都心部浸水対策推進プラン	
	7-3 花と緑の小倉回廊	
	7-4 小倉都心魅力向上プラン・国家戦略道路占用事業	
	7-5 建設局の低炭素まちづくりの取組	
	7-6 皿倉山リニューアル計画	
8	その他の事業	65
	8-1 用地取得に関する業務	
	8-2 屋外広告物対策	
	8-3 地籍調査	
	8-4 PR 活動	
	8-5 市民参加型の事業	
	8-6 GIS及びオープンデータによる情報公開の取組	
	● 事務分掌	71
	● 資料編	75

1 北九州市の概要

1-1 沿革

北九州市は、昭和38年(1963年)に5つの都市が対等合併して生まれた全国で6番目の政令指定都市です。

5つの都市は、大陸を至近距離におき国際貿易港として発展してきた門司、旧城下町・軍都として政治・経済の中心地として発展してきた小倉、筑豊炭田の石炭積出港として栄えた若松、八幡製鐵所と関連企業の勃興で重厚長大産業の主翼として発展してきた八幡、遠洋漁業基地として、また八幡製鐵所の戸畑製鐵所の設立で活況を帯びた戸畑です。

その後、各区の人口、面積の違いからくる行政サービスのアンバランスなどによる不合理を解消するため、昭和49年4月にそれまでの5区制から小倉区を南北に、また八幡区を東西に分割して7区制へと移行し、現在に至っています。

1-2 産業

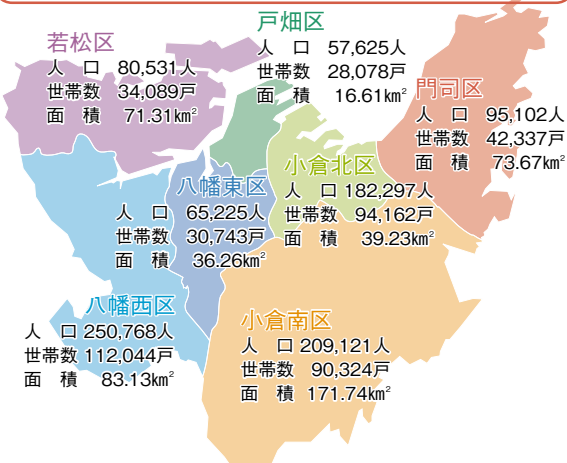
北九州市には、官営八幡製鐵所の創業以来100年を超えるものづくりの歴史の中で培われてきた技術と人材という大きな財産があり、空港や港湾などの産業活動を支える交通・物流基盤が整うとともに、北九州学術研究都市をはじめとした知的基盤を強化し、そこから生み出される研究成果を活用して、環境素材、カーエレクトロニクス、ロボットなどの最先端技術の複合化により、ものづくり産業の高付加価値化を図っています。

一方で、21世紀に入り、少子高齢化の進展、情報通信の高度化、経済のグローバル化、地球環境問題の深刻化など、時代環境は大きく変化しています。このような変化に対応し、まちづくりを次のステージへと進めるため、本市は平成20年12月、新しいまちづくりのビジョンとなる北九州市基本構想と、構想を具体的に進めていくための基本計画「元気発進！北九州」プラン(目標年次2020年度)を策定し、産業を支える知的基盤の充実や産業人材の育成、新たな成長産業の集積を促進し、「アジアの中核的なものづくり拠点」の形成に取り組むこととしています。

◆北九州市の人口・面積(令和元年7月1日現在)

北九州市

人口…940,669人 世帯数…431,777戸 面積…491.95km²



なお、昨今の社会経済情勢の変化や新たな行政課題などを踏まえた今後の本市の方向性等を市の基本方針に反映させるため、平成25年12月に基本計画の見直しを行っています。

1-3 地勢・市勢・人口

本市は、ほぼ東経131°、北緯34°の九州で最北端に位置し、関門海峡を挟んで本州に接しています。

市の東部は周防灘、北部は響灘に面し、西部は遠賀川周辺の宅地化が進む農村地帯、南部は筑豊、京築の田園地帯が連なっています。市域の大部分は、東部の企救山塊と中央部から南へ延びる貫・福智山塊により占められ、北部は海に面して平地が広がっていますが、概して後背地の少ない地形です。また、地質的にも安定しており、地震の少ない地域です。

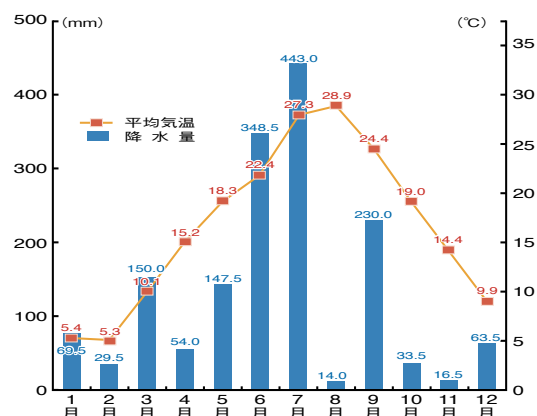
市域面積は、昭和38年の新市発足当時の約452km²から、行政区の変更や公有水面の埋立てにより平成30年7月現在約491.95km²に拡大しており、福岡県域の約10%を占めています。人口は発足当時の102.5万から昭和54年には約106.9万人となりましたが、その後減少傾向が続き、令和元年7月現在約94万人となっています。



1-4 気候

本市の気候は、日本海型気候に属しますが、対馬暖流の影響もあり、温暖で、大部分の降雨が梅雨、台風期に集中する傾向が見られます。

◆北九州市平均気温と雨量(H30年)



2 北九州市基本構想

2-1 北九州市基本構想・基本計画 「元気発進！北九州」プラン

北九州市は、昭和 38 年に五市対等合併により誕生して以来、総合的かつ計画的な市政運営に努め、幾多の困難に遭遇しつつも、着実に発展を遂げてきました。

21 世紀に入り、超高齢・少子化や地球環境問題の深刻化など、時代環境は大きく変化しています。平成 20 年 12 月、本市では、こうした時代が求める課題への対応を図るため、平成 32 年度に向けた新しいまちづくりの指針となる基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランを策定しました。

このプランでは、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」を目標に掲げ、その目標を実現するため、「人づくり」「暮らしづくり」「産業づくり」「都市づくり」といった 4 つのまちづくりの基本方針を定めました。

また、「世界の環境首都」と「アジアの技術首都」といった北九州ブランドの創造を通じて、市民の自信と誇りを生み出すとともに、にぎわいづくりを進めます。

あわせて、まちづくりの推進力として、市民、行政、連携、資産、自然といった 5 つの「ちから」を大切にします。

このプランに基づき、国内外の社会経済状況の変化に柔軟に対応しながら、市民や企業等との協働により、新しいまちづくりを進めていきます。なお、昨今の社会経済情勢の変化や新たな行政課題などを踏まえた今後の本市の方向性等を市の基本方針に反映させるため、平成25年12月に基本計画の見直しを行っています。

◆北九州市基本構想・基本計画 「元気発進！北九州」プラン

■目標年次 平成 32 年度（2020 年度）

■まちづくりの目標 人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち

■4つの基本方針

- (1) 人づくり ～多様な人材が輝くまちをつくる～
- (2) 暮らしづくり ～質の高い暮らしができるまちをつくる～
- (3) 産業づくり ～元気で人が集まるまちをつくる～
- (4) 都市づくり ～便利で快適なまちをつくる～

■北九州ブランドの創造

- (1) 都市ブランドの構築
 - 世界の環境首都
 - アジアの技術首都
- (2) 地域の誇りの再発見と新たな魅力の創出
「政策」や「モノ」、「場所」などに着目したブランドの構築

■まちづくりの取組の柱

- I 人を育てる ～子育て・教育日本一と創造性あふれる人材の輩出～
- II きずなを結ぶ ～健康で安全・安心な暮らしの実現～
- III 暮らしを彩る ～快適な生活空間の創出と文化・スポーツの振興～
- IV いきいきと働く ～競争力のある産業振興と豊かな雇用創出～
- V 街を支える ～都市基盤の強化と国際物流拠点の形成～
- VI 環境を未来に引き継ぐ ～市民・企業・行政が共につくる「世界の環境首都」～
- VII アジアの中で成長する ～アジア諸都市との交流・協力と広域連携～

3 建設局の概要

3-1 建設局の組織

建設局の事業は、市民の暮らしの安全を守り、快適な生活をつくる重要な事業であり、また各局が行うまちづくりを支えるための社会基盤整備を行っています。各部、各事務所はそれぞれの役割を担って体系的に運営され、以下のような組織で事業を推進しています。



◆本年度に完成予定の主な施設

- (都)城山西線
- (都)飛行場南線
- 堺町公園

※(都)は都市計画道路の略称

3-2 北九州市の財政

本市ではこれまで、「元気発進！北九州」プランに基づき「人にやさしく元気な街づくり」に向けた取組を進めてきました。その結果、本市の「暮らしやすさ」や「住みよさ」が評価され、本市を訪れる外国人や地元就職を選ぶ学生が増加するなど、好循環の兆しが見えはじめています。

令和元年度は、次代を見据えたまちづくりに改めて取り組む第一歩となる年となります。若い世代がこのまちで夢を叶え、子育て世代から高齢者まで、あらゆる市民が安心して暮らせる「住みよいまち」を実感できるよう、本市がこれまで進めてきたまちづくりの歩みを更に加速し、力強く進めていきます。

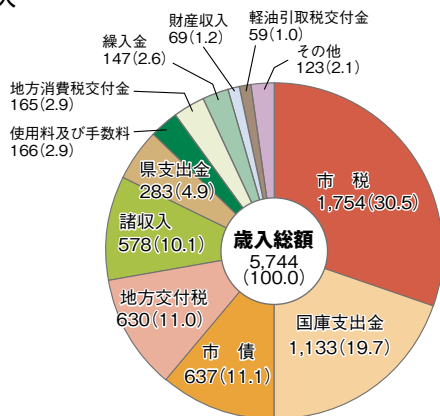
令和元年度当初予算は、こうした思いを込めて、キャッチフレーズを「～人や投資の流れを呼び込み街の魅力を更に高める～日本一住みよいまち実現予算」としました。

令和元年度の予算総額は1兆1,792億円で、そのうち「一般会計」は、5,744億円と前年度に比べ114億円(+2.0)の増となっています。

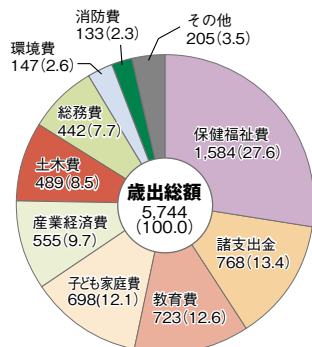
●令和元年度 北九州市一般会計当初予算

(単位：億円、()内は構成比%)

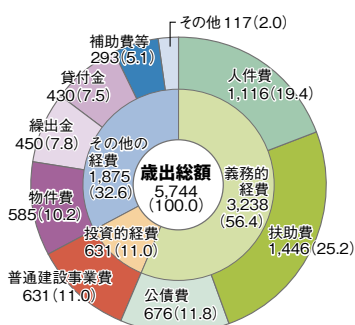
1 歳入



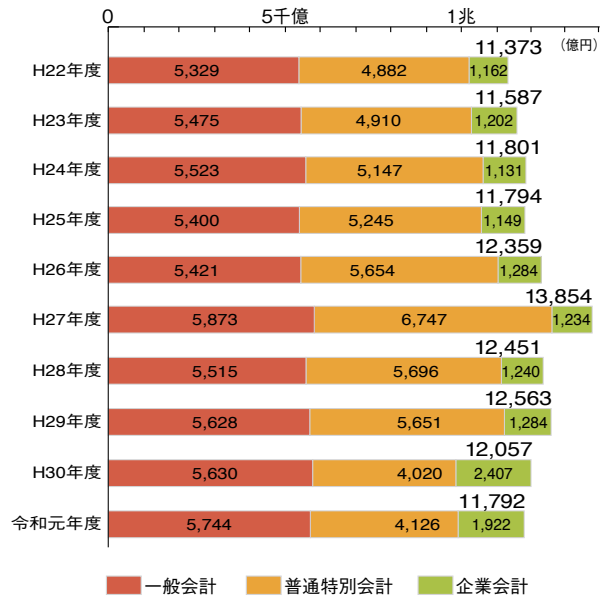
2 歳出・目的別



3 歳出・性質別



◆当初予算の推移



特別会計

特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計から収支経理を分離して別に会計を行うものを指します。

企業会計

特別会計のうち、地方公営企業法に基づき設置が義務づけられているもので、会計方法も一般会計と全く異なったものを採用しています。

3-3 建設局の予算

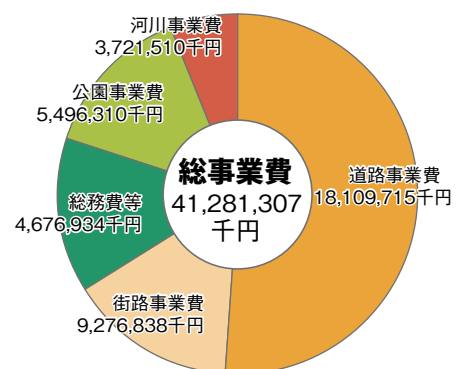
建設局令和元年度当初予算は以下の通りです。

◆建設局の予算

(単位：千円)

区分	令和元年度当初		
		補助	単独
合計	44,021,627	23,857,776	20,163,851
一般会計	41,281,307	23,857,776	17,423,531
土地取得特別会計	2,740,320	0	2,740,320

◆建設局一般会計事業別の予算



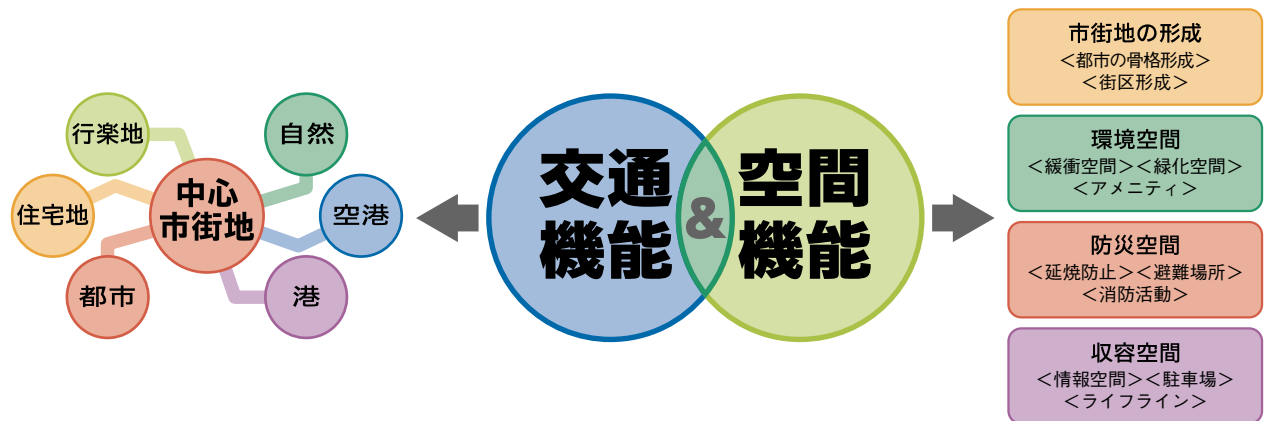
道路事業

4 道路事業

道は私たちの生活を支える基盤です。

4-1 道路の役割

道は、街や地域をつくり、人の移動はもちろん、モノや情報をスムーズに交流させるという「交通」の役割を担っています。また、快適さ、豊かさが求められる現代の市民生活の中では、ライフラインの収容空間、アメニティ空間、防災空間など多様で多面的な機能も果たしています。つまり道は、演出次第でみんなが楽しめる社会の共有空間です。



4-2 道路の種別

(1) 道路法による道路 道路は、道路法第3条により、以下のように分類されます。

平成31年4月現在

	種 別	道路管理者
高速自動車国道	高速自動車国道法で指定された自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路 北九州市内：九州縦貫自動車道、東九州自動車道、関門自動車道	国土交通大臣
一般国道	・全国的な幹線道路網を構成する道路 ・政令により起点、終点、重要な経過地が指定される 指定区間 一般国道のうち政令で指定する国土交通大臣の管理区間 北九州市内：2号、3号（一部）、10号	
	指定区間外 指定区間以外の一般国道 北九州市内：3号（一部）、198号、199号、200号、211号、322号、495号	北九州市
都道府県道	・地方的な幹線道路網を構成する道路 ・議会の承認を得て、都道府県知事が認定する ・北九州市内の都道府県道の認定は、北九州市議会の議決を経て北九州市長が福岡県知事に意見を提出して認定される 北九州市内：49路線（県管理1路線を含む）	北九州市
市町村道	・市町村の区域内に存する道路 ・市町村議会の議決を経て市町村長が認定する 北九州市内：20,472路線	

(2) 都市計画法による道路（都市計画道路）

都市計画道路とは都市計画法第11条に基づいて計画された道路で、都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とした都市施設です。都市計画決定された道路の予定区域内で建物を建てる時は、許可が必要です。

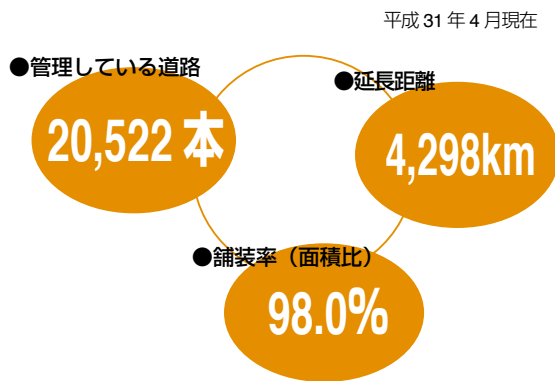
- 許可の基準は、① 2階以下で地階のないこと
② 主要構造が木造・鉄骨造、コンクリートブロック造等であること

4-3 道路の現況

(1) 道路種別路線数・延長

北九州市には、国道（有料道路5を含む）・県道・市道（都市高速道路5を含む）を併せて20,536の道路があります。その内訳は国道15、県道49、市道20,472となっています。すべての道路の総延長は4,439kmです。そのうち北九州市が管理しているのは、20,522の道路で、延長4,298kmです。

◆北九州市が管理している道路



(2) 都市計画道路の現況

◆北九州市内 都市計画道路整備状況

都市計画道路計画決定延長	265路線	607.6km
整備済区画延長		492.8km
未整備区画延長		114.8km
整備率		81.1%

(平成31年3月末現在)

◆小倉駅 小倉城口



◆(都)紫川東線



◆道路の現況

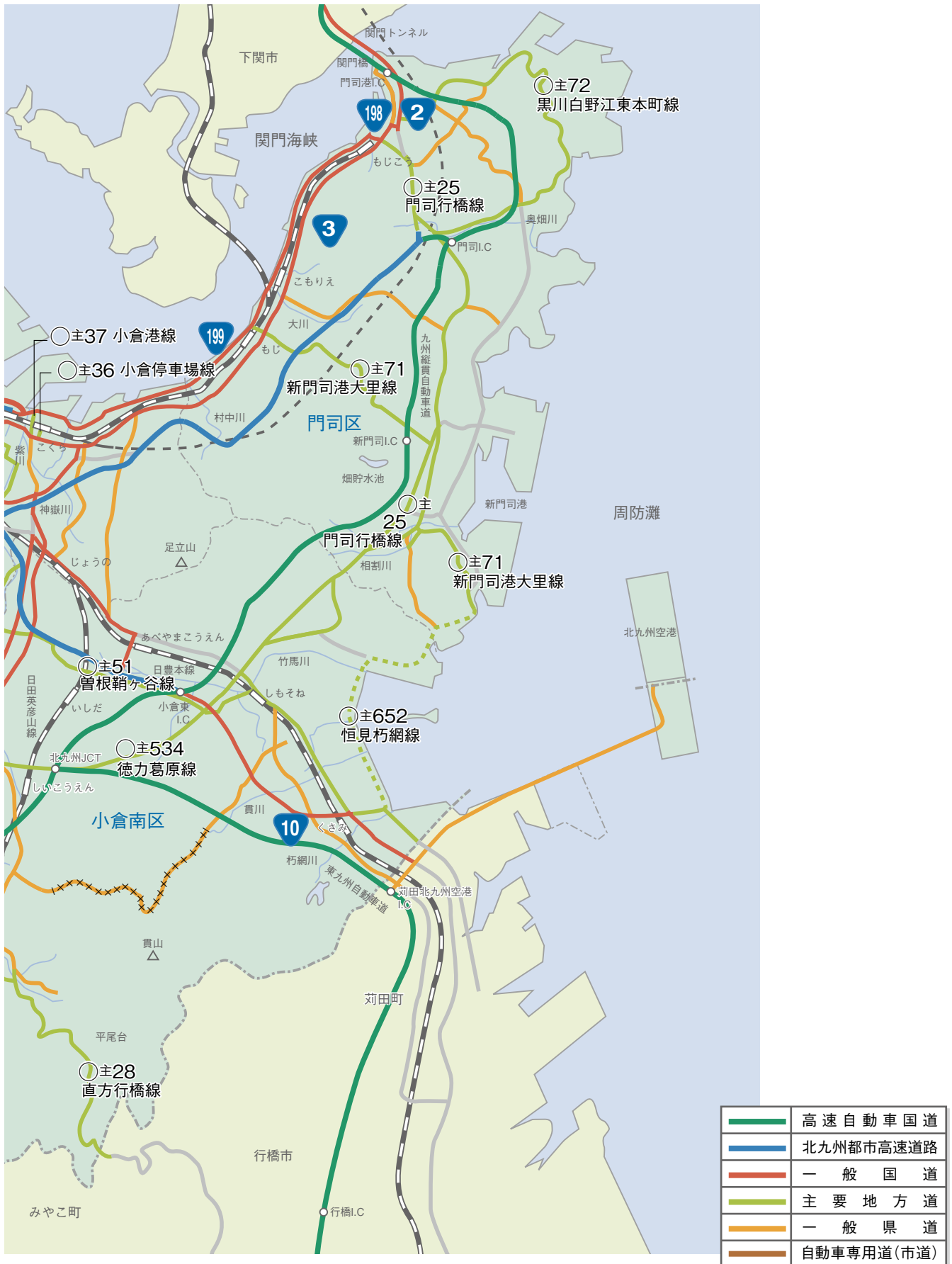
平成31年4月現在

道路種別	路線数	総延長 (未供用を除く)	重用延長 (m)	実延長 (m)	種 類 別 実 延 長 内 訳				
					道 路 (m)	橋りょう		トンネル	
						数	延長(m)	数	延長(m)
市 総 合 計	20,536	4,439,317	66,506	4,372,811	4,274,744	2,174	74,331	51	23,737
市管理合計(①~③)	20,522	4,297,935	65,326	4,232,609	4,190,913	1,954	33,704	27	7,993
国 道	15	214,793	1,180	213,613	181,663	235	19,235	17	12,714
有料道路	5	52,982	0	52,982	30,371	103	10,983	11	11,628
指定区画	3	38,781	1,180	37,601	32,129	53	5,352	2	120
① 指定区画外	7	123,030	0	123,030	119,163	79	2,900	4	966
県 道	49	292,514	21,019	271,496	263,032	205	5,757	11	2,707
② 県道(市管理)	48	292,418	21,019	271,400	262,936	205	5,757	11	2,707
②-1 主要地方道	16	150,677	4,852	145,825	140,231	107	2,887	11	2,707
②-2 一般県道	32	141,741	16,166	125,575	122,705	98	2,870	0	0
一般県道(市管理外)	1	96	0	96	96	0	0	0	0
市 道	20,472	3,932,010	44,307	3,887,703	3,830,049	1,734	49,339	23	8,317
③ 市 道	20,467	3,882,487	44,307	3,838,180	3,808,814	1,670	25,047	12	4,321
都市高速道路	5	49,523	0	49,523	21,235	64	24,292	11	3,996

※橋りょう・トンネルの箇所数は、上り・下り別の場合、1箇所として計上

北九州市道路網図





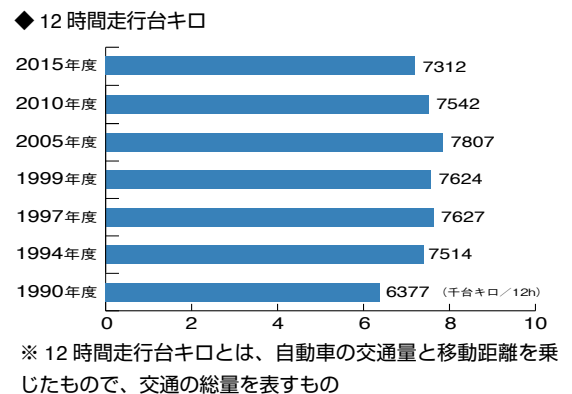
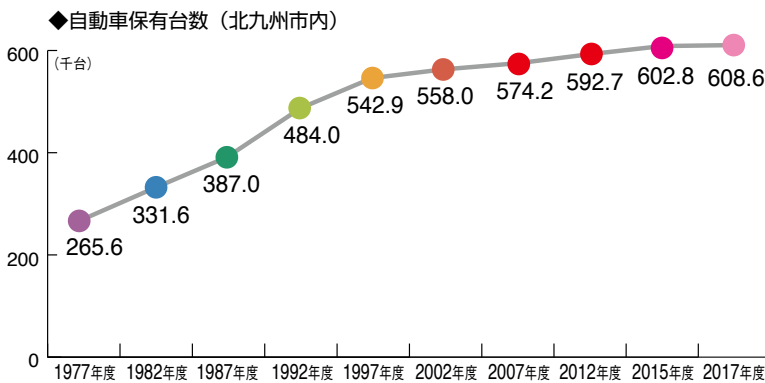
※主要地方道のうち小倉南区内の㊦534、㊦652は市道、その他は県道

4-4 交通量・道路整備の推移

自動車の交通量が増えると従来の道路でそれを処理するのは難しく、車線を増やしたり、新しい道路をつくる必要があります。新たに道路を整備することによって通勤通学時の渋滞解消や各プロジェクトの支援、沿道環境の改善など、その整備成果は、市民生活の豊かさにつながっています。

(1) 交通量の推移

グラフで最近30年間の自動車保有台数の推移を見てみると、約2倍以上に増加しています。また、交通量については依然として高い傾向にあります。その結果、市街地の渋滞が悪化し、安全の面でも問題が生じ、道路整備の必要性が高くなります。



◆主要渋滞箇所リスト（平成25年3月末現在）

- | | | | | | |
|--------------------------------|-------------|-------------|---------------|--------------|--------------|
| ● 区間 | ● 箇所 | | | | |
| 1 筒井町交差点
～黒崎駅前交差点 | 1 永犬丸五丁目交差点 | 6 陣山二丁目交差点 | 11 清水交差点 | 16 湯川交差点 | 21 貫交差点 |
| 2 筒井町交差点
～東曲里町交差点
～幸神交差点 | 2 馬場山交差点 | 7 力丸町交差点 | 12 三萩野交差点 | 17 横代交差点 | 22 下曾根一丁目交差点 |
| | 3 穴生電停交差点 | 8 本城(帯田)交差点 | 13 神幸町交差点 | 18 沼緑町一丁目交差点 | 23 曾根出張所交差点 |
| | 4 岸の浦二丁目交差点 | 9 若戸大橋口交差点 | 14 大里本町三丁目交差点 | 19 葛原東三丁目交差点 | 24 バイパス朽網交差点 |
| | 5 清納二丁目交差点 | 10 中井交差点 | 15 城野交差点 | 20 津田西交差点 | |

◆主要路線交通量（H27道路交通センサス）と主要渋滞箇所



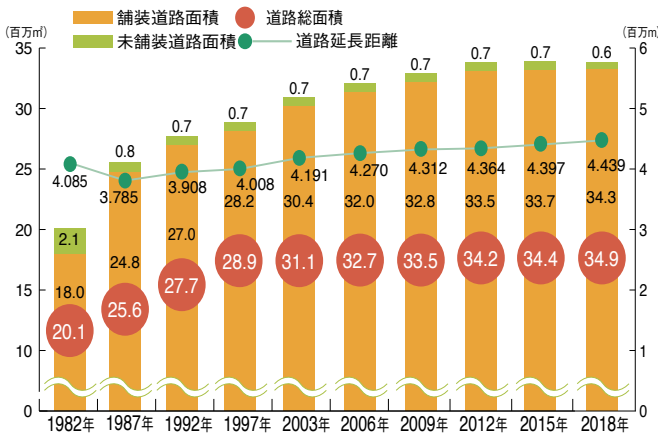
(2) 道路整備の推移

① 道路延長、道路面積、舗装面積

この40年弱の間で道路面積は約1.7倍に増え、市民1人あたりにすると37.2m²/人です。

これは車線を増やしたり新しい道路をつくった成果で、渋滞が緩和されるだけでなく、次世代に引き継がれる市民共有の財産です。

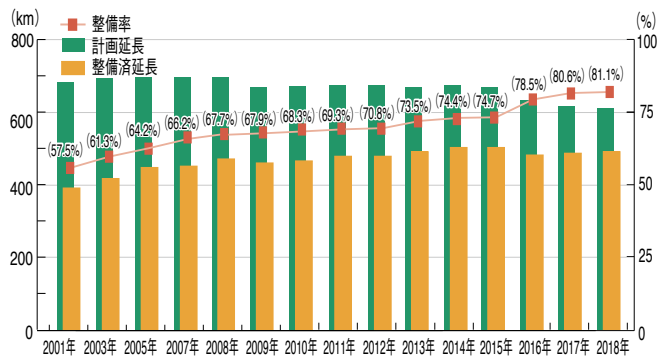
◆道路延長と道路面積と舗装道路面積



② 都市計画道路の整備率

都市計画道路の整備を進めてきた結果、約492.8kmが完成しています。整備率は81.1%であり、着実に整備を進めています。

◆都市計画道路の整備率



自動車専用道路へのランプ10分圏の拡大

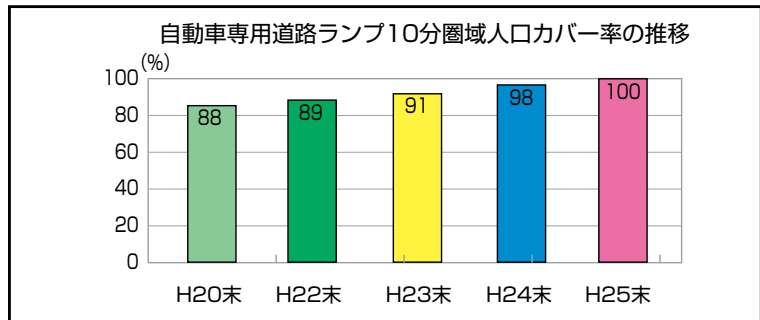
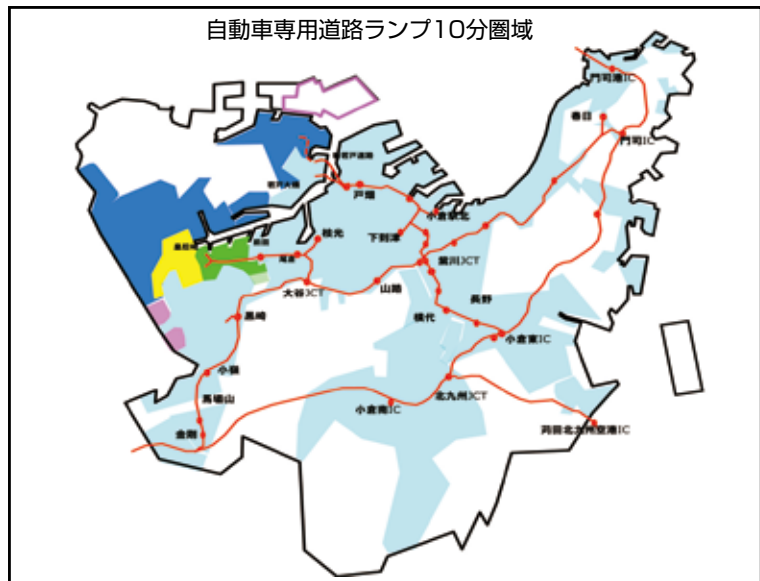
物流拠点都市の形成や都市間交流の促進等のために広域ネットワークを形成する幹線道路網の整備を行っています。

その結果、自動車の流れがスムーズになり、自動車専用道路の出入口（ランプ）まで10分以内に到達できるエリアの人口が平成14年度末には全体の約80%でしたが、平成24年度には、若戸トンネル、国道3号黒崎バイパスの都市高速道路接続が完了し、平成25年度に引野永犬丸線が完了したことで100%になりました。
※ランプ10分圏域とは、市民の概ね9割以上が居住する市街地の代表地点から最寄りのランプまで10分程度でアクセスできる地域。

■若戸トンネル



■黒崎バイパス



4-5 「北九州市道路整備中長期計画」～造る道づくりから、活かすみちづくりへ～

(1) 計画の概要

道路は、街や地域をつくり、ひとの移動はもちろん、モノや情報をスムーズに交流させるという「交通」の役割を担っています。また、快適さ・豊かさが求められる現代の市民生活の中では、ライフラインの収容空間・アメニティ空間・防災空間など、多様な機能を果たしています。

このように、道路は私たちの日々の暮らしや産業を支える最も身近で基本的な社会資本のひとつで、その機能を十分に発揮するためには、計画的・効率的な整備や維持管理が求められています。

そこで、今後の「みちづくりの方向性」を示すとともに、「主な施策や事業」「道路整備の目標とその効果」などを示す「北九州市道路整備中長期計画」を策定し、この計画に基づき様々な道路整備を進めていきます。

(2) 計画の期間

平成 22 年度～令和元年度（概ね 5 年後を目途に効果検証し、計画の見直しを実施）※平成 27 年 11 月改訂

(3) 道路整備の方向性、主な施策、主な事業内容、目標値と達成状況

道路整備の方向性	主な施策	主な事業内容	目標値と達成状況			
			整備前 ⇒ 計画 (H20 末) (H25 末)	平成 25 年度末 実績	平成 30 年度末 目標値	
ビジョン 1 都市の発展を支えるみちづくり	1. 国際競争力を強化する広域物流ネットワークの構築 2. 都心や副都心等に活力を与える中心市街地の道路整備	(整備路線) 黒崎バイパス、戸畑枝光線、国道 199 号、国道 211 号、国道 495 号、6 号線、日明渡船場線、砂津長浜線、八幡鞍手線 等	①道路整備によるランプ 10 分圏域の拡大 約 88% ⇒ 約 95% 100% (達成) —			
		(整備路線) 大門木町線、室町大門線、城内大手町線、城山西線、折尾中間線 等	②主要渋滞箇所の削減 (対象：28 箇所) — 現況 28 箇所 14 箇所			
ビジョン 2 安全・安心な暮らしを支えるみちづくり	3. 道路空間の有効活用及び再配分	自転車利用環境の向上、健康づくりを支援する道路整備事業、歩道等の整備、JR 等主要駅周辺・道路のバリアフリー化	③広域物流ネットワーク道路の供用率 — 現況約 90% 約 95%			
	4. 街路灯・生活街路灯の整備	街路灯・生活街路灯の整備	④主要駅周辺の主要道路のバリアフリー化率 約 88% ⇒ 約 95% 約 90% 約 95%			
	5. 交通事故削減に向けた交通安全対策	事故危険箇所・あんしん歩行エリアの整備、通学路の安全対策	⑤通学路の合同点検の実施率 (平成 27 年度～) — 0% 約 80%			
	6. 人にやさしい安全安心なまちづくり活動の推進	街頭交通安全広報・指導等	⑥都心部における自転車走行空間整備延長 — 現況 4km 約 25km			
	7. 電線類地中化	無電柱化の推進	⑦-1 橋梁リニューアル工事の整備率 (対象：128 橋) — 現況 70% 約 90%			
	8. 面整備を活用した道路交通の環境改善	土地区画整理事業等の面整備と合わせた道路整備	⑦-2 トンネルリニューアル工事の整備率 (対象：8 トンネル) — 現況 80% 約 100%			
	9. 橋梁・トンネル・モノレールの長寿命化対策	橋梁・トンネルのリニューアル工事、モノレールの劣化・耐震対策	⑦-3 モノレールの劣化・耐震対策の整備率 (対象：約 1,400 箇所) — 現況 20% 約 70%			
	10. 舗装維持修繕計画の策定	効率的・効果的な舗装修繕計画の策定	⑧バスの平均速度が 15km/h 未満のバス路線の割合 (対象：主要なバス路線 190km) 約 17% ⇒ 約 14% 約 15% (達成) 約 13%			
	ビジョン 3 美しき環境先進都市を支えるみちづくり	11. 小倉都心部低炭素まちづくり推進プランの取り組み	環境対策型舗装の整備 等	⑨道路整備による排出ガスの年間削減量 (単位：千 t-CO ₂ /年) 1,120 ⇒ 40 削減 (1,080) -40 (達成) (1,080) さらに 20 削減 (1,060)		
		12. 北九州市環境首都総合交通戦略の推進	公共交通利用促進等への意識向上と実践、公共交通の利便性向上、道路の有効活用	⑩北九州市道路サポーターの拡大 (団体数) 107 団体 ⇒ 220 団体 196 団体 220 団体		
13. 魅力的なみちづくり		休憩用ベンチ等の整備、オープンカフェ等の促進、小倉駅 1 階南北連絡通路のリニューアル	⑪都心・副都心の道路照明の LED 化率 (対象：1,647 灯) — 現況 81% 約 100%			
14. 北九州市道路サポーターの充実		制度の充実、情報発信				
15. 北九州風景街道の推進		長崎街道等の沿線における歴史や文化等の地域資源を活かした賑わいづくり・情報発信・観光振興 (ウォーキング・フォト & スケッチコンテスト等)				
16. 中心市街地のサイン整備		歩行者系サインの整備推進				
17. 道路照明の LED 化		照明灯の LED 化 (既存・新規)				

4-6 道路事業

(1) 幹線道路

① 高規格幹線道路

高規格幹線道路とは、全国的な交通網を構成する高速交通の自動車専用道路です。この道路は都市・空港・港湾をつなぎ、人々の行動圏・経済圏を大きく広げ、全国レベルでの経済発展や地域振興を可能にします。本市に起終点がある路線は九州縦貫自動車道、東九州自動車道、関門自動車道の3つがあります。これらの道路は、北九州都市圏が本州・西九州・東九州方面との交流を図る上で重要な役割を果たしています。

◆高規格幹線道路

平成31年3月現在

路線名	起点	終点	延長(km)	供用延長(km)
九州縦貫自動車道	北九州市	鹿児島市	428 (34)	428 (34)
東九州自動車道	北九州市	鹿児島市	436 (8)	290 (8)
関門自動車道	下関市	北九州市	9 (7)	9 (7)

()は、北九州市内延長

東九州自動車道

北九州市を起点とし、福岡・大分・宮崎・鹿児島各県を結ぶ全長約436kmの高速自動車国道です。この自動車道は、海、空の交通拠点と生産都市を有機的に結び、東九州の産業・経済・文化を活性化するとともに九州の高速自動車国道のネットワークを形成し、九州の一体的浮揚を担う重要な道路です。

平成28年4月に北九州～宮崎間の322kmが繋がりましたが、ほとんどの区間で暫定2車線の整備となっています。



② 都市高速道路

都市高速道路は、都市内の大量の自動車交通を処理し、都市の機能を維持・増進させることを目的とした自動車専用道路です。北九州都市高速道路は昭和46年に1号線から3号線が都市計画決定され、平成3年に北九州道路と北九州直方道路が北九州高速4号線として管理されるようになりました。

路線名	起点	終点	延長 (km)	供用延長 (km)
北九州高速1号線	小倉南区長野二丁目	小倉北区下津一丁目	9.2	9.2
北九州高速2号線	小倉北区許斐町	戸畑区大字戸畑	4.3	4.3
北九州高速3号線	小倉北区菜園場一丁目	小倉北区東港一丁目	1.8	1.8
北九州高速4号線	門司区春日町	八幡西区茶屋の原二丁目	31.8	31.8
北九州高速5号線	八幡東区大字枝光	八幡東区神山町	2.4	2.4
合計			49.5	49.5

③ 地域高規格道路

地域高規格道路とは、広域道路整備基本計画で指定された広域道路の中から、地域の要望、事業の重要性、緊急性、地域の活性化に与える効果等を考慮して国土交通大臣が指定した道路です。4車線以上の自動車専用道路（又は同等の機能）で、60～80km/h以上の速度が提供できる質の高さと、地域間の連携・交流機能を有しています。

路線名	全体延長	区間指定	延長	供用延長	
計画路線	新北九州空港道路	整備区間	5km	4km	
		-	3km	0km	
	下津ランプ連絡道路(都下津線)	1km	整備区間	1km	1km
	新門司港都市高速連絡道路	5km	調査区間	5km	0km
	若戸大橋	2km	整備区間	2km	2km
	北九州高速道路(1～5号線)	55km	整備区間	55km	50km
	黒崎道路(国道3号黒崎バイパス)	6km	整備区間	6km	4km
	新若戸道路	4km	整備区間	2km	2km
候補路線	小倉駅北口連絡道路	-	2km	0km	
		-	2km	0km	
	下関北九州道路	-	-	-	-
北九州福岡道路	-	-	-	-	

※(都) 戸畑枝光線が未供用

◆北九州高速道路網図



現在整備中の地域高規格道路

国道3号黒崎バイパス

黒崎駅周辺の国道3号は、小倉都心や福岡方面への通過交通や産業交通が非常に多いため、交通渋滞が慢性化し、排気ガス等が環境面にも悪影響を及ぼしています。また、黒崎地区及び東田地区は、多くの工場や商業施設が集積しており、今後、交通渋滞がますます激しくなることが予想されます。本事業は、このような状況を改善し、自動車交通の円滑化や物流の効率化を図るものです。平成20年度に暫定供用し、平成23年度に、皇后崎ランプ及び前田～黒崎北ランプ間が供用、平成24年度に、前田ランプ～都市高速道路への接続区間が供用されました。現在は、残る3つのランプ（春の町、黒崎西、陣原 ON）の早期完成に向け整備を進めています。



(2) 身近な生活道路

① 生活道路等緊急整備事業・・・★

市民の要望が特に多い生活道路の維持修繕や舗装、側溝、街灯、公園等の整備を促進します。また、併せて地元中小企業向けの事業を確保することで地域経済の活性化を図ります。

毎年6月～8月は、市民からの要望窓口として各区役所のまちづくり整備課のほか、総務企画課、出張所、広報室広聴課、市民センターを加え広く要望を受け付けています。

② 健康づくりを支援する道路整備事業

ウォーキングを通じた市民の健康づくりを支援するため、地域と決めたウォーキングコースの路面上に、目的地や距離、消費カロリーなどを表示して、楽しみながら健康づくりができる環境整備を行います。

③ 自転車走行空間の整備

環境負荷の少ない自転車の利用を促進するため、自動車や歩行者と分離した安全な自転車走行空間の整備を進め、低炭素型のまちづくりを推進していきます。



(主)長行田町線ほか



(県)三萩野魚町線



ウォーキングコース

(3) 交通安全施設

道路の交通渋滞を緩和するとともに、交通事故防止等の安全性を確保するため、幹線道路の交差点改良や歩道、自転車歩行者道、中央帯、道路照明、自転車駐車場などの交通安全対策事業にも取り組んでいます。

① 交差点改良

幹線道路等において、交通渋滞の原因のひとつになっている交差点のボトルネックを解消し、交通の円滑化を図るため、右折レーンの新設、延伸等を実施しています。

② 歩道整備

市街地や幹線道路において、自動車と歩行者、自転車を分離することにより、安心して歩行できる空間を確保するため、広幅員の歩道整備を推進しています。

特に、都心部では、立体式の歩行者専用デッキ（ペDESTリアンデッキ）の整備や沿道の商業施設のセットバックによる歩行者空間の確保などを実施しています。

③ バリアフリーのまちづくり・・・★

北九州市はこれまで「福祉のまちづくり」の観点から、積極的に歩道設置や歩道の段差解消に取り組んできました。今後高齢化が進む中、誰もが安心して暮らせる生活環境の確保は、ますます重要な施策として求められています。

そこで街全体を面的・総合的にバリアフリー化し、誰もが気軽に訪れ、楽しめる街にするために、利用者が多い駅周辺

と公共施設や福祉施設等を結ぶ主要経路等において、バリアフリー化整備に取り組んでいます。

● 人にやさしく利用しやすい施設整備

バリアフリーのまちづくりを進めるためには、道路利用者の意見を取り入れる仕組みが大切です。

そこで、障害者や高齢者等を含めた道路利用者とバリアフリー点検や意見交換会を定期的に行い、道路整備に反映させています。

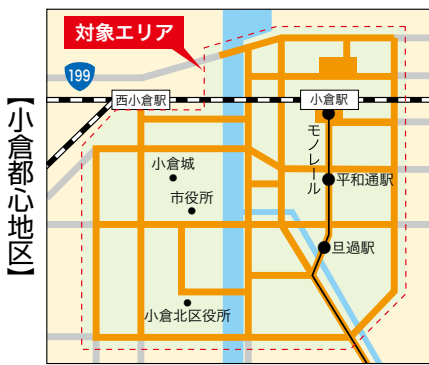
④ 通学路の安全対策の推進

登下校中における児童生徒の安全確保を図るため、平成27年11月に策定した「北九州市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係者が連携して通学路の安全点検を行い、継続的な交通安全対策を実施しています。

具体的には、

- ・安全対策の内容を関係者で共有し、効果の検証を行う。
 - ・学校では「通学路安全マップ」を適宜更新し、児童・生徒への安全指導の徹底を図る。
 - ・特に危険な箇所では、関係者全員が合同で安全点検を行う。
- 等の取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

バリアフリーのまちづくり



バリアフリーの対象区域



▲小倉駅前(小倉城口)ペDESTリアンデッキとエレベーター



▼医療センター前歩道橋



バリアフリーの対象区域



▲黒崎駅前ペDESTリアンデッキ



▼エレベーター(黒崎駅前)

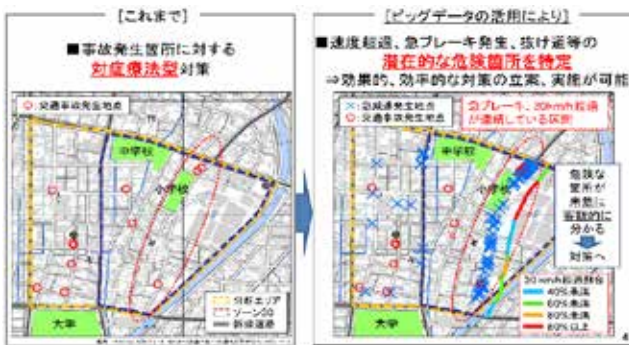
⑤ 生活道路の交通安全対策

ア) 生活道路の交通安全対策

- これまでの事故発生箇所に対する対症療法型の安全対策ではなく、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所を特定し、効果的・効率的に安全対策を行うものです。
- 地域住民の協力のもと、住民・行政・警察などが一緒に対策案を考え、決定し、その効果を確認しながら進めていきます。

■事業のイメージ

※出典：生活道路対策について（国土交通省道路局環境安全課道路交通安全対策室）



※ビッグデータ

国土交通省が提供する ETC2.0 のビッグデータ。車載車両の速度・急制動・走行経路などのデータを地図に落とし込むことにより、潜在的な危険箇所を特定する。

イ) あんしん歩行エリア

- 道路管理者と公安委員会が連携して、面的かつ総合的な死傷事故防止対策を重点的に講じるエリアを設定し、そのエリア内における死傷事故の抑止に取り組めます。
- 平成20年度に設定した7つのエリアのうち2エリアは完了し、残りの死傷事故の抑制効果があまり現れていないエリアや他事業により整備が完了していないエリアについて継続して、
 - ・歩行者等の安全な通行を確保するための対策
 - ・交差点の安全対策
 - ・交通規制や信号機の改良
 など、交通事故抑止に効果的な対策を重点的に推進することとしています。

⑥ 事故危険箇所

- 死傷事故は、ある特定の箇所に集中して発生する傾向があります。
- このため、死傷事故率が高く、又は死傷事故が多発している交差点や単路を、事故危険箇所として選定しています。
- 事故危険箇所では、交通管理者である警察と道路管理者が連携して、交通事故分析等を行い、集中的な死傷事故抑止対策を講じることとしています。

■対策の概要

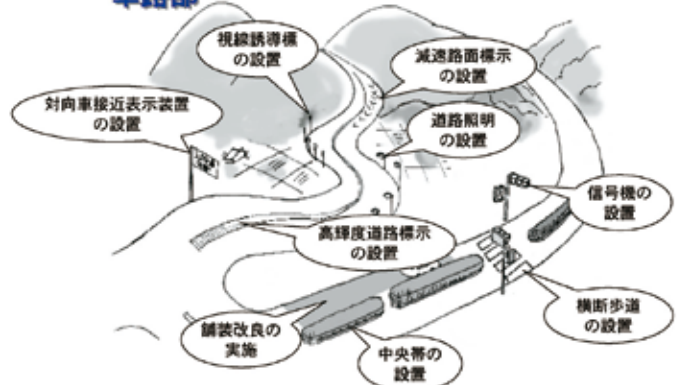
公安委員会	道路管理者
<ul style="list-style-type: none"> ○信号機の新設、高度化、歩車分離化 ○道路標識・表示の高輝度化 ○交通情報板等による情報提供 ○指導取締り 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○交差点改良、右折車線の設置 ○道路照明、視線誘導標の設置 ○区画線の整備 ○歩道の整備 等

事故危険箇所対策のイメージ図

交差点部



単路部



(4) 景観整備・道路環境整備事業

本市では都市景観づくりの施策として景観整備、道路環境整備事業を推進しています。併せて無電柱化事業（電線類地中化事業）も進めています。また、都市イメージの向上を図る取り組みとして「北九州おもてなしの道づくり」を推進し、来訪者をもてなす雰囲気づくりを展開していきます。

① 無電柱化計画

無電柱化事業は「都市景観の向上」、「安全で快適な歩行者空間の確保」、「都市防災機能の強化」等を目的として整備を行っています。現在は、従来の地中化に加え、電柱を裏通りに建て、表通りから電柱をなくす「裏配線」にも取り組んでおり、昭和61年から平成30年度末までに主要なJR駅周辺地区や商業地域、学術研究都市等の大規模開発地区を中心に約109.3kmの整備を行いました。

無電柱化の6つのメリット

1. 道路の掘削工事が減少し、交通渋滞が緩和します
2. 電柱衝突事故が減少、交差点の視野も広がります
3. 歩道が広く使い、安全な通行空間が確保されます
4. 事故等に関係なく電力、通信が安定供給されます
5. 火災等の消火活動が容易で避難通路にも有益です
6. 街の景観が見違える程すっきりと美しくなります

無電柱化施工例



施工前



施工後

② まちづくり景観整備

下の写真は、景観重点整備地区に指定されている八幡東区の道路景観整備の写真です。歩道の舗装や障害物等を整備したことで街の印象が変わり、潤いのある快適な歩行空間が生まれ、地域の活性化に役立っています。

まちづくり景観整備 施工例



施工前



施工後

③ 北九州おもてなしの道づくり事業

北九州市の都市イメージを高めるとともに、新たな観光客の誘致に繋がる取り組みとして、道路景観の向上を図る「おもてなしの道づくり」を進めます。

市境における来訪者へのおもてなし（ウェルカム・ゲート）や幹線道路における樹木や花によるおもてなしを行います。

また、人が多く集まる観光地区の賑わいづくりや魅力を高める道路の景観整備を行います。



▲国道495号



▲(主) 門司行橋線

④ 日本風景街道 北九州おもてなしの“ゆっくりかいどう”・・・★

本事業は、道路とその周辺地域を舞台に、官民の協働のもと、その地域ならではの自然や景観、歴史、文化などを活かした美しい風景づくりを行い、地域の活性化や観光の振興を目指す「日本風景街道」の取り組みを北九州市で推進するものです。



【対象ルート】
門司港レトロ～八幡西区木屋瀬までの長崎街道などの沿線約40km

- 【主な取り組み】**
- 街道を活かしたイベント
 - 広報 PR 活動など
 - まちづくり団体同士の連携強化



誘導サインの設置



総会の様子



子どもウォーキングの様子



風景街道DAYs in 大里

⑤ 排水性舗装

交通量が増加することにより、道路交通騒音が悪化し、環境基準を満足することが困難な箇所も多数発生しています。

その対策として騒音の発生源である自動車構造の改善を基本としつつ、道路構造の対策となる排水性舗装を実施しています。この舗装は、他の舗装より空隙が多く、タイヤの接地音を路面の凹凸が吸収し騒音を抑制する効果があります。

(5) 放置自転車対策

自転車は、手軽な交通手段ですが、駅周辺や商店街では路上放置が発生しやすく、歩行者の通行妨害、街の景観阻害などの問題を引き起こしています。そこで平成元年に制定された「北九州市自転車の放置の防止に関する条例」に基づいて、自転車の放置防止に努めています。

■自転車駐車場の整備

自転車の放置の多いJR駅を中心として、自転車駐車場の整備を行っています。整備された自転車駐車場には管理員を配置し、有料で運営しています。平成31年4月1日現在の有料自転車駐車場は22施設、利用時間は6:00～22:00です。

■放置自転車の撤去

自転車駐車場が整備された地域では、自転車放置禁止区域を設けています。この自転車放置禁止区域に放置してある自転車で、指導または命令を行った後にまだ放置されているものは、保管所に移動・保管しています。なお、移動・保管した自転車の返還時に手数料を2,000円徴収しています。



自転車放置禁止区域のマーク

有料自転車駐車場利用料金

種 別		自転車	自動二輪車
普通使用	1日1回につき	100円	150円
回数券による使用	11枚つづり	1,000円	1,500円
定期券による使用	学生	1 箇 月	1,300円
		3 箇 月	3,700円
	一般	1 箇 月	2,000円
3 箇 月		5,700円	
		3,000円	8,500円

自転車駐車場(19施設 小倉駅南自転車駐車場、折尾駅西自転車駐車場、本城自転車駐車場を除く)は125ccを超える自動二輪車(側車付を除く)の駐輪が可能です。

市内の有料自転車駐車場 平成31年4月1日現在



(6) 道路の維持管理

北九州市が管理している道路の総延長は4,240kmであり、その中には橋やトンネルといった多くの道路施設があります。これらの道路について、安全で快適な通行を確保するため、市民通報などで発見された異常箇所について緊急的な修繕を行うとともに、傷んだ舗装や橋梁などの計画的な修繕を行っています。

① 道路の維持修繕

交通量の増加や車両の大型化、長年の老朽化により、ひびわれ、わだち、凹凸ができた舗装を、傷みの程度に応じて全面的に打ち換えたり、部分的な修繕をしたりしています。

また、道路側溝や樹の補修、清掃、道路のり面の除草なども行っています。

② 橋梁・トンネル長寿命化修繕計画

1) 橋梁・トンネルの現状

現在、市内には2,000橋近い橋梁と39本のトンネル（建設局管理分）があり、これら多くは1950年代（高度成長期）以降に建設しました。このため、50年を経過する橋梁・トンネルは、今後、急速に増加し、架け替えや維持補修に必要な予算の確保が大きな課題となっていました。



2) 修繕計画の策定

そこで、本市では、50年といわれる橋の寿命を100年以上に延ばすとともに、利用者の安全・安心を確保するために「北九州市橋梁長寿命化修繕計画」を平成22年3月に策定（平成29年3月改定）し、トンネルについても、平成25年2月に「北九州市トンネル長寿命化修繕計画」を策定（平成29年3月改定）しました。

これらの計画は、悪くなったら修繕するこれまでの「対症療法型」から、計画的に手を入れて長持ちさせる「予防保全型」に移行するものです。

3) 計画の内容

- ・ 予 防 保 全 工 事：計画的に手を入れて長持ちさせる補修工事
- ・ リニューアル工事：すでに老朽化が進み抜本的な治療が必要な施設に対する補修工事
- ・ 耐 震 対 策 工 事：緊急輸送道路などの防災上重要な橋で特に対策が必要な施設に対する耐震工事

計画による効果

- ・ 予防保全により主要橋梁の安全・安心を確保
- ・ リニューアル工事により健全度を回復
- ・ 震災対策工事により大規模地震時の甚大な被害を防止
- ・ 今後の維持管理トータルコストを大幅削減



予防保全と事後保全にかかる事業費を比較したグラフ（橋梁）

③ 北九州モノレール長寿命化事業

1) 北九州モノレールの現状

北九州モノレールは、昭和60年の開業後、平成10年にJR小倉駅までの延伸を行い、現在約9キロメートルで運行しており、市民活動や都市の利便性向上などに寄与しています。

しかし、開業より30年以上が経過し、モノレールを支えるインフラ構造物に経年的な劣化による損傷等（コンクリートのひび割れや、鋼部材の腐食など）が見られるようになってきました。

主なインフラ構造物：PC軌道桁565本、鋼軌道桁45連、RC支柱252基、鋼支柱121基、分岐橋4橋、停留場13駅 等

2) 北九州モノレール長寿命化計画の策定

このため、道路の一部であるインフラ構造物を所有している北九州市は、予防保全型の維持管理を目指した「北九州モノレール長寿命化計画」を平成23年6月に策定しました。

3) 計画の内容

インフラ構造物の損傷状況に応じた性能を回復するための劣化対策に取り組み、メンテナンスサイクルを構築し、継続していきます。あわせて必要な耐震性能を確保するための耐震対策に取り組んでいます。

■劣化対策工事

- ・ 軌道桁や支柱のひび割れ補修や再塗装
- ・ 分岐橋のひび割れ補修 など

■耐震対策工事

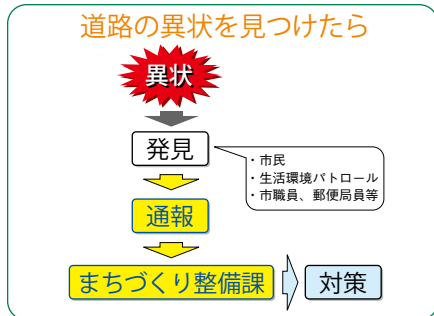
- ・ 鋼支柱、RC支柱の耐震補強
- ・ 鋼軌道桁、PC軌道桁の落橋防止装置の設置

計画の効果

- ・ モノレール利用者の安全性や利便性の確保
- ・ 耐震対策により地震時の甚大な被害を防止
- ・ 今後の維持管理トータルコストの縮減と予算の平準化

④ 緊急修繕

市民からの通報や生活環境パトロールの巡視で見つかった舗装の穴ぼこや、側溝蓋の割れなどの異状は、事故の原因にならないよう緊急工事に対応しています。



⑤ 道路のり面の災害防除

崩壊や落石の危険性がある道路のり面に対して、のり面保護工の施工や落石防護柵の設置等、必要な対策を行っています。

(7) 北九州市環境首都総合交通戦略の推進

平成 20 年 12 月に策定された「北九州市環境首都総合交通戦略」（平成 26 年 8 月改定）に基づき、建築都市局と連携を図りながら、道路の有効活用、意識の向上や公共交通の利便性向上を目指した取組を推進していきます。

① 意識の向上

企業、市民、学校を対象に、地球環境や自分にとって望ましい交通行動の変容を促す教育・啓発を行う「モビリティマネジメント」を実施します。

・コミュニケーションアンケートの実施 等

② 公共交通の利便性向上

・交通結節機能の強化
・幹線バス路線の高機能化 等

③ 道路の有効活用

・ETC を活用した社会実験
・自転車走行空間の整備 等

4-7 道路の管理

(1) 道路台帳の整備

道路管理を行うためには道路の区域、形状・構造・占用物件等の基本的事項を把握する必要があります。道路管理者には、それらを記載した道路台帳の調製と保管が道路法で義務づけられており、道路の状況が常に把握されている状態になっています。

(2) 道路の占用

道路の本来の目的は、一般交通の役に立つことです。そのため、一般交通の障害となる物件等の設置や行為は制限されています。しかし、道路敷地以外に余地がなく、それが必要でやむを得ない場合は占用が認められています。占用物件を設置する場合は、各区まちづくり整備課で許可を受けることが必要です。なお、占用許可にあたっては占用料を徴収しています。また、掘削を伴う占用の場合は、検査事務費や路面復旧費を徴収しています。

① 道路管理システム

水道、下水道、電気、通信、ガスなどの公益事業者による占用物件の管理、占用の許可申請及び許可は、道路管理システムを導入してオンラインで高度な管理を行っています。

なお、平成 12 年 4 月からは、公益事業者の簡易な工事（電柱工事等）を対象として、まちづくり整備課の窓口で申請書や許可書の受渡しをなくすオンライン電子申請システムを導入しました。

② 不法占用対策

道路の占用に際しては、道路交通の障害にならないよう必要最小限の範囲に抑える必要がありますが、道路上には、置看板等の不法占用物件が見られ、歩行者や自動車等の通行に支障を来している実情があります。本市では、道路法及び道路不法占用物件処理要領等に基づき、これら不法占用物件の是正指導及び除却等に努めています。

③ 放置自動車（バイクを含む）対策

道路など公共の場所に放置された自動車については、「北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき処理を行っています。

内容としては、まず放置自動車の所有者を調査します。所有者が判明した場合は、撤去指導、勧告、命令を行い、従わない場合は公表や罰則の規定が適用されます。また、所有者が判明せず、当該放置自動車に著しい損傷が見受けられる場合は、廃物判定基準に基づき市において処分し、市が処分を行った後に所有者が判明した場合は、処理にかかった費用を徴収します。

(3) 道路に起因する事故の補償

道路管理者は、その管理する道路について、道路の設置上または管理上の瑕疵が原因で第三者に損害が生じた場合は、国家賠償法の規定により、賠償責任を問われます。賠償責任が生じるのは、道路が道路として通常有すべき安全性を欠く場合とされています。

道路は、時を経るにつれ、車両の通行や気象状況等により、傷みが生じます。定期的な舗装のやり替えや補修に努めていますが、大雨のあとに生じた穴ぼこや、表面からは分からない道路の損傷などによって事故が発生しています。事故が発生した場合は、速やかに、被害状況の把握と事故原因の除去、被害者への補償と道路の復旧を行っています。事故の原因が、事故にあった人の過失にもあると考えられる場合などは、損害賠償の額は、過失相殺します。

過去5年間の道路事故の原因別発生件数は次の表のとおりです。

◆原因別事故件数

原因	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
穴ぼこ	4	11	6	6	10
段差	4	0	3	1	6
蓋不全	6	7	9	10	17
安全施設不全	1	3	3	0	0
道路障害物	2	3	4	4	3
その他	7	10	8	7	15
合計	24	34	33	28	51

(4) 道路損傷事故

道路は、道路を利用する人によって、損傷を受けることがあります。車両の自損事故や交通事故などにより、ガードレールや道路照明灯が壊された場合などは道路損傷事故として処理され、その原状復旧は、事故原因者の負担で行われます。

(5) 特殊車両の通行制限

道路を通行する車両には、道路法、道路交通法及び車両制限令等の法令により、一定の制約が設けられています。その制約のため一般に通行が禁止されている車両で、その車両の構造または積載貨物が特殊なためやむを得ないと認める車両(特殊車両)は、一定の条件のもとで通行が許可されます。

(6) サイクリングセンター

本市では、スポーツ・レクリエーション活動の振興、市民の健康増進、観光客の誘致を目的として、平成31年4月1日現在、河内にサイクリングセンターを開設しています。(道原サイクリングセンターは平成26年3月31日付で供用終了)

◆河内サイクリングセンター

スポーツ・レクリエーション活動の振興・市民の健康増進、観光客の誘致を目的として、開設しています。

・概要

住所／北九州市八幡東区大字大蔵2500-34

TEL／093-651-9000

開設日／3月～11月までの土・日・祝日

(春休み・夏休み期間中は毎日)

開設時間／7・8月：9時～17時

3～6月、9～11月：10時～16時

自転車台数／100台 駐車場／9台

使用料／一般300円、中学生190円、小学生以下150円

(2時間以内)

※H31.4.1 料金改定

◆河内サイクリングセンター利用状況(合計)

年度	開設日(日)	利用台数(台)	使用料収入(円)
平成28年度	128	3,281	524,210
平成29年度	122	3,371	541,800
平成30年度	120	3,136	506,240

(7) 駅前広場・公共連絡通路の管理

駅前広場は、鉄道と他の交通機関との結接点であり、駅前に集中する大量の交通を円滑にするとともに、交通機関相互の乗り継ぎの利便性を増進するために設置される、都市計画法上の都市施設です。

小倉、黒崎、戸畑等JR主要駅の駅前広場には、商業施設や商店街、公共複合施設などを結ぶ人工地盤(ペDESTリアンデッキ)や公共連絡通路などが設けられ、まちに賑わいと活力をもたらしています。

これら駅前広場や公共連絡通路は、市と、鉄道事業者等関係機関との協定によって維持、管理運用しています。



JR小倉駅前(小倉城口)

(8) 道路ふれあい月間

道路の役割及び重要性を再認識してもらい、さらには道路をいつくしむという道路愛護思想の普及を図り、道路を常に広く美しく安全に利用する気運を高めるため、8月1日～31日までの1ヶ月間を「道路ふれあい月間」としています。

(9) 北九州市道路サポーター制度・・・★

北九州市道路サポーター制度は、市が維持管理する道路において、道路の清掃や異状の通報等を行っていただくボランティア団体を支援する事業です。

本制度にご登録いただいた皆さんには、掃除用具や花の苗等を支給し、活動の支援を行います。

これから、あるいは以前から道路の清掃活動等を行っていただいている地域の団体はもちろん企業も対象となります。

平成31年3月末時点で、232団体が登録され、約13,000名の方々が活動しています。



団体の活動状況

公園事業

5 公園事業

市民が誇りと親しみを持てる緑豊かな都市空間を目指します

5-1 北九州市“緑”の基本計画

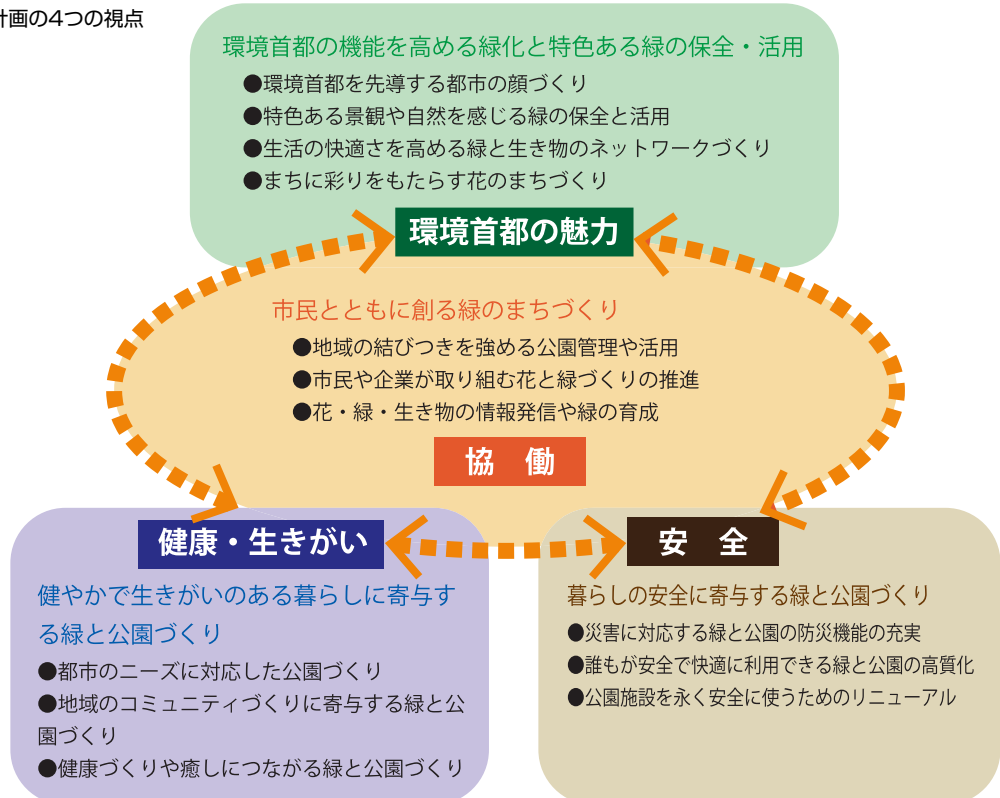
「北九州市“緑”の基本計画」は、「うるおいとにぎわいのある緑のまちづくり」を進めていく上で重要な役割を担う緑に関する基本的な考え方をとりまとめたものです。この計画は、北九州市らしい公園のあり方、緑のまちづくりの指針を定めたもので、「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」をテーマとして、「環境首都の魅力」「健康・生きがい」「安全」「協働」の4つの視点に基づき、緑のまちづくりの施策を展開します。

◆計画の目標値 「北九州市“緑”の基本計画」の目標値は下記のとおりです。なお、計画の目標年次は2020年（令和2年）とします。

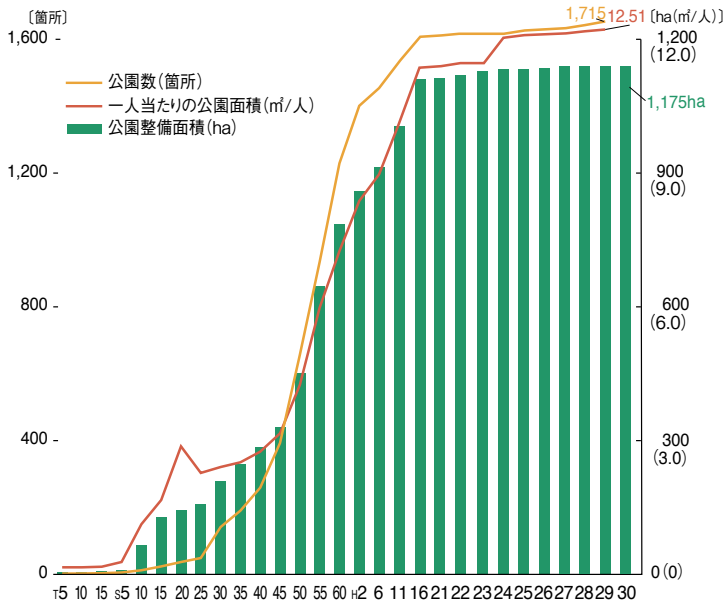
項目	目標量(R2年度)	現在の状況(H30年度末)	備考
市街地(市街化区域)の緑の担保	市街化区域の9.5%	市街化区域の8.3%	①+②+③+⑤/(市街化区域面積) 20,435
特別緑地保全地区の指定 ①	100ha	83.3ha	
工場緑地及び工場等緑化協定 ②	400ha	374.8ha	
緑に親しむ公園や緑地の整備	1,660ha 17.6m ² /人	1,459.8ha 15.5m ² /人	③+④+⑤ ③+④+⑤/(31.4.1推計人口) 939,276
都市公園面積 ③	1,245ha	1,175.5ha	一人あたりの公園面積12.51m ²
自然公園園地等や森林公園面積 ④	218ha	218.0ha	
港湾緑地面積 ⑤	197ha	66.3ha	
環境首都100万本植樹	80万本	71万本	
地域に役立つ公園づくりワークショップ	55地区	35地区	
市民協働による緑化や管理の箇所数	2,100箇所	2,073箇所	

パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都北九州

◆計画の4つの視点



◆北九州市の都市公園の整備状況



●都市公園

都市公園法に基づいて、国または地方公共団体が土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し、一般に公開した営造物である公園や緑地のことです。一般に公園と呼ばれるものはこれに当たります。



5-2 環境首都の魅力

(1) 都市の顔づくり

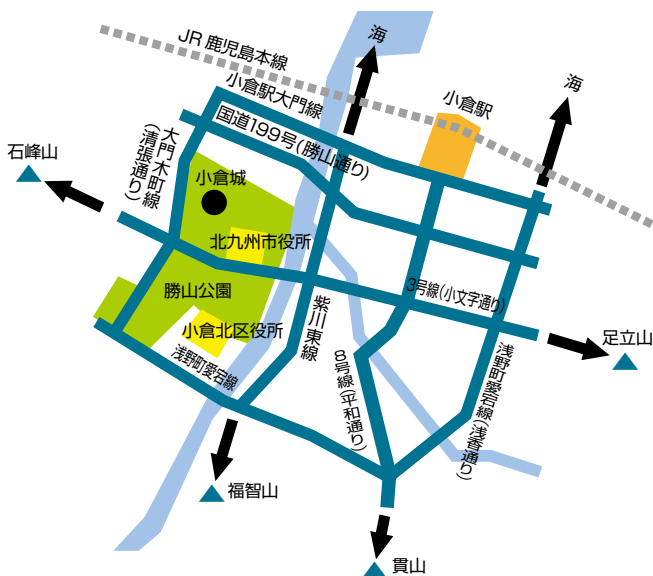
市民や来訪者に環境首都を印象づけ、また緑豊かな街を実感する都市の顔づくりや低炭素モデル地区を形成します。

●小倉駅周辺の花と緑の顔づくり

小倉駅周辺は、市民が誇り、来訪者が環境首都を実感する花と緑の顔づくりとして花と緑の小倉回廊の整備を進めています。



清張通り (3列のけやき並木)



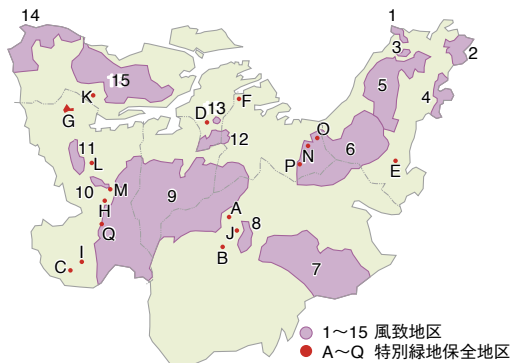
(2) 緑の保全と活用

山・海の豊かな自然が織りなすパノラマは、北九州市の都市景観の基盤であり、貴重な財産です。その貴重な財産は、風致地区、自然公園、緑地保全地区、保存樹の指定などによって守られてきました。将来も、市民がこの特色ある自然景観に親しむことができるように、さまざまな整備と活動が行われています。

① 風致地区

風致地区指定の目的は、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和をはかり、快適な生活環境をつくることです。そのために制定された「北九州市風致地区条例」に基づき、指定区域内に建物を建てたり、土地の造成等を行う場合は許可を受ける必要があります。

◆風致地区及び特別緑地保全地区配置図



② 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区指定の目的は、よい自然環境をつくっている優れた樹林等を現状のまま保全し、豊かな緑を将来に継承することです。そのため指定区域内では、緑地の保全に影響する行為を厳しく制限しています。また特別緑地保全地区の土地の所有者には固定資産税の減免措置や樹林地の保全管理に補助金を出すなどの援助も行っています。

◆風致地区・特別緑地保全地区の面積 平成31年3月31日現在

番号	地区名(風致地区)	面積(ha)	番号	地区名(緑地保全地区)	面積(ha)	買取面積(m ²)
1	和布刈	70.0	A	八旗八幡	1.7	—
2	部崎	159.0	B	徳光	0.2	—
3	庄司	31.0	C	八所	0.8	—
4	喜多久	173.8	D	夜宮	1.3	—
5	風師	1,130.7	E	吉志	1.5	7,259.35
6	足立・戸ノ上	1,872.7	F	番所跡	1.0	9,510.41
7	貫	2,086.7	G	本城	41.0	209,004.79
8	徳吉	165.0	H	袖木	4.4	15,597.08
9	皿倉	4,666.0	I	前岳	1.6	1,448.47
10	養福寺	39.6	J	小嵐山	4.9	41,185.69
11	大池	181.4	K	二島	5.0	50,556.06
12	金比羅	161.3	L	若葉町	0.8	7,035.40
13	夜宮	11.5	M	鬼山池	7.5	44,961.82
14	北海岸	629.5	N	大谷池	1.6	3,252.71
15	石峰山	1,492.5	O	須賀	2.2	—
			P	小文字	2.1	10,511.60
			Q	小嶺三丁目	5.7	36,317.03
合計	15地区	12,870.7	合計	17地区	83.3	436,640.41

③ 自然公園

自然公園法に基づいて、国または地方公共団体が自然の景観を保全するため、一定区域内の土地の権原に関係なく、その区域を公園として指定したもので、国立公園・国定公園と都道府県立自然公園の3種類があります。

指定状況

自然公園は、区域の持つ資質や景観の特殊性、立地条件などに応じて国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類に分けられています。北九州市域の中には、瀬戸内海国立公園、玄海国定公園、北九州国定公園、筑豊県立自然公園が指定されています。

自然公園の活用

自然公園に指定することにより、すばらしい自然の景観を保護するとともに、自然公園の保護および利用計画に基づいて、国民の保健と休養、レクリエーション等の利用を図っています（指定区域内に建物を建てたり、樹木の伐採等を行う場合は許可が必要です）。

◆自然公園の配置図



◆自然公園の面積

公園名	地区名	面積(ha)	種別				
			保護区	第1種	第2種	第3種	普通
北九州国定公園 S47.10/16 指定 H 8.10/28 変更	風師・戸ノ上山 ～足立山地区	781	—	—	—	781	—
	平尾台地区	979	320	140	458	61	—
	福智・皿倉地区	5,029	—	145	437	4,447	—
	合計	6,789	320	285	895	5,289	—
瀬戸内海国立公園 S31. 5/ 1 指定 S32.10/23 変更 H 3. 7/26 変更	和布刈地区	46	—	—	43	—	3
玄海国定公園 S31. 6/ 1 指定 H 2. 2/13 変更	若松北海岸地区	54	—	—	53	—	1
筑豊県立自然公園 S25. 5/13 指定 H 8. 5/17 変更	北九州市域内	2,064	—	—	—	—	2,064

(注) 海面を除く・平成31年3月31日現在

④ 保存樹

うるおいある都市の緑のシンボルとして、巨木・古木は重要な役割を果たします。また、巨木・古木は次世代にひきつぐ貴重な財産です。そのため保存樹として指定し、保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断等を行っています。

◆保存樹の指定（平成 31 年 3 月末現在）

樹木名	本数(本)
クスノキ	53
イチョウ	49
クロガネモチ	9
タブノキ	12
スタジイ	9
エノキ	6
その他	43
合計	181



タブノキ（クスノキ科）
八幡西区下上津役元町（熊野神社内）

木のお医者さん（樹木医）



「木のお医者さん」と親しみをこめて呼ばれる樹木医は、保存樹をはじめ公園の巨木の診断を行って、手当が必要な樹木には治療を施します。都市化が進むにつれて生育環境が悪化したり病害虫の発生も見られる現代で、自然を保護するために、樹木医は、欠かせない仕事のひとつです。

(3) 緑のネットワークづくり

本市では、花や緑のもたらす様々な効果をまちづくりに取り入れています。都市の機能と調和した緑を整備し、美しさや快適性を市民が日常の中で実感できる環境を、市民、企業、行政が一体となって創造していく計画をすすめています。そのために必要な市民や企業の理解と協力を得るために、緑の普及啓発に関する事業や支援施策の充実に努めています。

① 緑の街並み整備事業

この事業では道路、河川及びその周辺の緑地等を総合的、計画的に整備し、山や川の緑と街の緑を結ぶ水や緑のネットワークを形成することが目的です。都市の緑はゆとりや安らぎを感じる心の豊かさにつながり、また気温の変化や街の演出等にも大きな影響を与えます。そこで本市では、都市空間に緑を取り入れて快適空間の創造や活性化をはかると同時に、鳥や昆虫などと共存できる都市を目指してこの事業を進めています。

② 公共用地の緑化

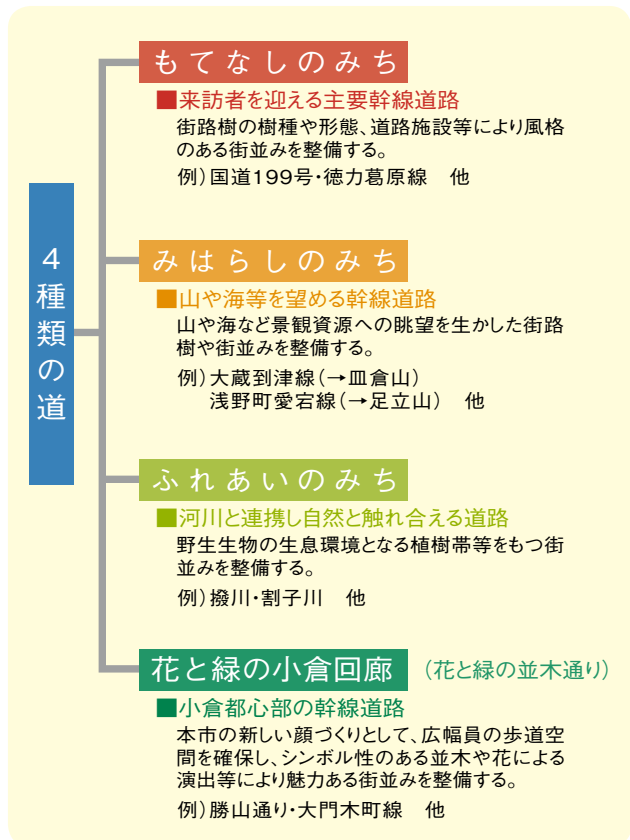
公園、街路、河川等、公共公益施設の緑化を充実させることによって、市街地に緑の拠点ができるように計画を進めています。街路緑化ではケヤキ、イチョウのように春の新緑、夏の緑陰、秋の紅葉といった四季の変化を楽しめる種類を中心に植樹し、美しい四季の花々を加えて、まちに彩りを与えるという構成になっています。

植樹の累計は、現在で約 500 万本にものぼります。

③ 民有地の緑化

市街地の大部分を占めているのは、民有地です。緑あふれる、うるおいとにぎわいの都市空間を実現するためには、その民有地の緑化推進が大きなポイントになります。そのため本市では「北九州市水と緑の基金」による助成や「緑地協定」、「工場等緑化協定」等のさまざまな施策を通して民間の協力も得、地域ぐるみの緑化を進めています。

◆緑の街並み整備事業概念図



(4) 花のまちづくり

花のまちづくりの推進・・・★

美しく潤いのある街を目指し、地域の個性を生かした花による快適な空間づくりを進めています。平成5年度に策定した「北九州市花の総合計画」では、花のまちづくりを効果的に推進するため、花に関する事業を総合的に体系化し、取り組んできました。

現在は「北九州市緑の基本計画」にこの計画を盛り込み、今後もより一層、市民や企業と協働で花のまちづくりを推進します。

◆花のまちづくりの体系（3つのテーマ）と施策

"花を知り、花に親しもう" (花の普及啓発)

- 花の情報発信(インターネット・花新聞)
- 市の花 ひまわりの普及

"花をいっぱい咲かせよう" (花づくりの実践)

- 花咲く街かどづくり(公共花壇・パートナー花壇・市民花壇・スポンサー花壇・花壇サポーター)
- 花と緑の車窓景観整備事業
- 街路樹や身近な公園への花木導入

"花づくりの輪を広げよう" (花づくりの活性化)

- 花咲く街かどづくり推進協議会の活性化
- 花と緑のまちづくりコンクール
- うえるっちゃ!花壇
- フラワーコーディネーター制度

① 花咲く街かどづくり

市民ボランティアや民間企業等の協力で、街かどに積極的に花を取り込んで、美しく快適で潤いのある街づくりを進めることを目的としています。



市民花壇
市が花苗の一部を助成し、花咲く街かどづくり推進協議会のボランティアに植付け・管理をしていただく花壇です。

② 花と緑の車窓景観の整備

主な鉄道・道路などの車窓からの景観を、花と緑で整備することで、街の印象を高めるとい事業です。

この事業は、市民や企業の主体的な参加・協力で行われ、規模の大きい花づくりには、北九州市水と緑の基金から事業費の一部を助成しています。



公共花壇

市の事業として、市が植付け・管理をする花壇です。



パートナー花壇

市が提供する公共の場所に、企業・個人など協力者に植付け・管理していただく花壇です。



スポンサー花壇

企業・団体から寄付をいただき、市が植付け・管理をする花壇です。



花壇サポーター

協力者の店舗や事務所前の公共花壇の水やりなどの管理をしていただくものです。

◆花咲く街かどづくり事業の実施状況（各年度末現在）

事業年度（年度）	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
市民花壇						
推進協議会数(団体)	561	574	570	566	571	574
延人数(人)	15,280	15,395	16,015	15,078	12,749	12,610
植付面積(㎡)	42,496	42,951	32,093	31,503	32,040	31,806
公共花壇						
箇所数(箇所)	84	77	75	69	65	64
植付面積(㎡)	1,882	1,696	1,695	1,774	1,857	1,855
パートナー花壇						
箇所数(箇所)	10	11	12	12	12	12
植付面積(㎡)	315	319	339	339	339	332
スポンサー花壇						
箇所数(箇所)	3	3	3	3	3	3
協賛団体数(団体)	9	8	9	10	10	12
花壇サポーター						
箇所数(箇所)	11	10	10	8	7	7
植付数(基)	58	52	52	84	68	68

③ 花の名所づくり

四季を通じて折々の花を探しに行くことのできる「花の名所」の見直しを行い、新たな名所を整備していきます。



高塔山公園



三岳梅林公園

- 梅
- 菜の花
- ススキ
- 椿
- コスモス
- 花菖蒲
- 紅葉
- 萩
- ツツジ
- アジサイ
- 藤
- 桜
- バラ
- チューリップ

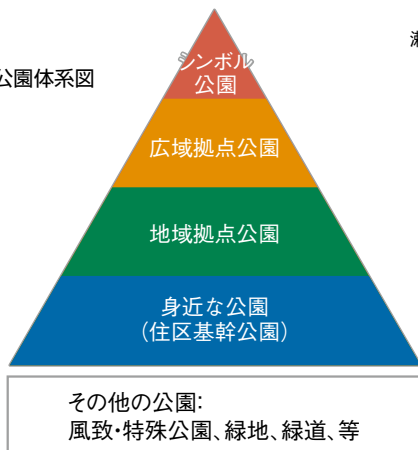


5-3 健康・生きがい

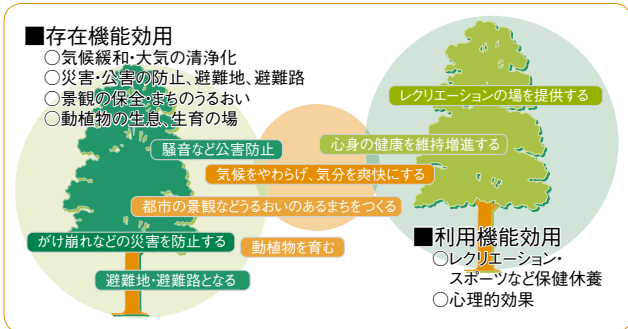
(1) 市民ニーズに対応した公園整備（体系的な公園整備）

本市には、スポーツ施設を有する大規模公園、動植物園、市街地に残る緑地や日常利用する身近な公園など様々な公園・緑地があります。近年の市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、各種公園を体系的に整備しています。

◆公園体系図



◆公園緑地の働き



① 各種公園の整備

高齢化、都市化、自由時間の増大など社会情勢の変化に対応した各種公園の公園整備を進めています。

シンボル公園（勝山公園）

シンボル公園は、都市の顔として都市レベルから全国レベルまでの様々な行事や催しに対応するとともに、都心部で働く人々の憩いの場となる公園です。小倉北区の中心市街にある勝山公園（シンボル公園）は、諸官庁、百貨店、商店街等に近く、子供からお年寄りまで利用者の多い公園です。そこで時代のニーズに対応できるように、紫川マイタウン・マイリバー構想の一環として、整備を進め、平成22年度の「グリーンエコハウス」の整備をもって全体が概成しました。



シンボル公園（勝山公園）

広域拠点公園

広域拠点公園は、野外レクリエーションが楽しみ、市外も含めて広域的な利用を図る公園として整備・活用します。

広域拠点公園	特色
和布刈公園	門司港レトロや関門観光
山田緑地	「30世紀の森」づくり(P35参照)
長野緑地	自然や農体験施設(P36参照)
中央公園	到津の森公園や美術館
響灘緑地	グリーンパーク(P36参照)
本城公園	スポーツ



広域拠点公園（和布刈公園）

地域拠点公園

地域拠点公園は、市や区レベルのスポーツ大会やイベント利用ができる公園、または図書館や市民センター、文化教育施設等と一体となった公園で各区2～3箇所を整備、活用します。

区	地域拠点公園		
門司区	大里公園	老松公園	
小倉北区	勝山公園	三萩野公園	
小倉南区	長野緑地	文化記念公園	志井公園
若松区	高塔山公園	ひびきコスモス公園	
八幡東区	高炉台公園	桃園公園	
八幡西区	本城公園	的場池公園	香月中央公園
戸畑区	夜宮公園	都島展望公園	



地域拠点公園（都島展望公園）



地域拠点公園（高塔山公園）

身近な公園

住区公園は、身近なレクリエーションやコミュニティ活動の場の中心として、市民の日常生活と最も密着した公園です。さらに以下の3つに分類されます。平成30年度の新規公園開設数は以下の通りです。

身近な公園（住区基幹公園）の開設公園数

街区公園	平成30年度開設数	1	総数	1,487
人口1万人を基本とする1住区(概ね1小学校区)に4箇所(0.25ha/1箇所)を標準				
近隣公園	平成30年度開設数	0	総数	71
1住区に1箇所(2ha)を標準				
地区公園	平成30年度開設数	0	総数	12
3～6住区(人口2～6万人、概ね中学校区)に1箇所(4ha)を標準				

その他の公園

その他には、山・海などの自然資源や歴史性・都市特性等、立地特性にあわせた以下の公園です。

風致公園

山地や丘陵地の自然資源を生かした公園であり、眺望や自然探勝等の野外レクリエーション施設の整備を行っています。

特殊公園

レジャーやレクリエーションに対応する公園として整備を行っています。

緑地・緑道等

市街地において連携した緑や快適な散策空間となる公園の整備を行っています。

その他の公園の総数 145



風致公園 (瀬板の森公園)



特殊公園 (合馬竹林公園)

(2) 「地域に役立つ公園づくり」の推進

「地域に役立つ公園づくり」とは、複数の老朽化した身近な公園を含む公園の再整備計画案を、ワークショップにおいて作成するものです。

ワークショップは、まちづくり協議会等の地元組織と協働で、小学校区単位で開催し、校区内にある複数の身近な公園について討議します。周辺環境および市民ニーズの変化に対応した計画となるよう、

- 各公園の現状把握
- それぞれの公園の地域における役割や必要な機能・施設などについてグループワークで整理したうえで、予算を意識した計画案づくりを行います。計画段階から地域住民が参加することで、より地域ニーズに対応した公園再整備を行い、公園への愛着を高め、地域活動など公園利用の活性化につなげます。

計画策定後は、翌年から概ね2カ年で工事を行います。



ワークショップの様子



〈再整備の事例〉



バリアフリー化



健康遊具や花壇の整備

(3) 「健康づくりを支援する公園整備事業」の推進

「健康づくりを支援する公園整備事業」では、健康遊具を医学・運動学の観点から、より効果的に配置し、市民が公園で気軽に健康づくりができる整備を行います。

整備後、保健福祉局が健康づくり教室などのソフト事業を行うことで、継続的な健康づくりを進めていきます。



健康遊具



健康遊具広場

5-4 安全

(1) 災害に対応する緑と公園の防災機能の充実

安全で安心な公園利用の前提となる施設の安全性確保や、災害時の防災機能の充実、防犯に配慮した公園づくりを進めます。



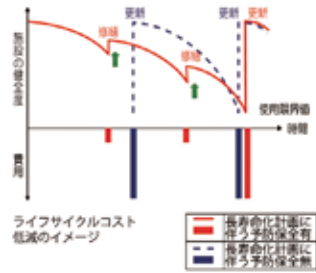
勝山公園の防災備蓄倉庫

地域防災計画と連動した防災機能の充実

地域防災計画と連動して、公園としてのオープンスペースの確保に取り組んでいます。

(2) 公園施設を永く安全に使うためのリニューアル

公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の定期的な点検や計画的な改修、更新を行います。



5-5 協働

公園や緑豊かなまちづくりのためには、市民の協力が必要不可欠です。そこで、安全・快適な公園利用のために、管理体制の強化と公園整備の仕組みづくりを、市民と一緒にすすめています。また、市民、企業、行政が一体となった緑豊かなまちづくり推進のために、緑の普及啓発や支援のための施策の充実をはかっています。

(1) 地域の結びつきを強める公園管理や活用・・・★

公園愛護団体やふれあい花壇・菜園管理運営委員会など、地域の多様な団体との連携により、地域との結びつきの強い公園管理や活動を行います。

① 公園愛護会の充実

公園愛護会の活動により、公園での楽しみづくりや美化活動を推進していきます。



公園愛護会による花づくり



公園愛護会の活動

公園愛護会助成金制度

地域の自治会・町内会・子供会等による公園の除草や清掃等、奉仕活動の輪が全市的に広まったことから昭和45年に設置された制度で、公園愛護会の活動費の一部を助成しています。また公園愛護会の組織強化と活動内容の充実をはかるために、行政との定期的な情報交換を実施したり、公園内のスペースを利用した市民花壇づくりなどが行われています。さらに、このような活動に対して市民の理解と協力を得るために、PR活動を行い、公園愛護思想の普及もはかっています。

◆公園数及び愛護会数の推移

	平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末	
	公園数	愛護会数 結成率	公園数	愛護会数 結成率	公園数	愛護会数 結成率	公園数	愛護会数 結成率	公園数	愛護会数 結成率
住区基幹公園	1,556	71.8%	1,561	71.6%	1,563	72.6%	1,569	72.0%	1,570	71.8%
都市基幹公園	10	80.0%	10	90.0%	10	110.0%	10	100%	10	100%
その他公園	135	31.1%	135	31.9%	136	32.4%	136	32.4%	135	32.6%
合計	1,701	68.6%	1,706	68.5%	1,709	69.6%	1,715	69.0%	1,715	68.9%

② ふれあい花壇・菜園事業

公園の一部を活用し、自治会、まちづくり協議会や公園愛護会等の地域団体で組織するふれあい花壇・菜園管理運営委員会に貸付け、高齢者の健康・生きがいづくりや地域の活性化を推進していきます。



菜園づくり

有料公園等の新たな管理運営形態（指定管理者制度）

改正地方自治法の施行に伴い、公の施設の管理運営については、民間事業者やNPO法人等のノウハウを積極的に活用し、市民サービスの向上とコスト削減を実現することをねらいとした指定管理者制度の導入が全国的に進められています。本市においても、全ての有料公園について指定管理者による管理運営が行われています。

③ 緑の普及啓発

「北九州市緑の基本計画」では、市民、企業、行政が一体となった緑のまちづくりを目指しています。

そこで市民や企業の積極的な緑化を支援するため、助成制度や顕彰制度、普及啓発の各種施策を充実させています。

北九州市水と緑の基金

都市緑化の推進と水辺環境の整備をはかるとともに、都市景観の向上と緑化に対する市民の関心を深めることを目的として、昭和61年10月に設置されました。基金では5億円を目標とし、民有地の緑化助成など事業内容の充実を図るため寄付金を募り、積み立てています。

都市緑化祭

毎年10月の第3日曜日に都市緑化祭を実施しています。緑化功労賞の表彰や、楽しいイベントなどを企画して、都市緑化の普及啓発のための機会にもなっています。

◆水と緑の基金積立額

30年度積立額	186,064円
30年度取崩し額	6,898,200円
基金現在高	398,034,732円
基金目標額	500,000,000円



5-6 公民連携

(1) 公募設置管理制度(Park-PFI)を活用した公園施設の導入

「公募設置管理制度」とは、平成29年の都市公園法の改正により、新たに設けられた制度で、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。

勝山公園に同制度の活用による民設民営の便益施設（珈琲所コメダ珈琲店）を整備し、シンボル公園である勝山公園のエントランス空間に、賑わいを創出する空間・広場の整備を行いました。



白野江植物公園

四季折々の花が咲く北九州唯一の市立花木園

周防灘を望む小高い丘の上にある、北九州市では唯一の市立花木園です。園内の桜広場やボタン園、花畑などで四季折々の花が咲き乱れ、訪れる人を楽しませます。また植物鑑賞だけでなく、緑豊かな自然の中の森林浴やピクニック、写真撮影やスケッチなど、さまざまな楽しみ方を見つけることができます。



■ DATA

住所／北九州市門司区白野江二丁目
Tel / 093-341-8111
入園料／一般 300円 小・中学生 150円
駐車料金／普通車 300円 中・大型車 1,000円
開園時間／9:00～17:00
休園日／毎週火曜日・年末年始（12月29日～1月3日）
2～6月、9～11月は休まず開園します。

山田緑地

豊かな緑の中で生きた自然を体験

かつて弾薬庫だった山田緑地は「30世紀の森」づくりを基本テーマに整備され、市民が自然を体験できる公園に生まれ変わりました。自然環境の保護を優先する保護・保全区域を設定して、貴重な財産を守っています。



■ DATA

住所／北九州市小倉北区山田町
Tel / 093-582-4870
入園料／無料
駐車料金／普通車 300円 中・大型車 1,000円
開園時間／9:00～17:00
休園日／毎週火曜日 年末年始（12月29日～1月3日）

到津の森公園

平成14年4月に開園した到津の森公園は、「市民と自然を結ぶ窓口」を基本理念に、自然や動物とのふれあいを通じて環境や命の大切さを学習する自然環境教育施設です。

動物たちが、自然あふれる環境の中で、いきいきと活動する様子を見ることができます。

また、「市民が支える公園」として、様々なかたちで支援・協力を受け入れ、市民に愛される公園づくりを行っています。



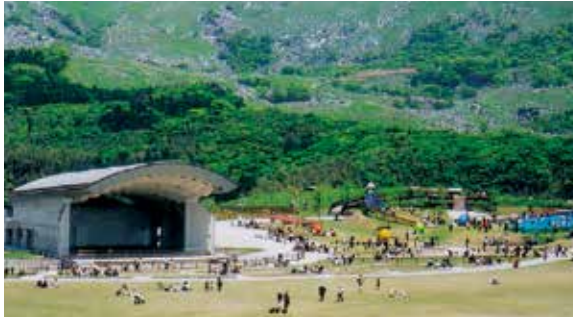
■ DATA

住所／北九州市小倉北区上到津四丁目1番8号
Tel / 093-651-1895
入園料／大人 800円、中高生 400円
小学生以下（4歳以上）100円
駐車料金／普通車 600円 中・大型車 1,000円
開園時間／9:00～17:00
休園日／毎週火曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
年末年始、春・夏休み、行楽シーズンは、休園日でも営業することがあります。

平尾台自然の郷

「平尾台自然の郷」は、「人と自然の共生」をテーマに、陶芸やそば打ちなどの体験教室や、地元で採れた食材を揃えた売店、芝生広場、遊具、キャンプ施設など、自然と親しみ、遊び、学べる施設です。

また、平尾台の自然環境や文化を守り継承していく拠点施設としても、取り組んでいきます。



■ DATA

住所／北九州市小倉南区平尾台一丁目1番1号
 Tel／093-452-2715
 入園料／無料 休園日／火曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
 駐車料金／普通自動車 300円、中型・大型自動車 1,000円
 キャンプ施設料金／日帰り オートキャンプ 3,000円/区画
 フリーキャンプ 1,950円/区画
 宿 泊 オートキャンプ 4,500円/区画
 フリーキャンプ 3,000円/区画
 ○日帰り 4月 1日～ 3月 31日
 ○宿泊 4月 27日～11月 3日

グリーンパーク(響灘緑地)

花・緑・動物とのふれあい、そしてサイクルスポーツが楽しめる公園です。園内のひびき動物ワールドには日本では3園でしか見られないロックワラビーなどがいます。園内には320種約2,500株のバラが咲くバラ園や都市緑化センター、一年中、熱帯の鳥や蝶が舞う熱帯生態園などもあります。



■ DATA

住所／北九州市若松区大字竹並
 Tel／093-741-5545
 入園料／一般 150円 小・中学生 70円
 駐車料金／普通車 300円 中・大型車 1,000円
 開園時間／9:00～17:00
 休園日／毎週火曜日・年末年始

長野緑地

「自然と人を育む、体験・交流公園」を計画テーマとする長野緑地は、平成14年度から整備を進めており、せせらぎや遊びの里のある体験学習ゾーン(約5ha)などが既に利用されています。平成24年度には大型遊具や多目的広場などがある健やか交流ゾーンの一部(約7ha)が完成しました。



体験学習ゾーン



健やか交流ゾーン

■ DATA

■整備概要

計画地：北九州市小倉南区大字長野、大字横代
 面積：約72ha(広域公園)
 体験学習ゾーン：遊びの里(平成15年開設)、芝生広場・せせらぎ・学習用田圃・駐車場(平成16年開設)他
 (事業期間 平成13年度～平成17年度)
 健やか交流ゾーン：多目的広場、遊びの丘 他
 (事業期間 平成18年度～平成27年度)
 環境保全ゾーン(現況の自然や歴史資源を保全するゾーン)
 (事業期間 未定)

河川事業

6 河川事業

災害に強く、安全で親しみのある河川にしていきます

6-1 河川事業の目的

明治29年「治水」に重点を置いた旧河川法が制定され、昭和39年には旧河川法を全面的に見直した新河川法が制定されました。水系一貫管理制度など「治水」と「利水」に重点を置いた体系的な制度の整備が図られ、今日の河川行政の規範としての役割を担ってきました。しかしその後の社会経済の変化に伴う河川制度をとりまく状況の変化を受け、平成9年度に河川法の一部が改正され、目的の一つとして「環境」が新たに加えられました。

そこで、河川の整備にあたっては、河川をうるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として捉え、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素として、その個性を活かした川づくりが求められています。

河川事業の目的

治水

洪水による被害から住民の生命と財産を守ります。

利水

河川の水がいつも安定して利用できるよう、水の運用をはかります。

環境

うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境の場としての川づくりを目指します。



◆北九州市の主要河川一覧

種別	水系	河川名	延長 (m)	河川事業区間延長 (m)
一級河川 (大臣直轄)	遠賀川	遠賀川	3,700	
		黒川	3,700	
		笹尾川	5,000	
一級河川 (知事委任)	遠賀川	江川	7,781	4,350
		坂井川	3,300	
		黒川	6,500	
		金剛川	1,941	1,440
		笹尾川	2,195	1,770
		新々堀川	5,114	5,100
		堀川	750	
		曲川	1,220	
二級河川 (知事管理)	相割川	相割川	3,414	2,665
	大川	大川	2,512	
	奥畑川	奥畑川	4,913	
	清滝川	清滝川	597	

種別	水系	河川名	延長 (m)	河川事業区間延長 (m)
二級河川 (知事管理)	村中川	村中川	1,539	
		板櫃川	9,693	8,600
		櫛田川	3,500	
	紫川	紫川	19,795	3,700
		神嶽川	2,860	2,780
		砂津川	1,392	1,240
		合馬川	4,294	
		志井川	3,580	3,480
		東谷川	5,336	
		竹馬川	竹馬川	6,250
	貫川	貫川	4,380	4,130
	金手川	金手川	3,434	3,434
	金山川	金山川	8,000	8,000
	撥川	撥川	4,165	4,165
割子川	割子川	7,350	7,272	



種別	水系	河川名	延長 (m)
準用河川 (市長管理)	相割川	櫛毛川	2,355
		羽山川	1,427
		紫川	836
		城内川	4,127
		小熊野川	2,518
		井手浦川	1,920
		長行山田川	456
		志井川	1,190
		立花川	565
		茶屋川	3,839
		東谷川	747
		大野川	2,045
		朽網川	2,525

種別	水系	河川名	延長 (m)
準用河川 (市長管理)	竹馬川	田原川	1,848
		長野川	2,354
		原田川	968
		江川	979
		相川	658
		寺田川	215
		遠賀川	244
		金山川	2,393
		建郷川	1,045
		中子川	1,349
普通河川(市長管理)	天籟寺川	天籟寺川	3,485
		208河川	216,375

※河川事業区間延長は河川法第16条の3に基づき市が実施する区間

6-2 市内の主な河川

水系	概要
遠賀川水系	<p>一級河川遠賀川とその支川で、域内では直轄河川3河川（遠賀川、黒川、笹尾川）と、福岡県知事委任の8河川（江川、坂井川、黒川、金剛川、笹尾川、新々堀川、堀川、曲川）。</p> <p>○笹尾川・金剛川・江川…都市基盤河川改修事業</p>
金山川水系	<p>帆柱山を源に、国道200号、国道3号、JR鹿児島本線と交差し洞海湾に注ぐ二級河川金山川とその支川。</p> <p>○金山川…都市基盤河川改修事業</p>
割子川水系	<p>権現山を源に、同区の良い住宅地と養福寺、瀬板貯水池周辺の緑地部を貫流し、筑豊電鉄、JR鹿児島本線と交差し、洞海湾に注ぐ二級河川。清流が残る数少ない河川。</p> <p>○割子川…都市基盤河川改修事業 ラブリバー制度の認定を受け、「市民参加型川づくり」を目指し、環境にも配慮した整備を実施。</p>
撥川水系	<p>帆柱山を源に、副都心黒崎の中心部を貫流し、洞海湾に注ぐ二級河川。</p> <p>○撥川…都市基盤河川改修事業、河川再生事業 副都心黒崎整備計画の一つの核として、まちと川が一体になった良好な都市環境を整備。</p>
板櫃川水系	<p>八幡東区の皿倉山を源に、八幡東区、小倉北区両区の市街地を貫流し、日明港に注ぐ二級河川板櫃川とその支川。自然生態系の豊かな河川。昭和28年の大水害で大きな被害を被る。</p> <p>○板櫃川…都市基盤河川改修事業、河川環境整備事業 従来より「市民参加型川づくり」に取り組み、高見地区においては「水辺の楽校」整備を実施。</p>
紫川水系	<p>小倉南区の福智山を源に、県営ます淵ダムを経由し、小倉南区、小倉北区両区を南北に貫流する本市最大の流域を持つ二級河川紫川とその支川。昭和28年の大水害で流域の大半が浸水被害を受けた。また、平成21、22年にも2年連続して浸水被害が発生した。</p> <p>○紫川…都市基盤河川改修事業 下流（河口～貴船橋）において「マイタウン・マイリバー整備事業」、上流（桜橋～東谷川合流点）では「ふるさとの川整備事業」により川と一体になったまちづくりを実施。</p>
竹馬川水系	<p>小倉南区の長野岳、足立山を源に、周防灘に注ぐ二級河川竹馬川とその支川。流域では急速に宅地化が進んでいる。</p> <p>○竹馬川…都市基盤河川改修事業</p>
貫川水系	<p>小倉南区貫山を源に、曾根平野を貫流し周防灘に注ぐ二級河川。流域では急速に宅地化が進んでいる。</p> <p>○貫川…都市基盤河川改修事業 多自然川づくりにより、自然環境を保全・創出。</p>
相割川水系	<p>小倉南区の鋤崎山<small>すけざきやま</small>を源に、周防灘に注ぐ二級河川。流域では急速に宅地化が進んでいる。</p> <p>○相割川…都市基盤河川改修事業</p>

6-3 河川の管理

(1) 河川管理の概要

北九州市内には、一・二級河川を含め、260本の河川があります。このうち北九州市が管理する河川は、準用河川と普通河川の2種類です。

また一・二級河川の管理は、それぞれ国土交通大臣、県知事が行うことになっていますが、河川法に基づいて、北九州市が河川工事又は維持を行っている区間もあります。

(2) 河川の占用

河川の占用には、流水占用と河川敷地及びこれに付随する工作物等の土地占有があります。

本来、河川法では災害の防止、流水の正常な機能維持等の理由で占用を控えていましたが、近年は河川環境に対する関心の高まりや、スポーツ・レクリエーション活動の場への利用要請など、河川に対するニーズも多様化してきました。そこで良好な環境保全と適正利用が図られるよう、占用許可により運用されています。

◆北九州市河川概要

	北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
①総合計	260	46	18	69	31	26	70	2
(②+③+④)	394,668	64,204	35,137	123,760	33,173	27,073	104,387	6,934
②一級河川	9 41,201				2 11,081		7 30,120	
③二級河川	19 97,004	5 12,975	4 16,392	6 34,975		2 9,713	4 22,949	
④市管理合計	232	41	14	63	29	24	59	2
(⑤+⑥)	256,463	51,229	18,745	88,785	22,092	17,360	51,318	6,934
⑤準用河川	24 40,088	2 3,782	2 4,963	11 20,007	4 2,820		4 5,031	1 3,485
⑥普通河川	208 216,375	39 47,447	12 13,782	52 68,778	25 19,272	24 17,360	55 46,287	1 3,449

※上段は本数・下段は延長(単位:m)

※二級河川板櫃川は小倉北区と八幡東区に重複

※二級河川紫川は小倉北区と小倉南区に重複

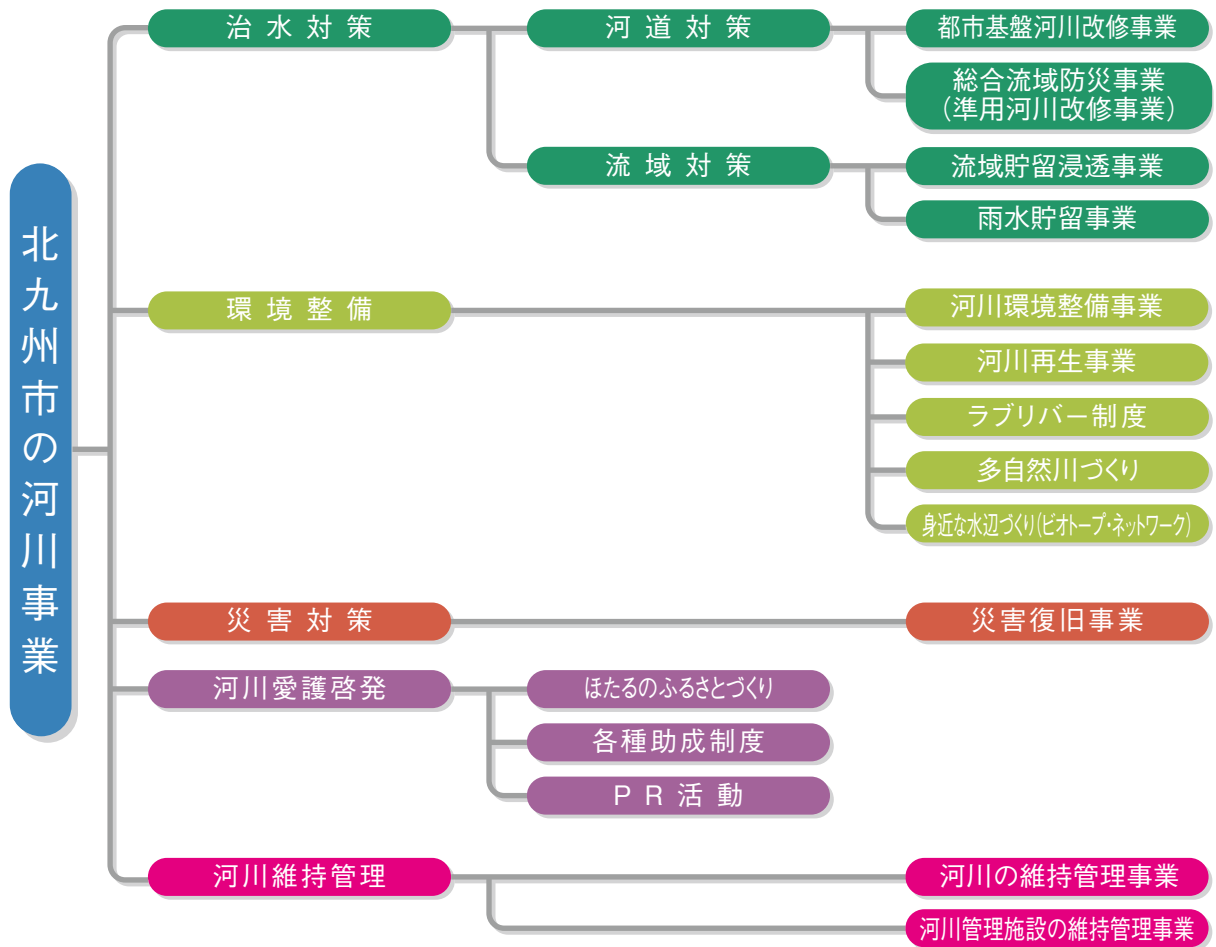
※端数処理のため、各区の合計は、市全体の数値と一致していない

6-4 河川事業の種類

河川整備の方針

都市化が進むにつれて、市街地では緑地や田畑が減少し、都市河川の流域は舗装等により表面の土が覆われてしまいます。その結果、雨水の地中への浸透が減少し、河川への流出量が増大する傾向になってきました。また、これとあわせて、低平地への人口・資産が集中することにより、大雨の際には浸水被害が大きくなる恐れがあることが問題となっています。

このような現状から、北九州市では河川の氾濫を防止し、流域の災害に対する安全性を高めることを基本方針とし、限られた予算を有効かつ効率的に投入し、最大限の事業効果を上げるように努力しています。また、河川は都市に残されたうおいとやすらぎの貴重な自然空間です。そこで景観や生態系の保全等その周辺の自然環境の確保に努め、これらの環境機能と調和のとれた河川整備を進めたいと考えています。



6-5 治水対策

(1) 都市基盤河川改修事業

本市内を流れる一・二級河川のうち、比較的小規模で早急に改修する必要のある河川には、市長が河川管理者である県知事と協議の上、改修事業を実施します。

昭和 45 年度に制度化されてから 4 河川は事業が完了し、現在 11 河川が改修事業を実施中です。

都市基盤河川改修事業

一級河川 新々堀川(完了) 笹尾川 金剛川 江川
 二級河川 割子川 撥川(完了) 板櫃川 竹馬川 貫川 金山川
 紫川 相割川 神嶽川 金手川(完了) 志井川(完了)

紫川(桜橋上流 [小倉南区])



整備前



整備後

(2) 紫川マイタウン・マイリバー整備事業・・・★

この事業では、災害を防ぐ川の整備と、道路や公園、市街地等の整備等、「まちづくり」が同時に行われました。魅力的な北九州市の都心を整備していくためのプロジェクトとして、歴史・伝統・文化に根ざし、未来を展望し、活力があり、住んで・働いて・遊んで、楽しさにあふれた「アメニティの高い水景都市」の創造がこの整備の基本方針に掲げられました。現在は、河川整備を残し、他の整備は平成26年度に完成しています。又、本事業は平成13年度に「土木学会技術賞」を、平成19年度には国土交通大臣表彰の「美しいまちなみ大賞」を受賞しました。

① 紫川の特徴と昭和28年の大水害

紫川は河口が狭くなっている特徴的な川で、そのため大雨が降ると河川が氾濫しやすいという特徴がありました。

また、急激な都市化が要因で、川に流れ込む雨量が増大しており、今、昭和28年水害並みの豪雨(P.45 参照)が降った場合、決して安全とは言えない状態です。そのため、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民が安心して水辺に親しめる河川環境をつくるための早急な河川改修に着手しました。

② 整備の基本方針

■ 紫川を軸とした安全で創造的な水景都市の創出

紫川の治水能力を高め、地域を水害から守ります。また市街地整備と河川整備を一体的に行って、紫川をシンボルとした安全で創造的な水景都市をつくります。

■ 200万都市圏の中核としての都心形成

グレードの高い河川、公園、道路、街並みを形づくり、200万都市圏に対応する魅力ある都市形成の一端を担い、北九州都心圏の活力を増大させます。

◆ 計画の概要

計画対象区域	JR鹿児島本線鉄橋から国道3号貴船橋の区間約2km 面積／約170ha
当面の事業区域	JR鹿児島本線鉄橋から中島橋(風の橋)の区間約1.1km 面積／約92ha
当面区域の事業期間	平成2年度～26年度(但し、河川事業は令和10年度まで)



紫川河口付近

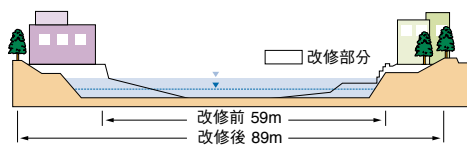
紫川マイタウン・マイリバー整備事業エリア図



災害を防ぐ川の整備とまちづくり

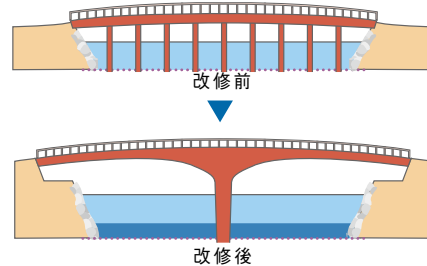
1. 川幅を広げる

常盤橋付近の断面図



2. 橋脚の少ない、水の流れやすい橋

橋脚が多いと、洪水時にゴミがかりやすく水の流れが悪くなります。川の拡幅にともなう橋の架けかえの時、橋脚の少ないものになるよう配慮しています



3. 川底の掘り下げ



③ 主な施設整備

■ 河川整備

川の氾濫による水害から市民の命や財産を守るため、幅を広げ、川底を掘り下げて昭和28年水害並みの豪雨にも耐えられる川をつくります。また治水対策だけでなく、生態系に配慮した自然護岸に階段や散策路等の整備に加え、水上ステージや艇庫を設置するなど市民が水辺に親しめるよう整備して、川を中心としたコミュニティ空間を生み出します。この事業は、都市基盤河川改修事業の中で整備します。

■ 橋梁整備「紫川10橋」

紫川に架かる「紫川大橋」から「豊後橋」までの10橋は、治水対策や道路の新設・拡幅及び老朽化のため、整備が必要となっていました。加えて都市の景観を形成する重要な要素として、トータル的なデザインコンセプトと長期的な視野にたった改築計画を作成し、整備しました。

■ 街づくり

紫川の周辺市街地整備で、土地の高度利用や都市機能の充実などで魅力ある都心の形成を目指しています。そこで施設の整備にあたっては景観やアメニティに配慮した施設が整備されています。また河川のオープン空間を生かした散策路と連携して、紫川沿いの建物はできるだけ川面に向けた作りになるよう工夫するなど、文化の薫る「水景都市」に配慮した整備が進められています。室町一丁目地区では、商業・文化・情報発信・教育の各ゾーンからなる大型複合施設「リバーウォーク北九州」が整備され、多くの来場者で賑わっています。また、高水敷にベンチを設置するなど川を身近に感じられる街づくりを実施しています。



紫川周辺市街地整備状況

④ 都心の賑わいづくり

本事業の実施により、紫川は美しく蘇り、市民の方々に、触れ親んでもらうことができるようになりました。現在、地元のまちづくり団体や企業などが中心となって、水上ステージを利用したコンサートや水面を利用したスポーツなど、趣向を凝らした四季折々の様々なイベントを開催しており、休日には親子連れや若者など、多くの人で賑わっています。



カヌー体験



アクアスロン大会

水環境館

水環境館は、北九州市の中心市街地を流れる紫川沿いに、川・自然・環境についての理解を深め、学べる施設として平成12年に建物の地下に整備され、直接川の中を観察できる全国的にも珍しい施設で、紫川の水辺の活動拠点とともに、小倉城周辺エリアにおける回遊拠点の一つにもなっています。

また、平成29年度から2年かけて設備等の改修と展示物の更新を行い、平成31年4月にリニューアルオープンしています。

年間を通して様々な企画展を実施し、更なる集客を目指します。



河川観察窓



水槽展示

水環境館のホームページ <http://www.mizukankyokan.jp/>

(3) 総合流域防災事業（準用河川改修事業）

準用河川とは、一・二級河川以外の河川で、市民生活と密接な関係にある河川などを市長が指定し管理を行っている河川で、本市には24河川あります。このうち浸水被害の発生率が高い、またはその可能性が高い河川について、改修事業を行っています。

本事業は昭和50年度からはじまり、現在までに7河川が完了し、2河川が改修事業を実施中です。今後はその他の小規模な河川（普通河川）についても治水上早急な改修が必要な河川や、維持管理上適正な管理が必要な河川について、準用河川に指定を行う予定です。また昭和53年度に雨水貯留事業が制度化され、準用河川のうち都市河川にかかわるもので、治水計画上河道改修より有利な調節池方式による改修を行っています。



中子川（八幡西区）「平成13年度完了」

準用河川改修事業

小熊野川 東谷川 大野川（整備中） 朽網川（整備中）
田原川 建郷川 中子川 天籟寺川 原田川

北九州市の深い傷あと 昭和28年の大水害

昭和28年6月28日、北九州地区は62年ぶりといわれる大集中豪雨にありました。25日から降り始めた豪雨は4日連続で合計約650ミリ、1年間の雨量の約40%がたった4日間で降ったことになります。

山間部ではがけ崩れや土石流などの土砂災害が相次ぎ、河川も氾濫。その被害は死者183人、家屋倒半壊3,800戸、総罹災戸数83,000戸、総被害額110億円（現在価格で約600億円）という大惨事でした。大災害の体験者には深い傷あとが残っていますが、この決して忘れることのできない悲惨な体験を教訓として、本市では「安全で災害に強いまちづくり」に取り組んでいます。



大門交差点付近



リバーウォーク付近

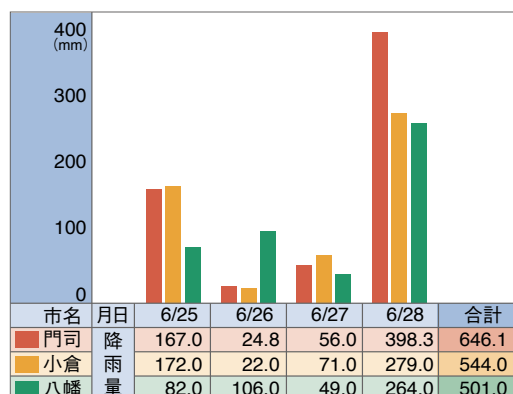
◆被害状況

市名	門司	小倉	若松	八幡	戸畑	合計
罹災総戸数	14,327	41,068	2,995	21,157	3,438	82,985
死者・行方不明(人)	143	24	0	16	0	183
全・半壊家屋(戸)	2,539	221	7	1,023	22	3,812
浸水家屋(戸)	11,788	40,847	2,988	20,134	3,416	79,173
田畑被害(ha)	540	1,327	500	854	1,891	5,112
山崖くずれ(ha)	620	66	33	364	0	1,083

◆紫川流域浸水状況（昭和28年）



◆当時の本市日別雨量



(4) 流域貯留浸透事業

都市化の著しい河川流域に対し、治水安全度を確保するために雨水流出の抑制をはかることを目的とした事業で、貯留浸透機能を持つ施設をつくったり、治水機能を恒久的に確保できる調整池をつくります。

本市においては7箇所で開催が完了しています。



熊ヶ谷池（小倉北区）

流域貯留浸透事業

論田下池 西山池 口無池 名前谷池
熊ヶ谷池 黒ヶ畑池 田良原池

(5) その他の洪水調節施設の整備

都心部では、舗装等で雨水の不浸透面が増加し、都市型洪水の発生が懸念されます。そこで都市型洪水の発生を防止するために、特に都市化が著しい区域においては、河道以外の調節池等の河川管理施設を他の施設（公共公益・民間）と一体的に整備し、土地の高度利用、複合利用をはかる必要があります。

本市では現在3河川の合計5箇所で開催として、地下調節池等の設置を予定しており、これまで天籟寺川地下調節池、金山川調節池（下上津役）、金山川調節池（町上津役東）、神嶽川地下調節池の整備が完了しています。

その他洪水調節施設の整備

神 嶽 川 神嶽川地下調節池（完了）
金 山 川 金山川調節池（下上津役）（完了）
金山川調節池（小嶺）
金山川調節池（町上津役東）（完了）
天籟寺川 天籟寺川地下調節池（完了）

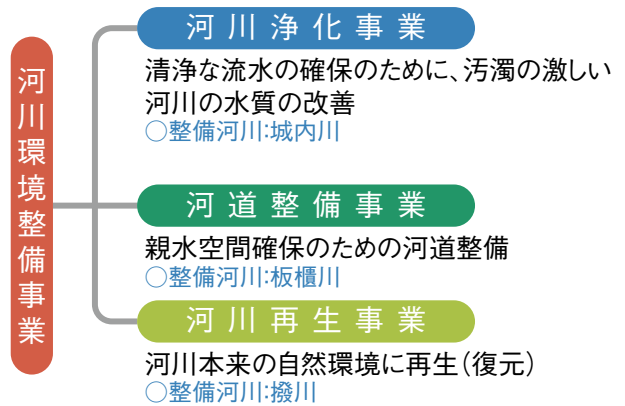
6-6 環境整備

これまでの河川事業は、治水対策を重視しておこなわれていました。その進展は、安全性に大きな効果を生みましたが、その反面で生きものが棲みやすい環境、地域の景観への配慮が不足し、市民の日常生活から河川を遠ざけていたのも事実です。

そこで、河川は都市内に残された貴重な自然空間であることから、市民の潤いと憩いの場として活用し、生きものの生息・生育環境を保全することによって、親しみのある河川を取り戻す環境整備を行っています。

(1) 河川環境整備事業

河川環境整備事業として、①清浄な流水の確保を図るため、水質の浄化を行う河川浄化事業と、②親水空間の整備など河川利用の推進を図るために必要な河道の整備を行う河道整備事業、③治水整備とあわせ河川本来の自然環境の再生（復元）を行う河川再生事業の3事業を行っています。



① 河川浄化事業 城内川

河川浄化事業は、指定区間内の一級または二級河川の汚濁の原因となっている準用河川に対して、水質改善のために実施されます。本市では城内川について事業を行いました。

紫川に隣接する小倉城のお堀である城内川は、水の流れ込みが非常に少ないため水質汚濁が著しく、紫川の汚濁の一因ともなっていました。そこで城内川の水質浄化をはかるために準用河川に指定し、平成4年度から底泥の改善を行うとともに、紫川上流の小熊野川から導水して水量を確保し、浄化をはかる事業が進められ、平成6年度に完了しました。

さらに平成16～17年度は、まちづくり交付金（国庫補助）事業として、天守閣横と大門木町線横のお堀の浄化に取り組みました。



② 河道整備事業

いたびつがわ

板櫃川・・・★

河川利用の推進を図るため散策路や親水護岸などの整備を行う事業で、昭和63年度から板櫃川で行われてきました。

板櫃川では、以前より各地域で河川愛護活動が盛んに行われており、平成元年度にラブリバー制度の認定を受けました。

また、八幡高見地区においては環境整備事業の中核となる「水辺の楽校プロジェクト」整備を行いました。このプロジェクトは、川の持つ様々な機能を最大限に活かし、子ども達の豊かな心・自立心・自然を大切にすることを目的として、国土交通省が平成8年度に創設したもので、板櫃川

は平成9年1月に登録を受けました。

このプロジェクトは、自然に親しめる安全な水辺整備（ハード整備）だけでなく、地域と連携した水辺の活用（ソフト施策）についても、その目的の一つとされており、計画策定にあたって、地域住民・沿川3つの小学校・学識者などで協議会を組織し、市民参加の川づくりを展開してきました。

平成19年7月には「水辺の楽校」の整備が完成し、地域と行政が一体となった運営を行っており、平成21年2月には、「手づくり郷土賞（一般部門）」の表彰を受けました。

がっこう
板櫃川水辺の楽校



板櫃川での清掃活動

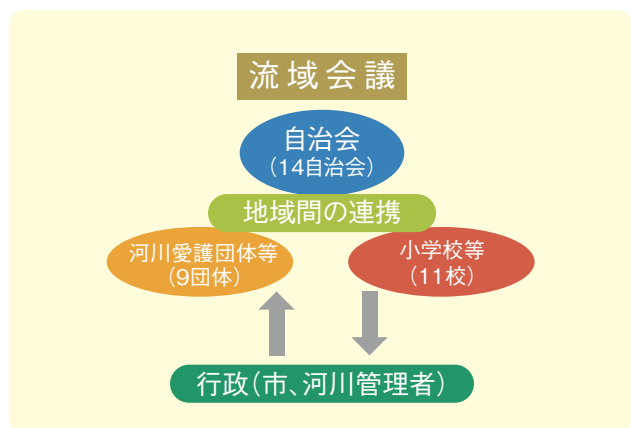
◆河川をフィールドに地域ネットワークの構築

「板櫃川水辺の楽校推進協議会」を中心に、地域と行政、また、地域間の連携について協議を重ねた結果、平成14年8月に、行政区を超えた「板櫃川・槻田川流域会議」が発足し、流域連携を図っています。

流域会議は、

- ①地域・学校・行政等との情報交換
- ②地域・学校・行政が一体となった子ども達への環境学習の実施
- ③上流から下流までの流域一斉清掃

などを行い、板櫃川を軸に各団体と行政とのネットワークを構築することで、川づくりを通じた地域づくりに資するものです。



③ 河川再生事業

ばちがわ
撥川

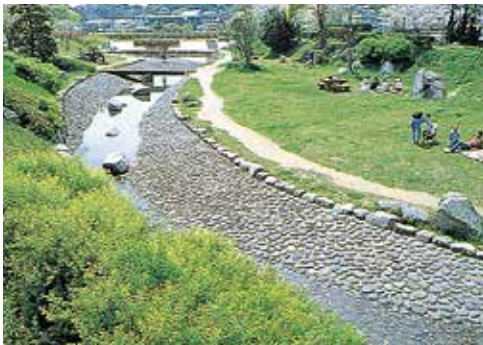
これまでの治水整備重視によりコンクリートで固めて人々や生き物を遠ざけていた川を、本来持つ姿に再生（復元）することを目的とした国庫補助事業です。（詳細は、P.51参照）

(2) 親水整備

治水一辺倒の味気ない河川ではなく、河川が本来持っていた人々が集い、心豊かなゆとりある環境を取り戻すために、さまざまな整備と保全に努めています。

① 金山川水辺の里【八幡西区】

金山川のショートカット工事により、旧河川敷となった箇所（延長 435m、幅 20～30m）を有効に活用するため、洪水時には遊水地として利用し、通常は市民が憩える河川公園として整備しました。園内には壁泉、せせらぎ、滝などがあり、水辺を楽しむ砂浜、階段、玉砂利などを配置しています。また様々な樹木や緑地が整備され、潤いのある水辺公園になっています。



「金山川水辺の里」は、平成元年度「第4回手づくり郷土賞」を受賞しています。

② 黒ヶ畑池【八幡西区】

黒ヶ畑池は、流域貯留浸透事業で恒久調節池として整備しています。洪水時には調節池として利用しますが、通常は水遊び場や遊歩道、多目的広場等の市民と水とのふれあいの場として整備を行い、水と緑の豊かな水辺環境がつけられています。



「黒ヶ畑池」は、平成2年度「第5回手づくり郷土賞」を受賞しています。

(3) 住民参加による河川整備 ラブリバー制度

ラブリバー制度とは、ボランティア活動として堤防の草刈り等を行う住民に対して、河川敷等を植栽や花壇としての利用に開放することにより、河川への親しみを持ってもらう、住民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成をはかることを目的としています。

板櫃川（H元.4.27指定）

テーマ：水と緑と歴史を生かしたプロムナードづくり
基本方針：地域の人々が生きものとふれあい、四季を通して自然と親しめる水辺環境づくり



新々堀川（H3.7.31指定）

テーマ：水と緑あふれるスポーツ・レクリエーションゾーン
基本方針：生態系や環境面に配慮した河川改修を行っていくと共に、河川のオープンスペースの活性化及び歴史の保存



割子川（H5.7.30指定）

テーマ：潤いのある水と緑のネットワークゾーン
基本方針：多様な生態系の生息空間の復元による、より豊かな自然環境の回復及び潤いのある都市景観の創出



(4) 自然と融和した川づくり

多自然川づくり

河川が本来持っている自然生態系に配慮し、自然景観を保全・創出する事業として「多自然川づくり」に取り組んでいます。

本市においては板櫃川、貫川、志井川など数河川で実施してきました。今後も地域特性に配慮し、河川の自然の営みに基づいた「多自然川づくり」に取り組んでいきます。

●貫川

都市基盤河川改修事業が進められている貫川では、ショートカット部の旧河川敷を利用して、高水敷・土羽堤防・飛び石、緑地部の整備を行っています。その結果、山地部、平野部の風景に溶け込んだ自然景観が形成され、河道内では水際部の多様性が生まれました。また、緑地部の植栽は生態系に配慮して、ヤマモモ、クヌギ、アラカシ等の植栽を行っています。



施工前



施工直後



施工4年後

(5) 身近な水辺づくり

ビオトープ・ネットワーク

都市化により失われつつある「住民と自然との関わり合い」を取り戻す場所として、周辺地域の生態系と調和し、多様に富んだ生息空間（ビオトープ）としての水辺づくりを行っています。

完成した水辺は、憩い安らげるごく身近な自然であるとともに、子どもたちの環境学習や地域の環境保全活動の場としての活用が期待されています。今後はさらに川や緑地とネットワークをはかることで、より大きな広がりを目指しています。

① 志井うるおい池【小倉南区】

志井川の河川改修の進捗により雨水暫定調整池が廃止されることになり、その土地の一部について、小池を中心に、水辺林、観察木製デッキ、解説案内板を設置し、志井川と一体となった「身近な自然を体験できる」水辺をつくりました。



② 天籟寺川 さやっ子せせらぎ【戸畑区】

新幹線トンネルの湧水を水量の少ない水路に流してせせらぎを再生した結果、子どもたちが自然を体験できる場になりました。付近の住民がその環境保護を行っています。



③ ばちかわ 撥川ビオトープ【八幡西区】

上流部の黒崎中学校付近において、地元の愛護団体等と連携して、ほたるの舞う水辺をつくりました。



6-7 紫川の河川整備

紫川は、小倉の中心部を流れる延長約20km、流域面積約110km²の二級河川で、北九州市のシンボリック河川です。紫川も、以前は工場排水や生活排水による水質汚濁や悪臭に悩まされていました。しかし、さまざまな努力によって水質も向上し、現在ではアユやシロウオが遡上し、上流ではホタルが舞う市民の憩いの場に生まれ変わっています。

(1) ふるさとの川整備事業

河川の水辺は、貴重な水と緑の空間として市民生活に潤いを与え、まちの景観形成やレクリエーションでの有効利用など、市民生活と街づくりに重要な役割を果たすことが認識され、そのための河川整備が市民のニーズになっています。

昭和62年度に創設された、ふるさとの川整備事業では、地域のシンボリックな河川において、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間を創ることを目的としています。本市では平成9年度に紫川の貴船橋から上流が指定されました。

紫川の歴史や小嵐山周辺の自然を生かしながら、豊かな自然生態系を保全し、市民に親しまれる河川を目指し、平成11年度に福岡県と共同で整備計画を策定し、平成12年度より整備を進めています。

◆紫川全体図



① 貴船橋より上流



② 桜橋より下流



③ 桜橋より上流



④ 亀年橋下流



6-8 ばちがわ 撥川の河川整備・・・★

撥川の河川整備は、「これまでの治水優先で改修されてきた河川を、本来の川らしい環境が復元できるように、地域のシンボルとして質の高い整備をおこなうこと」を目的としています。そこで、事業当初から市民の主体的な参加を得て計画づくりに取り組んできました。本事業は平成7年度国土交通省により創設された河川再生事業として、東京都の渋谷川、大阪市の道頓堀川とともに全国で初めて採択されたものです。

(1) ばちがわ 撥川ルネッサンス計画

市民に永く愛される川を目指して、計画づくりの段階から地域住民を中心とした一般市民の参加を求めました。

計画策定にあたっては、日々撥川を目にし、これからも関わっていく沿川住民の代表者により組織した「**地域部会**」、わかもの何にもとらわれない自由な発想による違った角度からの川づくりを目指して、公募により組織した「**わかもの部会**」、及びまちづくりを考える市職員の広い視野と偏らない知識を求めて、行政内部の横断的組織による「**行政部会**」を設置し、事業当初から市民の主体的な参加を得て計画づくりに取り組みました。

(2) 「計画づくり」の進め方

計画づくりは、「地域部会」「わかもの部会」「行政部会」の3部会がそれぞれに部会案を作成し、各部会の代表者で構成する「代表者会議」で統一原案にまとめました。その後、有識者で構成する「策定審議会」からアドバイスを受け、再度各部会で検討を重ねた後、平成8年度末に「撥川ルネッサンス計画・基本構想」を策定しました。

この計画づくり活動と、その後の工事実施に向けた活動が評価され、「地域部会」は平成16年度に、国土交通省の「手づくり郷土賞（地域活動部門）」を受賞しました。

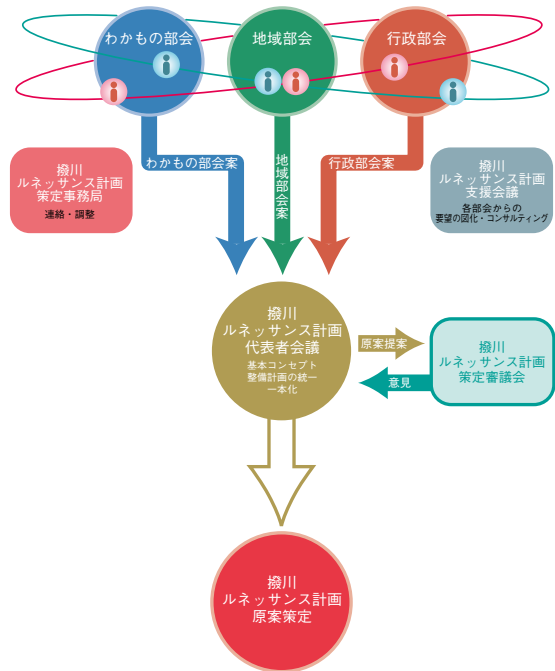
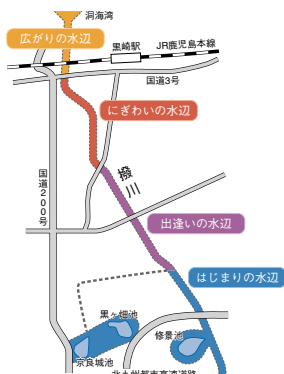
(3) 整備方針・進捗

黒崎副都心計画における位置づけや、周辺環境の特色を生かすことができるように、撥川全長約4kmを4つの水辺に分けて整備します。

平成9年度から工事に着手し、出会いの水辺及び水源の池（京良城池）、にぎわいの水辺の整備等、河川内の工事については平成28年度に完成しました。

(4) 地域の動き

平成17年度に「自分たちが計画した撥川は、自分たちで守っていこう」と地元の市民による「ラブリバー撥川ネットワーク」が発足し、活発な河川愛護活動を行っています。



整備前の撥川
(九州病院横)



工事完了後の撥川
(九州病院横)

- 広がり水辺** ○整備区間：河口（洞海湾）～国道3号
 撥川の大きさ、海への広がりを感じられる河川整備
- にぎわい水辺** ○整備区間：国道3号～黒崎副都心「文化・交流拠点地区」
 黒崎の顔となり、若者が集い、にぎわいのもてる河川整備
- 出会い水辺** ○整備区間：黒崎副都心「文化・交流拠点地区」～黒崎中学校
 総合健康・保健施設と一体となった安らぎや心地よさを提供できる河川整備
- はじまり水辺** ○整備区間：黒崎中学校～源流（帆柱山）、京良城池、黒ヶ畑池
 自然と生物とのふれあい、四季を感じる水辺空間の整備

6-9 ほたるのふるさとづくり・・・★

本市では、人もホタルもすみよい快適環境の実現と、ホタルをとおした地域コミュニティの活性化を目的に「ほたるのふるさとづくり」を展開し、ホタルの保護育成を支援してきました。

現在では約40のホタル愛護団体が活動しており、地域の水辺環境が守られているだけでなく、地域コミュニティの活性化や、世代を越えた結びつき、環境学習などに大きな成果を挙げています。

公共下水道の普及や、多自然型の河川整備等により河川の水質や生き物の生息場が回復したこともあり、市内の60を超える河川でホタルをみることができます。

(1) ほたるアドバイザーの派遣

ホタルの保護育成を行っている団体にアドバイザーを派遣し、ホタルの飼育や水辺環境等の問題について現地指導を行っています。

(2) ホタル飛翔調査

毎年6月に市民、地域のホタル愛護団体などの協力のもと、市内各地の河川で飛翔調査を行っています。調査結果はほたるマップとしてまとめ、市民や観光・宿泊施設に配布しました。

(3) ほたると水辺の環境学習会

地域において水辺環境の保全活動で活躍できる人材を育成するため、ホタルや水辺環境についての学習会を開講しました。30年度は5回の講座を開講し、96名が参加しました。



ほたるアドバイザー



ほたると水辺の環境学習会

「北九州市ほたる館」、「香月・黒川ほたる館」について

ホタルをはじめとする水辺環境に関する学習や情報交換の場として、平成14年4月にオープンした「北九州市ほたる館」では、年間を通じて、昼間でも光るホタルを観察することができます。

また、平成25年10月に市西部地区の拠点施設としてオープンした「香月・黒川ほたる館」には、黒川の生物を多数展示しています。



北九州市ほたる館

住 所／小倉北区熊谷2-5-1
T E L／093-561-0800
休 館 日／火曜日（その日が休日にあたる場合はその翌日）
 年末年始
開館時間／9:00～17:00



香月・黒川ほたる館

住 所／八幡西区香月西4-6-1
T E L／093-618-2727
休 館 日／水曜日（その日が休日にあたる場合はその翌日）
 年末年始
開館時間／9:00～17:00

6-10 災害対策

(1) 災害復旧事業

異常な自然現象（最大24時間雨量80mm以上等）により公共土木施設（河川、道路、下水道等）が被災すると、市民生活に重大な影響を与えるので、災害復旧事業により国庫負担を受け被災施設の早期復旧を図ります。

平成30年度には、梅雨前線による豪雨に伴い、河川15箇所、道路18箇所、公園3箇所の合計36箇所が被災し、災害復旧に取り組んでいます。

◆榎毛川災害復旧事業 【門司区吉志五丁目】



被災



復旧後

(2) 河川の増水に備えた情報提供について

大雨時に、市民の皆様の迅速な避難行動に生かしてもらうため、平成24年度から市ホームページ「防災情報北九州」で、河川水位観測情報や河川監視カメラの画像を公開しています。

- ・河川水位観測情報（18河川37箇所）
- ・河川監視カメラ画像（8河川15箇所）

(3) 防災ガイドブックについて

災害が発生する恐れのある箇所や、防災に関する情報を周知することで、「自らの命は自ら守る」という自助意識を育み、住民の主体的な防災対策を促進することを目的に平成27年6月に全世帯に配布しています。

防災ガイドブック記載内容

- 「災害に関する知識面」で、“土砂災害”“洪水”“高潮”“地震”“津波”の災害毎に、特徴や対応行動を掲載。
- 「地図面(ハザードマップ)」で、土砂災害警戒区域、河川氾濫浸水想定区域、内水被害発生箇所、高潮発生箇所、アンダーパスなどのほか標高表示を掲載。
- 「防災情報面」で、災害種別毎の避難場所、情報入手方法、災害時の連絡先、非常時持出品・備蓄品リストなどを掲載。



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域として、土砂災害防止法に基づき指定された区域。

平成24、25年度に福岡県が市内全域の指定を行いました。

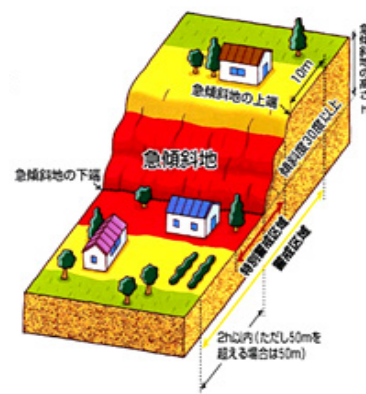
■土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

■土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

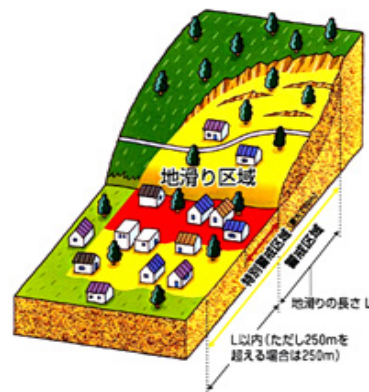
○急傾斜地の崩壊



○土石流



○地滑り



土砂災害警戒区域等の情報提供について

土砂災害警戒区域等の告示図書は、建設局河川整備課、該当する区の各区役所総務企画課で縦覧しています。

6-11 河川愛護の啓発

本市では、市民に川を身近なものと感じ、河川愛護の気持ちを持っていただくために、さまざまな活動をしています。今後も「まちの川」として川の存在を認識し、市民の潤いと憩いの場となるよう、市民の皆様と一丸となって河川愛護の啓発に努めていきます。

(1) 各種助成制度

本市では、河川の清掃や環境整備などをお手伝いして下さる方をバックアップするために、助成制度を用意しています。

① 河川愛護団体補助金制度

本市には市街地を流れる中小河川が多く、河川の清掃活動をボランティアで行う河川愛護精神が古くから根付いています。

そこで平成元年9月から、北九州市長が維持、管理する河川等の除草、清掃等の美化を行う団体に対して、清掃用品の支給を行ってきました。平成9年4月からは、清掃用品以外の活動経費や河川愛護、啓発費用等、活動実態に見合った支援を行う報償金制度に改正し、さらに平成17年4月からは補助金制度に改正しました。河川愛護団体…65団体（平成30年度末）



板櫃川清掃活動



紫川清掃活動

② ホタル育成助成金制度

ホタル保護育成活動を行っている団体に、昭和62年度からホタル育成助成金を交付しています。これは、ホタルの飼育に必要な飼育水槽の設置等ホタルの飼育・放流等に必要な経費を助成するものです。



ホタルの幼虫の放流



(2) PR 活動

本市では、河川愛護の啓発を目的としたさまざまなPR活動を行っています。7月1日～31日までの河川愛護月間の期間は、福岡県と共に、PRグッズの配布を行っています。また、紫川で開催されるカヌー体験等の水辺のイベントでは、毎年たくさんの市民でにぎわいます。

これらの河川に関する様々な取組について、平成30年7月に開設した「かわ情報テラス北九州（河川部公式Facebook）」を活用しリアルタイムで情報発信を行っています。



●54 河川愛護月間



カヌー体験

6-12 河川の維持管理

(1) 河川の維持管理

河川では、大雨の影響や施設の老朽化により、護岸の損傷や土砂の堆積、河床の低下などが発生します。

これらは河川の機能を低下させ、浸水被害や道路陥没などの原因となるため、河川巡視（全区間を対象に5年毎）及び定期点検（機能低下箇所について年2回）を実施し、機能低下が大きいと判断されたものから順次、補修やしゅんせつを実施しています。

また、河川や管理道路の除草や清掃なども行っています。

北九州市では、本市が管理する準用河川と普通河川（232河川256km）のほか、福岡県が管理する二級河川のうち一部（9河川24km）の維持修繕を行っています。



補修前



補修後

(2) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設として、高潮などによる浸水被害を防止する防潮水門や大雨時に河川の水を円滑に流下させるための排水機場、大雨時に河川の水をためて浸水被害を防止する地下調節池などを設置しています。

これらは、災害から市民を守る重要な施設として管理し、確実な操作・点検を実施しています。

北九州市では、市の管理施設と福岡県との協定で操作・点検を受託しているものをあわせ、防潮水門3箇所、排水機場1箇所、地下調節池4箇所の維持管理を行っています。



■貫川防潮水門



■天籟寺川地下調節池（内部）

(3) 計画的な河川維持の取り組み

①河川維持管理計画

北九州市が維持修繕を行う河川の延長は、280kmに及びますが、昭和28年の西日本大水害などを契機として高度経済成長期に整備された施設が多いと推測され、整備後50年を超えるなど、老朽化が進んでいます。

近年、老朽化に起因する護岸の崩落事故が発生し、計画的で効率のよい維持修繕や、必要な予算の確保が課題となってきました。

このため、従来行ってきた壊れたところを修繕する「事後保全型」の維持管理から、事前に点検し、計画的に補修を行う「状態監視型」の維持管理へ移行することを目的に、統一的な点検指標を示した「点検マニュアル」及び計画的な補修を行うための「河川補修計画」からなる「河川維持管理計画」を平成31年3月に策定しました。

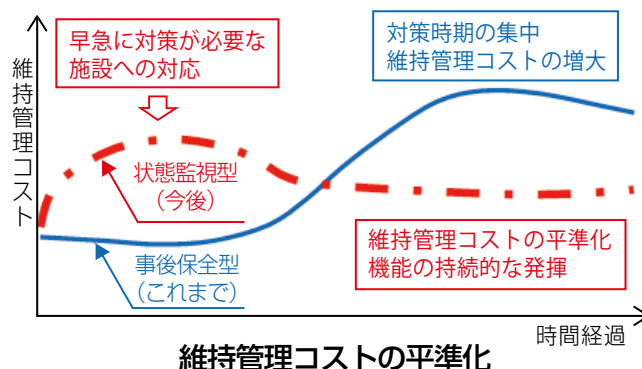
②河川維持管理計画による対策

令和元年度より「河川補修計画」に基づき、老朽化で機能低下した護岸等の長寿命化事業を行います。

また、「点検マニュアル」に基づき、計画的な堆積土砂の浚渫に取り組めます。

期待される効果

- ・計画に基づく補修実施により、施設機能の保持、施設の健全性確保、延命化によるライフサイクルコストの縮減が可能。
- ・効果的な時期に適切な補修を行うことにより、維持管理コストの抑制と平準化が可能。
- ・堆積土砂の判断基準に基づく浚渫実施により、河川断面の流下能力確保が可能。



維持管理コストの平準化

③河川管理施設（水門等）の長寿命化計画

北九州市が管理する施設として貫川防潮水門、「長寿命化計画」を平成30年3月に策定しました。

令和元年度より、計画に基づく長寿命化事業を行います。

局・部を越えた事業

7 局・部を越えた事業

市民の立場に立った整備事業

北九州市ではさまざまな事業が行われていますが、その中でも複数の局、部がかかわることで効率的に推進されている事業も多くあり、一体となった整備を推進しています。

7-1 神嶽川（かんたけ 旦過地区）の整備

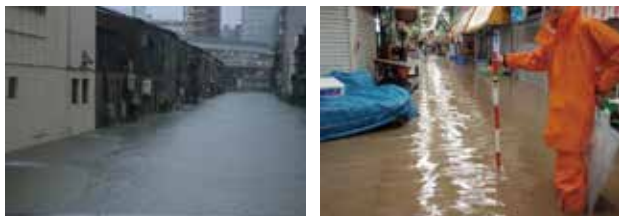
旦過市場は、小倉都心の重要な商業拠点として長年市民に親しまれています。一方で、神嶽川の浸水被害や密集した木造建築物など、防災・防火面で課題を抱えています。

旦過市場の安全性を高めるとともに、魅力ある市場として継続させるため、市場の再整備とあわせた神嶽川の改修を行うこととしています。

＜かんたけ 神嶽川（旦過地区）の浸水被害＞

平成21年7月と平成22年7月の豪雨により神嶽川から溢水し、旦過市場では2年連続で浸水被害が発生しました。

平成21年7月の浸水状況



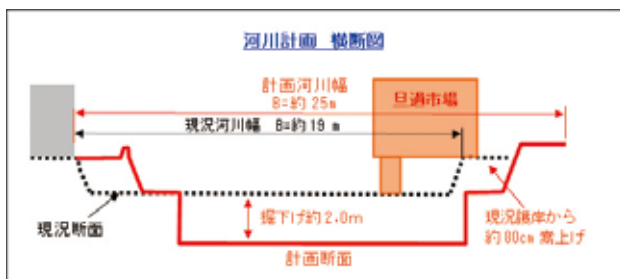
神嶽川（旦過地区）

旦過市場内

＜整備の概要＞

(1) かんたけ 神嶽川（旦過地区）の改修

- 延長：約200m
- 内容：河道拡幅 現況約19m
⇒改修後 約25m
- 護岸嵩上 約0.8m
- 河道掘削 約2.0m



(2) 旦過市場の再整備

神嶽川の改修と一体化した旦過市場の再整備について、市場関係者を中心とした検討組織を設立しながら、検討を進めてきました。



- ◇ 旦過地区まちづくり構想（平成25年9月）
「旦過地区まちづくり勉強会」を設立し、旦過市場の将来像をとりまとめたもの。（全10回開催）
- ◇ 旦過地区まちづくり整備計画（平成27年6月）
「旦過地区まちづくり整備計画（素案）検討委員会」を設立し、施設計画を複数案示したもの。（全11回開催）
- ◇ 旦過地区まちづくり基本計画（平成28年6月）
「旦過地区まちづくり整備準備委員会」を設立して、整備計画で示された複数の施設計画（案）の絞り込みを行ったもの。（全16回開催）
- ◇ まちづくり基本計画 今後の実施方針（平成29年6月）
関係者への個別意向調査の結果を踏まえながら、準備委員会で検討を進め、再整備手法や管理運営手法及び新たな準備組織の設立などの方向性を示したもの。（全7回開催）

【新たな準備組織】（平成29年7月設立）

- ① 「旦過地区土地建物委員会」
 - ・ 権利者主体の組織（区画整理準備組合の位置づけ）
 - ・ 再整備手法（区画整理事業）を検討
 - ② 「新市場管理運営委員会」
 - ・ 営業者主体の組織（準備委員会の後継団体）
 - ・ 市場の管理運営等を検討
- ◇ 旦過地区再整備の今後の方向性（平成30年10月）
旦過地区の地元（権利者及び市場3団体）と役割分担のもと、基盤整備は市施行による土地区画整理事業（立体換地）、建物整備及び管理運営は地元が実施する方向性で事業を推進することを確認した。

整備後の全体イメージ



7-2 北九州市 小倉都心部浸水対策推進プラン

小倉都心部（主に神嶽川流域）では近年、豪雨により浸水被害が発生していることから、建設局、上下水道局及び地域の住民が連携して浸水対策推進プランを策定しました。

このプランを、国土交通省の浸水対策の登録制度である「100mm/h安心プラン」に登録し、早期整備、早期浸水解消を図ります。

国の登録制度の概要

- (1) 近年、短時間の局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）等により、浸水被害が多発していることから、局地的な大雨に対しても、住民が安心して暮らせるよう、河川と下水道の整備や住民等が参画したソフト対策により、浸水被害の軽減を図る計画を国が支援するもの。
- (2) 市町村からの申請により、国土交通省水管理・国土保全局長がその計画を登録。



登録証伝達式の状況

市の計画の概要

- (1) 計画名：「北九州市 小倉都心部浸水対策推進プラン」
- (2) 計画期間：平成 27 年度～令和 6 年度(10 年間)
- (3) 登録日：平成 27 年 2 月 3 日
(佐賀市とともに九州で初の登録)
- (4) 対象範囲：小倉都心部(主に神嶽川流域(旦過市場を含む))
- (5) 計画概要：対象範囲において、河川と下水道の整備を重点的に推進します。また、水防訓練などソフト対策も併せて実施することにより、浸水被害の軽減を図ります。

取組内容

○河川整備

紫川の掘削や神嶽川における旦過市場のまちづくりと併せた川底の掘削、護岸の整備等により、雨水を安全に流します。

○下水道整備

雨水管や雨水貯留管等の整備により、速やかに雨水を排水させます。

○浸水被害軽減対策

- ・ 旦過市場にてハザードマップを掲示します。
- ・ 市民と行政による水防訓練や商業施設の大型画面等を用いた啓発活動、防災の出前講演を実施します。
- ・ 防災の出前講演を行う中で、防災情報のメール自動送付サービスへの登録を周知します。

取組効果

河川と下水道が連携して整備を実施するとともに、地域の住民と連携して、浸水対策に取り組むことにより、対象とする平成 25 年 7 月 3 日豪雨と同規模の降雨に対して、流域内の浸水被害の軽減を図ります。





7-3 花と緑の小倉回廊 (花と緑の並木通り)

「花と緑の小倉回廊」とは、JR小倉駅周辺の緑を中心とした、北九州市の都市としての新しい顔づくりです。

商業や業務、文化などの街の機能が一体となった風格ある並木と、にぎわいのある季節の花々、さらに洗練されたストリートファニチャー（ベンチ・街灯）などが回廊を彩ります。

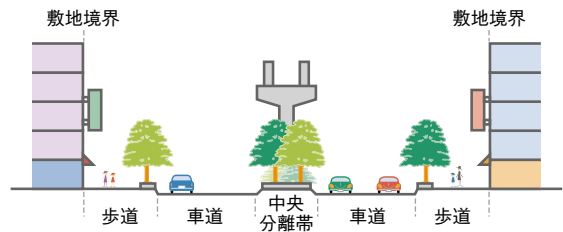
この小倉回廊の整備によって、都市機能の充実と歩調を合わせ、九州の玄関を代表するにふさわしい緑の都心の実現を目指しています。

(1) 整備概要

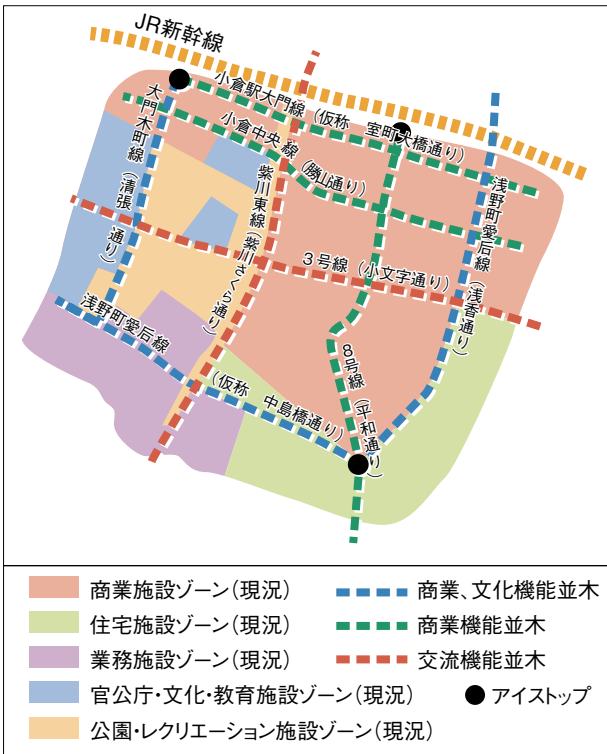
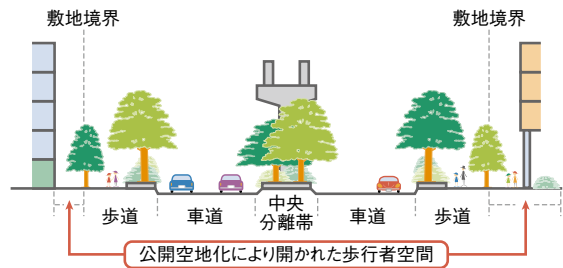
公共による再開発や道路整備などの事業と、建物の建て替えなどの民間レベルの事業を連携させ、幅が広く安全で歩きやすい歩道を確保し、シンボル性のある並木や道路諸施設の整備を行います。

さらに季節の花々やストリートファニチャーの充実で、華やかでにぎわいのある環境を演出します。

◆平和通り現況



◆平和通り将来計画



(2) 整備の対象範囲と路線

歩行による利用を考慮して1km四方を設定。その圏内8路線に回遊性を持たせた上で並木道を整備します。

施工前



施工後



商業、文化、交流などの機会を活かし、それぞれの路線のテーマに合わせた魅力ある並木道を道路施設と一体で整備します。交差点部や駅前には、ランドマークとなる緑豊かな広場などの整備を進めます。



季節の花々はもとより、ベンチなどのストリートファニチャーを設け、にぎわいのある通りを演出します。

7-4 小倉都心魅力向上プラン・国家戦略道路占用事業・・・★

小倉都心魅力向上プランは、都心の公共空間の魅力向上を図り、観光客や来訪者の回遊性を向上し、滞在時間を延ばすための取り組みです。このプランは、新成長戦略の5つの重点マネジメントの一つである「都心部における集客交流の強化」を目的に平成26年6月に策定した都心集客アクションプランの一部を、建設局として取り組むものです。平成29年に完成した「ミクニワールドスタジアム北九州」と相まって、新幹線口エリアの集客対策を強化し、そこに集まった人たちが商店街などに回遊してもらう仕組みを作ります。

(1) 小倉都心魅力向上プラン

■目標

- ①公共空間の魅力向上
- ②歩いてみたくなる歩行者空間の創出

■計画期間

北九州市新成長戦略の事業期間である令和2年度まで

■建設局による主な取組

① 民間活力の導入等による公園の魅力向上

・勝山公園・あさの汐風公園の指定管理者導入

勝山公園及びあさの汐風公園に「指定管理者制度」を導入し、更なる賑わい創出を推進します。

・浅野町緑地整備事業

新幹線口地区に新たに整備されたスタジアムとの一体的な活用によって当地区の更なる集客と賑わいの向上を図ります。

② 紫川周辺の魅力向上

・水環境館リニューアル

小倉都心部の更なる賑わいづくりを図るため、老朽化した設備更新等にあわせ、展示内容のリニューアルを行うとともに、ショップや飲食可能な休憩エリアを整備しました。子ども連れ、周辺商業施設の買物客、市外や海外からの観光客などが、館内でくつろぐことができます。

・紫川テラス

水辺の回遊性向上と賑わいの場の創出を図るため、連続した水辺の遊歩道や、ベンチや日よけなどの休憩施設、周辺のスポット紹介も兼ねた案内サインなどを整備していきます。

また、鷗外橋周辺の水辺の夜間景観照明を整備し、周辺の公共空間と併せて、魅力的な夜間景観づくりを進めます。

③ 魅力的なみちづくり

・小倉駅1階東側公共連絡通路リニューアル

通路の全面改修に合わせて、都心のにぎわいと回遊性の向上を図るため、小倉都心部等の魅力情報を発信する「展示スペース」や漫画の世界を楽しむ「フォトスポット」を整備しました。

・小倉駅1階西側公共連絡通路照明灯整備

安全に安心して通行できるように老朽化した照明灯や壁、天井を改修しました。



浅野町緑地

水環境館リニューアル



飲食可能なくつろぎエリア



ショップ



紫川テラス（紫川ルーフ）



小倉駅1階東側公共連絡通路リニューアル（H28実績）

・休憩スポット整備

市民や来街者が気軽に座って休憩できるよう小倉駅の待合スペースにベンチを設置しました。

・歩行者誘導・案内充実

平成 29 年 3 月にオープンしたスタジアムまでの案内を充実するため、既設の歩行者系サインにスタジアムの案内を追加しました。



休憩用スポット整備 小倉駅新幹線口 (H27実績)

④ 紫川のオープンカフェ「Canal Viola(カナル・ヴィオラ)」

～日常的な賑わいの創出～

民間団体の方々による公共空間を活用したまちの賑わいづくりとして、紫川河畔で、キッチンカーによるオープンカフェ「Canal Viola(カナル・ヴィオラ)」が実施されています。今年度からはマルシェとの併催など異なる賑わいづくりに取り組んでいます。

場 所：北九州市小倉北区城内 1 番付近

(北九州市役所本庁舎近く鷗外橋リバーウォーク側のたもと)

内 容：公園利用者が自由に座れるパラソル付きテーブル・イスを設置し、併せてキッチンカーによる飲食提供を実施



(2) 国家戦略道路占用事業

～エリアマネジメントの民間開放～

道路は一般市民の安全な通行を本来の目的としており、これまでは、オープンカフェなどを設置する場合、道路以外に余地がなく、やむを得ない場合にのみ一時的な占用許可を行っていました。

平成 28 年 1 月に本市が国家戦略特区の指定を受けたことにより、道路法の規制が緩和され、道路空間を活用し、地域団体等によるオープンカフェやマルシェなどの継続的な実施が可能となりました。

① 北九州市国家戦略道路占用事業の目的

国家戦略道路占用事業を実施する北九州市内の地域団体が、道路空間を活用したイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び、まちの賑わい創出を図ることで国内外の人の交流やインバウンドの増加を図ります。

② 実施状況

平成 30 年度は市内 7 箇所道路空間を活用したオープンカフェやマルシェ等を実施しました。7 箇所のどこかで事業を実施した日数は 365 日中 145 日となり、延べ来場者数は約 83 万人となりました。今後も“市民が主役の日常的なおもてなし”を応援していきます。



小倉都心 (船場町1号線・6号線)



小倉都心 (魚町11号線)



八幡駅前 (八幡停車場線)



門司港 (東港町2号線・5号線、西海岸7号線)



黒崎駅ペDESTリアンデッキ (黒崎36号線)



黒崎カムズ通り (黒崎10号線・熊手5号線)

7-5 建設局の低炭素まちづくりの取組

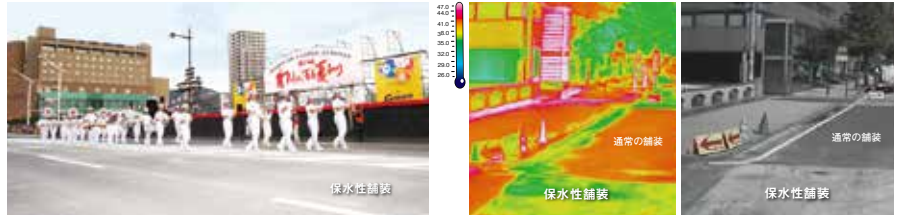
建設局では、道路の緑化や照明のLED化、環境対策型舗装の整備、工事に伴い発生するコンクリート廃材などのリサイクルといった環境に配慮した公共事業に取り組むとともに、水環境館や到津の森公園等での環境学習にも取り組んでまいりました。

さらに、近年は、本市が平成20年7月「環境モデル都市」に、平成23年12月「環境未来都市」に選定されたことなどから、道路や公園、河川といった社会資本整備の面から低炭素まちづくりの取組を進めています。

(1) 都小倉都心地区

・環境対策型舗装の整備

小倉都心部では、周辺地域に比べ気温が高くなっており、ヒートアイランド現象が進んでいます。夏場の道路の路面温度の上昇をおさえるために、「保水性舗装」や「遮熱性舗装」の整備を行いました。



・浅野町線シンボルロード整備事業

小倉駅新幹線口地区の中央部に位置する（都）浅野町線を、癒し・憩いの場、健康増進の場、賑わいづくりの場など、多目的に利用できる広場を備えたシンボルロードとして整備しました。

全長：330m、幅員90m

大芝生広場、透水性舗装、LED照明灯、太陽光発電、風力発電、親水広場、展望デッキなど



・小倉駅新幹線口・小倉城口ペDESTリアンデッキ太陽光発電等の整備

小倉駅新幹線口のペDESTリアンデッキでは、デッキの屋根に太陽光発電設備を設置し、周辺エレベーター、エスカレーター等に電力を供給しています。また、既存の照明をLED照明に取り替えました。

小倉駅小倉城口のペDESTリアンデッキでも、小倉駅から、アーケードや民間の施設まで連続したシェルターと共に太陽光発電施設を設置し、あわせて照明灯のLED化を図り、緑化も強化します。また、この太陽光発電施設で発電された電力は、周辺のエレベーター、エスカレーター等に供給しています。



・勝山公園「グリーンエコハウス」整備事業

勝山公園プール跡地に公園利用者のための休憩所として「グリーンエコハウス」を整備しました。

整備に当たっては、太陽光発電やLED照明、壁面緑化、複層ガラスなどを用いた省エネルギー型の環境に配慮した建物としています。

休憩所としてだけでなく、ボランティア活動や花と緑の情報発信の拠点、さらに「環境首都」としての市の取組みをお知らせし、「低炭素のまちを感じる」施設として、市民の皆さんにご利用いただいています。



▲ グリーンエコハウス



◀ ミスト設置状況

(2) 黒崎副都心地区

・黒崎駅前ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕(リニューアル)事業

建設から約30年経過しているペDESTリアンデッキの、長期的な活用と駅利用者の安全性、利便性の向上を図るために、構造物の補強や修繕など、長寿命化対策を実施するとともに『環境未来都市』である北九州市の副都心黒崎の顔として相応しい環境に配慮した景観整備（LED照明灯、フラワーポット、タイル・手摺のリニューアルなど）を実施しました。また、歩行者の安全性確保のため、階段及びエスカレーターの整備を実施し、ペDESTリアンデッキにルーフを設置しています。



▲黒崎駅前ペDESTリアンデッキ

・中心市街地活性化広場公園整備事業（蛸原公園・黒崎中央公園・岡田公園）

副都心黒崎地区の中心市街地活性化に向けて、蛸原公園、黒崎中央公園の再整備を行ないました。自治会、商店街、各種まちづくり団体など地域の方々とワークショップを開催し、各公園のコンセプトづくりから施設の詳細、整備後の活用まで、数多くの議論・検討を重ねて整備方針をまとめました。



▲蛸原公園

蛸原公園は、「都心居住のオアシス」をテーマに花と緑があふれ、親子が楽しめる公園を目指して、平成23年5月に完成しました。芝生広場、花壇、幼児用遊具、水飲み場などを整備し、既設のレンガの再利用、LED照明灯の採用など環境に配慮しています。



▲黒崎中央公園

黒崎中央公園は、「多くのイベントが可能な広場」をテーマにイベントステージ、段差のない平らな広場を整備しました。照明灯・フットライトなどにLED照明を採用し、夜の景観を演出します。

岡田公園は、遊具広場やトイレなどの整備にあわせ、LED照明を導入します。



▲撥川の整備

・撥川の整備

撥川河川改修にあわせて整備する河川管理道（遊歩道）に、LED照明を導入しています。

また、河畔沿いに植樹を推進するとともに、散策する方々の休憩スポットとして、河畔広場の整備を行います。

(3) その他の地区での取組

① ほたる館のエコ改修事業

廃止になった保育所を有効活用して改修し、平成14年に開館したほたる館の自然環境保全施設としての意義をさらにアピールするため、平成22年度にエコ改修事業を行いました。太陽光発電設備を設置し、得られた自然エネルギーを使ってホテルを育てることができます。また、館内照明の一部もLEDに変更しました。低炭素社会の実現に向けた本市の取組を自然環境を守っていくための施設で推進することにより、多くの来館者に「環境モデル都市 北九州市」を「見て」、「感じて」もらうことができるようになっています。



② LED道路照明の本格導入

市民に身近な道路照明のLED化を図ることで、低炭素社会づくりの取組を市内に広げていくとともに、安全・安心な暮らしを支えながら節電を図ります。

〈H23年度からの取組〉

先導プロジェクト：小倉都心・黒崎副都心は、LED化が完了。

既設照明灯：15年間でLED化を完了。

新設照明灯：原則、LED灯を採用。



7-6 皿倉山リニューアル計画

皿倉山は、市街地に近接した豊かな自然や山頂から見下ろす絶景などにより、本市の重要な観光拠点の一つとなっており、眺望や山歩きを楽しむ中高年を中心に、市内外から年間約 40 万人の方が訪れています。

平成 27 年 7 月に官営八幡製鉄所関連施設の世界文化遺産登録によって増加が見込まれる観光客へのアクセス対策や、山頂などの新たな魅力づくりと合わせて、回遊性と情報発信力を高め、市民の健康づくりや癒しの場、市外客の景勝エリアとして魅力向上に繋がるような整備を推進します。

(1) テーマ

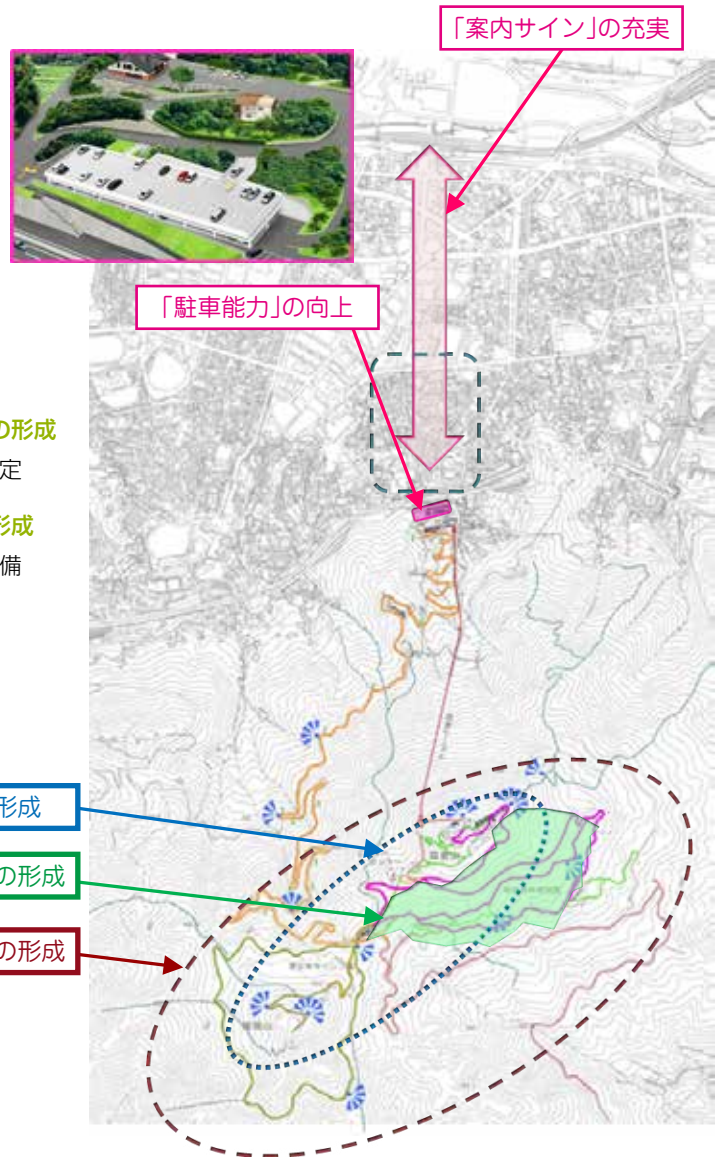
皿倉山の絶景と樹々に癒されるシンボルとなる空間づくり

(2) 計画期間

平成 28 年度から令和 4 年度まで
(主要施設は平成 28 年度から令和 2 年度)

(3) 主な取り組み

- ① 皿倉山の絶景を活かした「感動空間」の形成
展望を生かした施設や絶景の遊具整備
- ② 花や紅葉、古代の樹々を楽しみ、癒される「やすらぎ空間」の形成
モミジやサクラの名所づくりとウォーキングコースの設定
- ③ 自然の中で新たな発見や冒険心を誘う「ワクワク空間」の形成
アスレチック場や活動の拠点となる皿倉平中央広場の整備
- ④ 広域からの集客対策の向上を図る「駐車能力」の向上
広域からの集客対策の向上を図る「立体駐車場」の整備
- ⑤ アクセスや回遊性の向上を図る「案内サイン」の充実
アクセスの向上のため「案内サイン」の充実



皿倉山リニューアル計画 (イメージ)



その他の事業

8 その他の事業

幅広い事業・計画・管理等を推進しています

8-1 用地取得に関する業務

現在、市では住みよいまちづくりのために、道路の新設・改良、河川の改修、公園の設置など様々な事業が数多く計画・実施されています。

これらの事業を実施するためには、まず用地の取得が必要ですが、地価は経済動向に左右されやすく、また近年の地権者の土地に対する権利意識の高揚、価値観の多様化などにより、用地取得業務は困難になりつつあります。

このような状況のなか、用地部では、公共施設を整備し、良好な都市環境を創造するための事業用地取得に努めています。

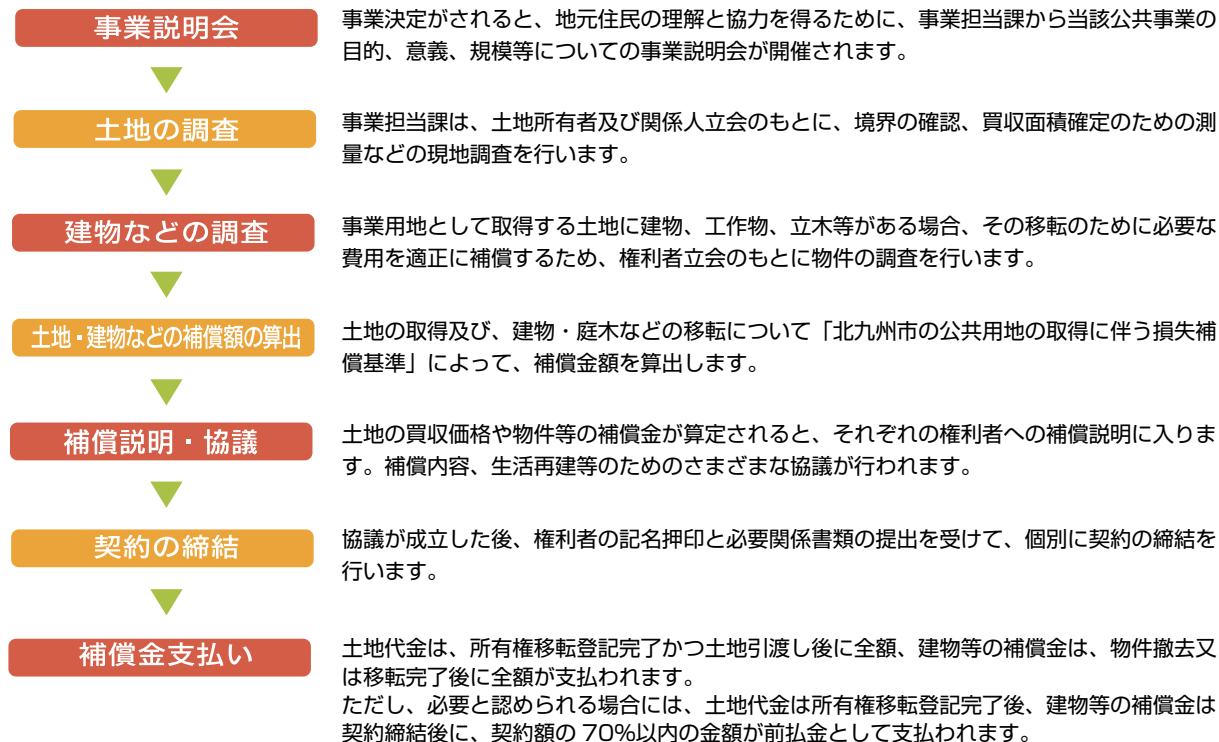
市が事業を行うために用地を取得する場合、「北九州市の公共用地の取得に伴う損失補償基準」により、適正な補償金額を算定します。用地取得は、以下の手順で行われます。

◆用地取得実績

事業名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
街路	件数	76	71	132	96	91
	面積	25,047	13,369	18,253	10,140	6,168
	金額	1,206,973	759,136	705,217	486,157	422,040
道路	件数	103	74	37	26	32
	面積	76,606	34,332	30,111	7,996	18,521
	金額	1,499,052	925,236	491,246	316,325	397,362
河川	件数	22	12	8	63	7
	面積	2,644	4,736	1,445	1,317	913
	金額	59,711	147,129	50,139	32,962	23,267
公園	件数	1	6	5	8	0
	面積	217	19,888	10,012	1,161	0
	金額	19,332	536,769	137,192	16,298	0
その他	件数	17	15	7	27	17
	面積	13,635	12,218	10,836	14,130	7,770
	金額	414,085	198,579	79,234	178,835	108,362
合計	件数	219	178	189	220	147
	面積	118,149	84,543	70,657	34,744	33,372
	金額	3,199,153	2,566,849	1,463,028	1,030,577	951,031

※単位:面積=㎡・金額=千円

用地買収の手順



(1) 土地の価格

土地価格は、周辺の土地の正常な取引事例、不動産鑑定士による鑑定価格などを参考に、現地の状況を調査した上で、価格の公平性などを審査する市有財産審査委員会に諮り、正当な価格を算出します。ただし、原則として、建付地であっても更地として評価されます。

なお、譲っていただく土地に他人の権利がついているときは、土地所有者とその権利者との間で権利割合を話し合ってください。

(2) 建物などの補償

建物などの移転が必要な場合、次のような移転方法により補償金を算出します。

- 建物などの全部又は一部が事業計画に該当する土地に建てられていて、残地にひき家することが合理的と認められる場合はひき家に必要な費用、残地への移転が適当な場合は取壊し費用と建築年数に応じた再築費用を補償します。
- 残地に建物を移転できない場合は、取壊し費用と建築年数に応じた再築費用を補償します。
- 建物などのごく一部が事業計画に該当する土地に建てられている場合は、その部分の切取りや改造に必要な費用を補償します。

税金はどうなるの？

土地や建物を他人に譲って得たお金には、所得税（譲渡所得）などがかかりますが、収用対象事業のため市に譲っていただく土地及び土地に係る権利等に対する補償金については、税の負担を軽減する課税の特例が設けられています。

また、建物等に対する補償金については、内容によって取扱いが異なるため、個別に説明をさせていただきます。なお、営業補償金のうち収益減などに対する補償金は、課税の対象になります。



用地取得に伴う補償の主な内容

- 1) 建物移転補償
建物を移転するために必要な費用を補償します。通常妥当と認められる移転工法で算出されます。
- 2) 工作物移転補償
門、塀等、建物以外の工作物の移転に必要な費用を補償します。
- 3) 動産移転補償
建物移転に伴う家財道具や商品などの荷物の運搬に必要な費用を補償します。
- 4) 仮住居補償
建物等の移転期間中、仮住居が必要な場合はその費用が補償されます。
- 5) 借家人補償
借家人・間借人に対しては、現在の建物と同程度の建物を新たに借りるために必要な費用を補償します。
- 6) 移転雑費補償
建物の移転先を探す場合、その選定に必要な費用や、移転に伴う手続費用などが補償されます。
- 7) 家賃減収補償
アパートなどの建物は、移転方法によっては家賃を得られない場合も出てきます。その場合は減少する家賃を損失とみなして補償します。
- 8) 営業補償
店舗、工場が移転する場合、それに伴って生じる営業上の損失が補償されます。
- 9) 立木補償
植木等、立木の移植または伐採に要する費用を補償します。

◆補償実績

事業名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
街路	件数	109	209	174	110	107
	金額	2,940,941	3,160,811	2,353,385	2,567,090	1,182,786
道路	件数	68	66	74	46	56
	金額	1,036,806	1,275,517	780,068	1,103,010	357,932
河川	件数	10	10	9	4	3
	金額	1,951	94,102	149,070	59,399	31,055
公園	件数	0	1	2	0	0
	金額	0	452	38,248	0	0
その他	件数	8	159	242	250	260
	金額	392,951	255,443	680,918	903,375	1,045,996
合計	件数	195	445	501	410	426
	金額	4,372,649	4,786,325	4,001,689	4,632,874	2,617,769

※単位:金額=千円

8-2 屋外広告物対策

屋外広告物とは、屋外で、公衆に対し、常時または一定期間継続して、工作物等に表示されるものをいいます。これらは、市民にとって身近な情報源であるとともに、「街の顔」であり、街に活気や潤いをもたらすものですが、無秩序なまま放置すると、まちの良好な景観又は風致を損なうだけでなく、倒壊したりして市民に重大な危害を与えることにもなりかねません。

そこで、本市では、北九州市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物及び屋外広告業に対して規制を行っています。

また、悪質な違反広告物については、市公報での氏名公表や行政代執行法に基づく除却、費用の徴収などを行います。

(1) 屋外広告物の許可

北九州市屋外広告物条例では、広告物の表示の禁止地域、禁止物件、規格（大きさ、形状）等を定めています。この条例は民有地にも適用されますので、広告物等を表示又は設置する時は、各区まちづくり整備課で許可申請の手続きが必要です。

(2) 屋外広告物の簡易除却

条例に違反して掲出された屋外広告物のうち、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、屋外広告物法による即時除却が可能です。電柱等に掲出されたこれらの違反広告物に対して、本市では、各区まちづくり整備課職員、シルバー人材センター、市内警察署の少年補導員による簡易除却を定期的に行っています。

また、市民のみなさんの身近な地域を快適な生活環境とするため、市と市民が一体となって違反広告物を除却する制度があります。この制度は、違反広告物の除却活動に協力していただける団体（町内会や環境美化に取り組む会社、新たに結成されたボランティア団体等）を「北九州市路上違反広告物除却協力団体」として市が認定し、その団体の構成員を「北九州市路上違反広告物除却協力員」として、除却を委任するものです。

8-3 地籍調査

土地に関する記録は登記所（法務局）において管理されていますが、土地の位置関係や形状等を示す情報として利用されている地図や図面の多くは、明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）など古い資料を基に作成されたものです。そのため、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、登記簿に記載されている土地の面積も、正確ではない場合がほとんどです。

地籍調査とは国土調査法に基づく調査のひとつで、登記所に登記されている土地の所有者・境界・地番・地目を調査し、精度の高い測量を行います。調査の成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されます。

地籍調査が完了すると境界が明確になるため、道路・水路・河川・公園などの公共施設の敷地管理が容易になるとともに、一般的な土地売買や公共事業における用地

買収など、土地取引を円滑に行うことができるようになります。また、境界を座標で管理できるようになるため、大規模災害に見舞われた場合など容易に境界を復元することができ、早期の復興作業に取り掛かることができるなど、いろいろなメリットがあります。

本市の調査対象面積は207.60km²で、令和元年度は八幡西区と小倉南区の二つの地域で実施します。

◆調査実績と今後の計画

着手年度	調査面積 (km ²)	今年度の動き
2~28	41.5	完了
29	0.83	認証(県)まで
30	0.96	閲覧まで
元(予定)	0.54	一筆地調査・測量まで
計	43.83	
2年度以降	163.77	
合計	207.60	

8-4 PR活動

建設局の事業の実態を広く市民に知っていただき支援・協力を仰ぐために、さまざまなPR活動を行っています。出前講演や、紫川市民ハゼ釣り大会、北九州市都市緑化祭、花と緑のまちづくりコンクールなどのイベントを実施しています。

また、パンフレットなどの印刷物によるPR活動などその内容は多岐にわたります。



北九州市都市緑化祭

(1) インターネットやSNSでの情報の提供と意見の聴取

北九州市では、「北九州市ホームページ」を設けており、建設局においても、この中で道路や公園、河川に関して、事業の紹介や様々なお知らせを掲載するとともに、各種イベント等の募集や、事業に対する意見、相談を受け付けています。



SNSを使った情報発信

- ・道路公式Facebook「北九州『活かす!』みちづくり情報局」



「活かすみちづくり」をテーマに、道路を活用したイベントやボランティア活動、道路の役割等、北九州市のみちづくりに関する情報をFacebookで発信し、本市の道路の魅力をPRしています。

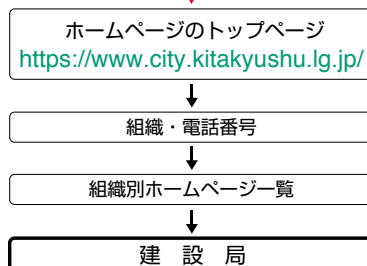
- ・河川部公式Facebook「かわ情報テラス北九州」



河川に関する様々な取組について、リアルタイムで情報発信しています。

(2) パンフレット等の作成

広報資料のひとつに、パンフレットがあります。建設局の概要から、各事業部ごとの概要、さらにその中の細分化された事業にわたるまでわかりやすく記載されたものや、配布対象、用途に応じて様々なパンフレットが発行されています。これらのパンフレットは、各区まちづくり整備課や市役所で手に入れることができます。



8-5 市民参加型の事業

建設局では、誰もが安心して快適な生活ができるまちづくりをめざして、事業を行うにあたり、広く市民の意見を取り入れています。これら、市民参加型の事業は年々充実し、数も増えています。河川の整備など計画段階から市民の参加を得ている事業や、市民ボランティア活動の支援などを通して、これからも市民と行政が一体となった整備事業をすすめていきます。

●道路事業

- ・バリアフリーのまちづくり (P.18)
- ・生活道路の交通安全対策 (P.19)
- ・道路サポーター制度 (P.24)



バリアフリーのまちづくり



道路サポーター

●公園事業

- ・地域に役立つ公園づくり (P.33)
- ・公園愛護会 (P.34)



地域に役立つ公園づくりのワークショップの様子

●河川事業

- ・板櫃川(高見地区)水辺^{がっこう}の楽校 (P.47)
- ・ラブリバー制度 (P.48)
- ・ビオトープ整備事業 (P.49)
- ・ふるさとの川整備事業 (P.50)
- ・市民参加のかわづくり(撥川再生) (P.51)
- ・河川愛護団体 (P.52)
- ・ほたるのふるさとづくり (P.52)



ホタルの幼虫の放流



板櫃川水辺の楽校環境学習

8-6 GIS及びオープンデータによる情報公開の取組

(1)GISを活用した行政情報公開の取組

本市では、市民サービスの向上や事務の効率化の観点からGIS(地理情報システム)を活用して、行政情報マップを作成し、地域情報ポータルサイト「G-motty」に掲載しています。建設局としては、道路・公園・河川関連のマップを公開しています。

<公開中の主なデータ>

- ・こくらさくらまっぷ
 - ・土砂災害警戒区域図
 - ・道路路線網図・幅員マップ
 - ・基準点配置図
- など全10件

<G-mottyの画面>



(2)オープンデータ化の取組

近年、国や自治体等が保有・蓄積する公共データをオープンデータとして公開することで、新たな市民サービスや新ビジネスの創出が期待されています。そのため、本市においても公共データを公開しており、建設局が保有する道路・公園・河川関連のデータも公開しています。

<公開中の主なデータ>

- ・公衆トイレ一覧
 - ・道路の概況
 - ・都市公園台帳
 - ・河川一覧表
- など全132件

<オープンデータトップページ画面>



<データカタログ画面>



<データ例示画面>



事務分掌

● 総務部

課名	係名	所掌事務
総務課	庶務係	①局、部、課の庶務 ②広報 ③局内事務の連絡調整 ④局内他課の所管に属しないこと
	経理係	①局の予算及び決算 ②局の所管に属する公共事業補助金及び負担金の総括
	事業調整係	①局所管事業の企画、調整及び執行管理 ②局所管事務の効率化の推進
管理課	管理係	①課の庶務 ②道路及び里道の管理(他課の所管に属するものを除く)の総括 ③道路運送法(昭和26年法律第183号)その他関係法令による道路管理者の意見 ④道路法(昭和27年法律第180号)に基づく特殊車両通行許可(台帳係の所管に属するものを除く)
	台帳係	①道路及び里道の認定、指定、変更、廃止並びに区域の決定及び変更 ②道路及び里道の台帳 ③道路及び里道の境界の明示の総括 ④道路の統計調査 ⑤道路法に基づく特殊車両通行許可(同法第47条の2第2項に定める協議に関すること及び道路情報便覧に関するに限る)
	占用係	①道路及び里道の占用及び使用の総括 ②道路工事等の連絡調整の総括 ③道路法(昭和27年法律第180号)に基づく承認及び処分の総括 ④道路及び里道の通行禁止及び制限の総括 ⑤道路及び里道の巡視の総括 ⑥屋外広告物

● 用地部

課名	係名	所掌事務
用地管理課	管理係	①部、課及び用地課の庶務 ②土地等の取得に伴う予算の管理(港湾空港局の所管に属するものを除く) ③地籍調査
	補償係	①補償基準(土地区画整理事業等に関するものを除く)の調整その他不動産の取得事務の連絡調整 ②補償の移転工法及び補償金の審査(建築都市局住宅整備課及び港湾空港局の所管に属するものを除く) ③土地等の取得に伴う租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の特例の適用(港湾空港局の所管に属するものを除く) ④土地等の取得に伴う土地収用法(昭和26年法律第219号)の適用(港湾空港局の所管に属するものを除く) ⑤土地等の取得に伴う制度の総括
	登記係	①建設局等の所管に属する土地等の取得に伴う登記 ②建設局等の所管に属するその他土地の登記
用地課		①土地、工作物、物件その他の取得、移転及び借受け(建築都市局住宅整備課及び港湾空港局の所管に属するものを除く)並びにこれらに伴う補償 ②前号の土地の取得に伴う補償物件等の調査

●道路部

課名	係名	所掌事務
道路維持課	庶務係	①部、課(部内他課を含む)の庶務 ②部の所管に属する軽微な工事の契約及びしゅん工認定 ③部の事業に係る用地の管理の総括
	道路維持係	①道路及び里道の維持及び補修並びに防災に係る事業の調整及び総括 ②電線類地中化事業の協議及び調整 ③橋りょう及びトンネルの長寿命化計画の総括 ④モノレール軌道長寿命化事業の認可申請、調査及び設計
	道路環境係	①道路照明灯LED化、ヒートアイランド対策舗装等に係る指導及び総括 ②重要な自転車道整備事業等の認可申請、調査及び設計 ③交通安全施設整備事業等の施工についての指導及び総括 ④放置自転車の総括
	若戸大橋管理係	①若戸大橋・若戸トンネル管理業務
道路計画課	計画係	①道路整備計画の策定 ②道路整備計画に係る調整 ③道路整備に係る調査及び企画 ④道路事業の市民啓発及び広報 ⑤国道3号黒崎バイパス、東九州自動車道等の建設促進に伴う関係機関及び関係団体との連絡調整
	調整第一係	①道路及び里道の維持及び補修に係る事業の予算の調整及び国庫補助要望 ②道路の改築事業の計画、調整及び国庫補助要望 ③電線類地中化事業の計画、調整及び国庫補助要望
	調整第二係	①交通安全施設整備事業の計画、調整及び国庫補助要望 ②街路事業の計画、調整及び国庫補助要望
道路建設課	道路建設第一係 道路建設第二係	①国道、県道及び市道の改築事業(整備事務所の所管に属するものを除く)の認可申請、調査及び設計
街路課	街路係	①街路事業(整備事務所の所管に属するものを除く)の認可申請、調査及び設計 ②自動車専用道路、鉄道立体交差及びそれらの関連街路の整備に伴う認可申請、調査及び設計

●公園緑地部

課名	係名	所掌事務
公園管理課	企画係	①部、課(部内他課を含む)の庶務 ②部の所管に属する軽微な工事の契約及びしゅん工認定 ③有料公園等の運営 ④どうぶつ公園協会 ⑤到津の森公園基金
	管理係	①公園、緑地、霊園及び街路樹の管理の総括 ②公園、緑地及び霊園の供用開始、廃止及び区域の変更 ③公園、緑地、及び霊園の台帳 ④公園、緑地及び霊園の境界の明示の総括 ⑤公園、緑地、及び霊園の統計調査 ⑥公園、緑地及び霊園の占用及び使用の総括 ⑦公園、緑地及び霊園の巡視の総括 ⑧風致地区及び特別緑地保全地区の規制の総括 ⑨風致審議会
緑政課	計画調整係	①緑の基本計画 ②公園、緑地、霊園及び街路樹の調査及び計画 ③公園及び緑地に係る関連事業との調整 ④風致地区及び特別緑地保全地区の指定 ⑤公園緑地事業の予算の調整及び国庫補助要望 ⑥自然公園及び遊歩道の調査、計画及び調整
	みどり・公園活性化係	①都市緑化、緑の保全等の調査、企画及び調整 ②緑地協定及び工場緑化の普及の指導 ③街路樹及び保存樹の指導及び総括 ④水と緑の基金 ⑤公園活性化施策の企画及び調整
みどり・公園整備課	事業推進係	①住区基幹公園の指導及び総括 ②公園、緑地、霊園及び街路樹の維持補修事業の調整及び総括 ③都市緑化、緑の保全等の実施
	設計係	①主要施策に係る公園、緑地及び霊園の設計(防災事業に係るものを含む) ②公園(住区基幹公園を除く)、緑地及び霊園の指導及び総括

● 河川部

課名	係名	所掌事務
水環境課	ほたる係	①部、課（部内他課を含む）の庶務 ②部の所管に属する軽微な工事の契約及びしゅん工認定 ③ほたる愛護活動の指導及び支援 ④河川の生物環境整備の総括
	企画調整係	①河川事業の予算及び決算 ②河川の長期計画及び総合治水計画 ③河川事業の調整 ④河川環境の総合調整 ⑤河川に係る国際協力 ⑥二級河川等の河川整備基本方針に係る調整
	河川計画係	①河川事業の調査、計画及び認可申請 ②河川事業の指導及び総括 ③二級河川等の河川整備計画策定に係る調整 ④下水道事業との連携及び調整 ⑤公有水面（海面を除く）
河川整備課	河川係	①河川事業に係る国庫補助要望 ②河川事業（他係の所管に属するものを除く）の調査及び設計
	維持係	①河川及び水路台帳の作成及び保全の総括 ②二級河川等の管理に係る国及び県との協議及び調整 ③二級河川等（市施工区間に限る）に係る台帳、調書等の調整 ④二級河川等（市施工区間に限る）の維持及び補修 ⑤市長管理の河川及び水路の機能管理の総括 ⑥河川及び水路の認定、指定、変更、廃止並びに区域の決定及び変更 ⑦河川及び水路の管理、境界の明示、占用、使用及び巡視の総括 ⑧河川及び水路の統計調査 ⑨水環境館、ほたる館の維持管理
	防災係	①国庫補助事業に係る公共土木施設の災害復旧工事の認可申請 ②公共土木施設の災害復旧工事の施工の指導及び総括 ③関係法令に基づく砂防事業等の調査 ④水防計画
神嶽川旦過地区整備室	計画推進係	①神嶽川旦過地区の整備に係る事業計画、実施計画及び事業の進捗管理 ②神嶽川旦過地区の整備に係る国及び県との協議及び調整
	調整支援係	①神嶽川旦過地区の整備に係る地元との協議、調整及び支援

● 整備事務所(2事務所)

東部整備事務所・西部整備事務所

課名	係名	所掌事務
庶務課	庶務係	①所、課(所内他課を含む)の庶務 ②所の予算及び決算 ③区役所まちづくり整備課との連絡調整
	契約係	①工事(他の事業所の所管に係るものを含む)の契約及びしゅん工認定 ②工事資材(他の事業所の所管に係るものを含む)の購入の契約及び検収
工務第一課	道路改良第一係 道路改良第二係	①道路及び街路の新設、改築及び補修事業の認可申請、調査及び設計並びに工事 ②電線類地中化事業の認可申請、調査及び設計並びに工事 ③交通安全施設整備事業の認可申請、調査及び設計並びに工事 (区役所まちづくり整備課の所管に属するものを除く) ④道路の災害復旧事業の認可申請、調査及び設計並びに工事 ⑤学校その他の公共施設の新設拡張及び災害復旧に伴う土木工事
	長寿命化係	①橋りょう（モノレール軌道等を含む）及びトンネル等の長寿命化事業の認可申請、調査及び設計並びに工事
工務第二課	公園河川係	①公園（住区基幹公園を除く）、緑地、霊園及び街路樹の新設及び改築工事 ②有料公園等の維持補修工事 ③公園、緑地及び霊園の災害復旧事業の認可申請、調査及び設計並びに工事 ④造園等関係工事の受託施工 ⑤河川及び水路（農業用水路を除く）の改築工事 ⑥河川及び水路（農業用水路を除く）の災害復旧事業の認可申請、調査及び設計並びに工事 ⑦準用河川改修事業及び流域貯留浸透事業の認可申請、調査及び設計並びに工事

資料編

1 道路事業

1 道路の概況

(1) 道路の概況

[延長：m] [面積：㎡]
平成 31 年 4 月 1 日

道路種別	路線数	総延長 (未供用を除く)	種 類 別 実 延 長 内 訳						
			重用延長	実延長	道 路	橋りょう		トンネル	
						数	延 長	数	延 長
市総合計	20,536	4,439,317	66,506	4,372,811	4,274,744	2,174	74,331	51	23,737
市管理合計(①~③)	20,522	4,297,935	65,326	4,232,609	4,190,913	1,954	33,704	27	7,993
国 道	15	214,793	1,180	213,613	181,663	235	19,235	17	12,714
有料道路	5	52,982	0	52,982	30,371	103	10,983	11	11,628
指定区間	3	38,781	1,180	37,601	32,129	53	5,352	2	120
①指定区間外	7	123,030	0	123,030	119,163	79	2,900	4	966
県 道	49	292,514	21,019	271,496	263,032	205	5,757	11	2,707
②県道(市管理)	48	292,418	21,019	271,400	262,936	205	5,757	11	2,707
②-1 主要地方道	16	150,677	4,852	145,825	140,231	107	2,887	11	2,707
②-2 一般県道	32	141,741	16,166	125,575	122,705	98	2,870	0	0
一般県道(市管理外)	1	96	0	96	96	0	0	0	0
市 道	20,472	3,932,010	44,307	3,887,703	3,830,049	1,734	49,339	23	8,317
③市 道	20,467	3,882,487	44,307	3,838,180	3,808,814	1,670	25,047	12	4,321
都市高速道路	5	49,523	0	49,523	21,235	64	24,292	11	3,996

(注) 端数処理の関係上、合計が合わないことがある。
(注) 橋りょう及びトンネルの数は、「箇所数」を表示。
(注) 箇所数=橋りょう及びトンネルを設置している箇所の数。
橋りょう及びトンネルは安全性や改築のために上り線、下り線別々に施設を設けるなど複数の構造物で一つの機能をもたせる場合がある。
その場合、箇所ごと(機能ごと)に数える場合と構造物ごとに数える場合の二通りの数がある。

道路種別	改良済延長	車 道 幅 員 区 分 別 内 訳					未改良延長	車 道 幅 員 区 分 別 内 訳				
		19.5m以上	13.0m以上	5.5m以上	5.5m未満	5.5m以上		3.5m以上	3.5m未満	2.5m未満	自動車交通不能区間	
市総合計	2,780,212	39,769	317,740	960,062	1,462,641	1,592,599	78,829	267,497	1,246,273	654,586		
市管理合計(①~③)	2,640,010	35,313	190,257	951,853	1,462,587	1,592,599	78,829	267,497	1,246,273	654,586		
国 道	202,310	14,632	126,579	60,784	316	11,302	7,698	3,589	15	0		
有料道路	52,982	688	50,379	1,915	0	0	0	0	0	0		
指定区間	37,601	2,668	29,520	5,359	54	0	0	0	0	0		
①指定区間外	111,727	11,276	46,680	53,510	262	11,302	7,698	3,589	15	0		
県 道	185,355	12,538	48,382	94,560	29,875	86,141	37,785	35,722	12,634	1,667		
②県道(市管理)	185,259	12,538	48,286	94,560	29,875	86,141	37,785	35,722	12,634	1,667		
②-1 主要地方道	107,397	8,178	36,376	61,743	1,100	38,429	18,772	15,846	3,811	504		
②-2 一般県道	77,862	4,359	11,910	32,818	28,776	47,712	19,013	19,877	8,823	1,163		
一般県道(市管理外)	96	0	96	0	0	0	0	0	0	0		
市 道	2,392,547	12,599	142,780	804,719	1,432,450	1,495,156	33,347	228,185	1,233,624	652,919		
③市 道	2,343,024	11,499	95,292	803,784	1,432,450	1,495,156	33,347	228,185	1,233,624	652,919		
都市高速道路	49,523	1,100	47,488	935	0	0	0	0	0	0		

道路種別	実延長計	道路部面積計	砂 利 道		舗 装 道		舗 装 率	
			延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
市総合計	4,372,811	34,899,264	314,035	647,671	4,058,776	34,251,592	92.8	98.1
市管理合計(①~③)	4,232,609	31,812,889	314,035	647,671	3,918,574	31,165,217	92.6	98.0
国 道	213,613	4,791,354	0	0	213,613	4,791,354	100.0	100.0
有料道路	52,982	1,123,969	0	0	52,982	1,123,969	100.0	100.0
指定区間	37,601	950,508	0	0	37,601	950,508	100.0	100.0
①指定区間外	123,030	2,716,877	0	0	123,030	2,716,877	100.0	100.0
県 道	271,496	3,745,779	1,614	5,770	269,882	3,740,009	99.4	99.8
②県道(市管理)	271,400	3,743,050	1,614	5,770	269,786	3,737,280	99.4	99.8
②-1 主要地方道	145,825	2,400,136	253	676	145,572	2,399,461	99.8	99.9
②-2 一般県道	125,575	1,342,914	1,361	5,094	124,214	1,337,820	98.9	99.6
一般県道(市管理外)	96	2,729	0	0	96	2,729	100.0	100.0
市 道	3,887,703	26,362,131	312,421	641,902	3,575,282	25,720,229	92.0	97.6
③市 道	3,838,180	25,352,962	312,421	641,902	3,525,759	24,711,060	91.9	97.5
都市高速道路	49,523	1,009,169	0	0	49,523	1,009,169	100.0	100.0

道路種別	コンクリート		高 級 舗 装		簡 易 舗 装	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
市総合計	102,929	713,599	1,643,438	22,189,350	2,312,411	11,348,643
市管理合計(①~③)	96,935	591,300	1,509,230	19,225,274	2,312,411	11,348,643
国 道	6,792	136,831	205,928	4,646,286	893	8,237
有料道路	5,926	121,108	47,056	1,002,861	0	0
指定区間	0	0	37,601	950,508	0	0
①指定区間外	866	15,723	121,271	2,692,917	893	8,237
県 道	3,063	28,855	214,454	3,457,113	52,367	254,042
②県道(市管理)	3,063	28,855	214,358	3,454,384	52,367	254,042
②-1 主要地方道	1,279	22,191	135,086	2,325,093	9,208	52,178
②-2 一般県道	1,784	6,664	79,272	1,129,291	43,159	201,864
一般県道(市管理外)	0	0	96	2,729	0	0
市 道	93,074	547,913	1,223,056	14,085,951	2,259,151	11,086,364
③市 道	93,006	546,722	1,173,601	13,077,973	2,259,151	11,086,364
都市高速道路	68	1,191	49,455	1,007,978	0	0

[延長：m] [面積：m²]
平成31年4月1日

(2) 橋りょうの概況

橋りょう種別 道路種別	合 計			永 久 橋			非 永 久 橋					
	数	延長m	面積m ²	数	延長m	面積m ²	石 橋			木 橋		
市総合計	2,174	74,331	1,189,096	2,115	73,909	1,187,032	44	267	1,411	15	155	653
市管理合計(①~③)	1,954	33,704	381,337	1,895	33,282	379,273	44	267	1,411	15	155	653
国 道	235	19,235	359,591	235	19,235	359,591	0	0	0	0	0	0
有料道路	103	10,983	234,813	103	10,983	234,813	0	0	0	0	0	0
指定区間	53	5,352	67,459	53	5,352	67,459	0	0	0	0	0	0
①指定区間外	79	2,900	57,319	79	2,900	57,319	0	0	0	0	0	0
県 道	205	5,757	63,441	199	5,682	62,638	6	75	803	0	0	0
②県道(市管理)	205	5,757	63,441	199	5,682	62,638	6	75	803	0	0	0
②-1 主要地方道	107	2,887	42,707	104	2,833	42,021	3	54	686	0	0	0
②-2 一般県道	98	2,870	20,734	95	2,849	20,617	3	21	117	0	0	0
一般県道(市管理外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 道	1,734	49,339	766,064	1,681	48,992	764,803	38	192	608	15	155	653
1 級	116	5,444	89,674	115	5,434	89,608	1	10	66	0	0	0
2 級	174	2,412	22,090	171	2,402	22,049	3	10	41	0	0	0
その他	1,380	17,191	148,813	1,331	16,864	147,659	34	172	501	15	155	653
③小計	1,670	25,047	260,577	1,617	24,700	259,316	38	192	608	15	155	653
都市高速道路	64	24,292	505,487	64	24,292	505,487	0	0	0	0	0	0

(注) 橋りょうの数は、「箇所数」を表示
箇所数=橋りょうを設置している箇所の数
橋りょうは安全性や改築のために上り線、下り線別々に施設を設けるなど複数の構造物で一つの機能を果たせる場合がある。
その場合、箇所ごと(機能ごと)に数える場合と構造ごとに数える場合の二つおりの数がある。

2 放置自転車

(1) 有料自転車駐車場

平成31年4月1日現在

自転車駐車場名	設置場所	延面積(m ²)	収容台数(台)	供用開始日	構 造
門司駅前	JR門司駅前	616.59	241	H1.10.1	鉄筋コンクリート造(半地下式中2階)
若松渡船場前	若戸渡船・若松側渡船発着所前	585.20	268	H1.10.1	鉄筋コンクリート造(半地下式中2階)
八幡駅前	JR八幡駅前	460.00	153	H31.4.1	平面式屋根付
徳力嵐山口	モノレール徳力嵐山口停留場前	656.53	252	H3.8.1	鉄筋コンクリート造(半地下式中2階)
門司港駅前	JR門司港駅前	526.68	255	H4.6.1	鉄筋コンクリート造(半地下式中2階)
九州工大前駅前	JR九州工大前駅前	673.18	235	H5.4.1	鉄筋コンクリート造(半地下式中2階)
下曽根駅南口	JR下曽根駅南口	1,291.58	980	H7.2.1	鉄骨造2階建
折尾駅前	JR折尾駅前	1,031.09	526	H19.6.1	平面式屋根付
南小倉駅前	JR南小倉駅前	1,005.75	356	H8.5.1	北棟…平面式屋根付 南棟…鉄筋コンクリート造(半地下式中2階)
折尾駅西	JR折尾駅西口	631.09	409	H21.9.1	平面式
若松駅前	JR若松駅前	178.56	97	H9.11.1	平面式屋根付
折尾駅東	JR折尾駅東口	402.21	204	H9.12.1	平面式
小倉駅南口	JR小倉駅南口	381.20	323	H10.4.1	鉄骨造2階建
小倉駅北口	JR小倉駅北口	588.67	253	H10.4.1	平面式屋根付
下曽根駅北口	JR下曽根駅北口	3,136.34	509	H10.4.1	平面式屋根付
陣原北	JR陣原駅北口	437.92	326	H12.11.21	鉄骨造平屋建
陣原南	JR陣原駅南口	1,015.80	506	H12.11.21	鉄筋コンクリート造(3階建の1,2階)
黒崎駅前	JR黒崎駅前	1,677.54	894	H14.4.1	鉄骨造4階建
戸畑駅前	JR戸畑駅前	670.95	500	H14.10.1	鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)
本城駅前	JR本城駅前	925.81	330	H15.4.1	鉄骨造(2階)
西小倉駅前	JR西小倉駅前	704.00	279	H16.4.1	鉄筋コンクリート造2階建
朽網駅前	JR朽網駅前	652.36	240	H18.3.16	平面式屋根付(東、西棟)
計			8,236		

※供用開始日は、有料での開始日。

(2) 自転車放置禁止区域

平成31年4月1日現在

自転車放置禁止区域	区域内の主な箇所	放置禁止区域 指定年月日	保 管 所	
			保 管 所 名	所 在 地
JR門司駅周辺	駅前広場、国道3号、市道高田藤松1号線	H 1.10.1	西海岸自転車保管所	門司区西海岸一丁目3番
若松渡船場周辺	洲の口公園、市道本町45号線	H 1.10.1	小 石自転車保管所	若松区響南町8番
JR八幡駅周辺	駅前広場、小伊藤山公園、県道八幡停車場線	H 1.10.1	築 地自転車保管所	八幡西区築地町10番
モノレール徳力嵐山口停留場周辺	国道322号	H 3.8.1	八重洲自転車保管所	小倉南区八重洲16番
JR門司港駅周辺	駅前広場、レロ広場、国道198号	H 4.6.1	西海岸自転車保管所	門司区西海岸一丁目3番
JR九州工大前駅周辺	駅前広場、国道199号、中ノ浜公園	H 5.4.1	三 六自転車保管所	戸畑区三六町13番
JR下曽根駅周辺	駅前広場、県道曾根轄谷線、県道門司行橋線	H 7.2.1	八重洲自転車保管所	小倉南区八重洲16番
JR折尾駅周辺	駅前広場、県道折尾停車場線	H 7.5.1	長崎町自転車保管所	八幡西区長崎町2番
JR南小倉駅周辺	駅前広場、木町三丁目公園、市道弁天町東篠崎1号線	H 8.5.1	下城野自転車保管所	小倉南区下城野一丁目1番
JR若松駅周辺	駅前広場、国道495号、国道199号	H 9.11.1	小 石自転車保管所	若松区響南町8番
JR小倉駅周辺	駅前広場、国道199号、県道小倉停車場線、且過周辺	H10.4.1	青 葉自転車保管所	小倉北区青葉二丁目1番
JR陣原駅周辺	駅前広場、陣原穴生線、夕原緑地	H12.11.21	長崎町自転車保管所	八幡西区長崎町2番
JR黒崎駅周辺	駅前広場、黒崎一〜四丁目	H14.4.1	築 地自転車保管所	八幡西区築地町10番
JR戸畑駅周辺	駅前広場、汐井町、中本町	H14.10.1	三 六自転車保管所	戸畑区三六町13番
JR本城駅周辺	駅前広場、国道199号	H15.7.1	長崎町自転車保管所	八幡西区長崎町2番
JR西小倉駅周辺	駅前広場、室町一丁目、二丁目、大門二丁目	H16.4.1	青 葉自転車保管所	小倉北区青葉二丁目1番
JR朽網駅周辺	駅前広場、県道須磨園南原曾根線	H18.3.16	八重洲自転車保管所	小倉南区八重洲16番

※JR下曽根駅周辺地区は、平成10年4月1日に区域及び名称を変更。JR小倉駅周辺地区は、平成28年3月31日に且過周辺を追加。

(6) 自転車駐車場の収入額

(単位：円)

自転車駐車場名	供用開始日	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
門司駅前	H 1.10. 1	6,321,950	5,894,850	5,812,800	5,485,900	5,327,925	5,196,625	4,902,375
若松渡船場前	H 1.10. 1	966,450	873,750	832,550	786,050	987,450	914,850	866,600
八幡駅前	H 1.10. 1	3,389,100	3,201,475	2,934,775	3,118,400	3,516,950	3,481,925	3,873,850
徳力嵐山口	H 3. 8. 1	3,634,375	3,803,700	3,867,575	3,547,225	3,631,750	3,675,500	3,872,725
門司港駅前	H 4. 6. 1	4,069,825	3,731,100	3,567,050	3,646,200	3,588,325	3,330,575	3,362,750
九州工大前駅前	H 5. 4. 1	4,026,250	4,334,900	3,939,300	3,564,150	3,176,200	3,231,150	3,490,600
下曾根駅南口	H 7. 2. 1	9,886,800	13,008,225	12,637,625	12,741,650	12,831,900	11,909,250	12,995,250
折尾駅前	H 7. 5. 1	8,636,200	8,826,625	8,646,125	8,409,525	7,910,825	8,003,600	7,739,325
南小倉駅前	H 8. 5. 1	9,664,050	8,990,400	8,429,925	7,644,950	7,255,925	7,513,825	7,506,700
折尾駅西	H 9. 9. 1	10,606,075	11,152,950	11,068,125	10,929,725	10,356,050	10,038,950	9,805,500
若松駅前	H 9.11. 1	2,036,000	1,960,400	1,892,250	1,821,850	1,560,750	1,449,100	1,444,950
折尾駅東	H 9.12. 1	5,753,750	5,919,150	6,181,400	5,986,025	5,302,525	5,309,250	5,091,600
小倉駅南口	H10. 4. 1	4,961,325	5,879,450	6,104,900	6,143,725	6,362,450	6,526,125	6,421,850
小倉駅北口	H10. 4. 1	5,752,200	6,147,175	6,273,125	6,789,050	6,374,075	6,175,475	6,222,375
下曾根駅北口	H10. 4. 1	6,964,300	9,498,800	9,275,700	9,245,600	9,550,450	9,574,850	8,162,350
陣原北	H12.11.21	2,720,750	2,874,800	2,653,900	2,487,900	2,092,175	1,984,400	1,907,950
陣原南	H12.11.21	2,720,750	2,985,700	2,978,250	2,708,850	2,461,500	2,568,500	2,702,800
黒崎駅前	H14. 4. 1	8,391,875	9,394,775	8,964,900	7,899,850	7,193,250	6,998,125	6,942,950
戸畑駅前	H14.10. 1	6,872,850	7,115,550	6,883,875	6,312,950	6,234,725	6,290,225	6,139,900
本城駅前	H15. 4. 1	990,950	1,120,750	974,100	901,800	799,950	825,550	930,150
西小倉駅前	H16. 4. 1	7,432,800	7,417,275	6,895,325	7,152,025	7,784,425	7,934,025	7,730,200
朽網駅前	H18. 3.16	3,899,675	3,618,775	3,554,375	3,382,600	3,343,125	3,351,175	3,338,250
合 計		119,698,300	127,750,575	124,367,950	120,706,000	117,642,700	116,283,050	115,451,000

3 道路管理

(1) 道路占用 収入額

(単位：円)

年 度	占 用 料	路面復旧費及び検査事務費
平成25年度	842,476,848	300,206,030
平成26年度	856,984,717	194,965,960
平成27年度	747,541,291	124,330,310
平成28年度	735,371,992	123,392,236
平成29年度	744,715,969	128,087,430

(3) 特殊車両通行許可状況

項目 年度	受 理		許 可		手数料収入 (円)
	件 数	台 数	件 数	台 数	
平成25年度	2,090	13,330	2,007	12,703	8,240,600
平成26年度	2,289	20,737	2,277	19,957	10,633,800
平成27年度	2,390	13,820	2,296	13,960	9,381,000
平成28年度	2,964	17,004	2,977	17,115	11,179,200
平成29年度	4,174	28,663	3,952	26,954	17,035,600

(2) 放置車両（自動車・バイク）除却台数

年 度	台 数
平成25年度	5
平成26年度	17
平成27年度	7
平成28年度	11
平成29年度	13

(4) 屋外広告物許可実績

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
許可件数(件)	3,920	4,196	4,464	4,598	3,198
広告幕(個)	100	62	96	168	106
立看板(個)	44	59	23	168	212
アドバルーン(個)	0	0	0	0	3
電柱広告(個)	3,588	3,766	3,830	4,540	4,384
広告板(個)	5,501	6,193	6,522	6,968	7,511
広告塔(個)	1,499	1,533	1,738	1,820	1,833
その他(個)	142	725	222	119	157
合 計(個)	10,874	12,338	12,431	13,783	14,206
手数料(円)	30,933,200	32,025,000	34,006,200	34,350,400	34,923,000

(5) 違反屋外広告物除却実績

(単位：枚)

年 度	はり紙	はり札	立看板	合 計
平成25年度	7,647	137,623	1,434	146,704
平成26年度	7,877	123,865	946	132,688
平成27年度	8,991	99,755	858	109,604
平成28年度	4,110	69,465	484	74,059
平成29年度	5,255	53,911	330	59,496

2 公園事業

1 都市公園の現況

平成 31 年 4 月 1 日現在

公園種別	門司区		小倉北区		小倉南区		若松区		八幡東区		八幡西区		戸畑区		計			
	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)		
都市公園	住 区 基 幹	街区公園	130	169,857	194	250,229	408	404,881	117	212,179	100	163,512	462	758,480	76	108,521	1,487	2,067,659
		近隣公園	6	108,744	6	105,761	15	216,627	11	187,873	3	41,500	26	431,314	4	54,637	71	1,146,456
		地区公園	3	114,857	0	0	2	86,591	0	0	1	40,654	5	364,695	1	91,937	12	698,734
		小計	139	393,458	200	355,990	425	708,099	128	400,052	104	245,666	493	1,554,489	81	255,095	1,570	3,912,849
	都 市 基 幹	総合公園	0	0	1	200,976	1	115,106	1	179,599	1	103,204	0	0	1	103,000	5	701,885
		運動公園	1	117,600	1	117,175	0	0	0	0	1	173,200	2	248,233	0	0	5	656,208
		小計	1	117,600	2	318,151	1	115,106	1	179,599	2	276,404	2	248,233	1	103,000	10	1,358,093
		風致公園	1	34,400	3	258,527	6	74,007	1	42,780	3	259,304	5	468,738	1	164,444	20	1,302,200
		特殊公園	1	79,605	0	0	2	99,716	0	0	0	0	0	0	0	0	3	179,321
		広域公園	1	371,646	1	847,153	1	126,230	1	1,960,000	0	184,400	0	0	1	384,700	5	3,874,129
県広域公園		0	0	0	270,100	0	0	0	0	0	128,100	0	0	1	7,600	1	405,800	
市広域公園		1	371,646	1	577,053	1	126,230	1	1,960,000	0	56,300	0	0	0	377,100	4	3,468,329	
緩衝緑地		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	254,096	0	0	2	254,096		
都市緑地		12	120,271	15	57,356	8	152,690	7	163,653	11	40,755	20	190,098	1	898	74	725,721	
緑道	0	0	1	7,511	0	0	4	61,534	1	3,839	5	31,672	0	0	11	104,556		
その他	1	1,030	4	8,022	1	627	6	8,177	1	2,641	4	11,448	3	11,712	20	43,657		
都市公園計	156	1,118,010	226	1,852,710	444	1,276,475	148	2,815,795	122	1,013,009	531	2,758,774	88	919,849	1,715	11,754,622		
1人あたり面積(m ² /人)		11.73		10.21		6.12		34.97		15.50		11.01		16.02		12.51		

※人口は、平成31年4月1日現在推計

※中央公園は、箇所数は戸畑区に計上。面積は小倉北区、八幡東区、戸畑区のそれぞれの区に算入している。(県営部分を含む)

※中央緑地は、箇所数は八幡東区に計上。面積は八幡東区、戸畑区のそれぞれの区に算入している。

2 公園の主な有料施設

■野球場・ソフトボール場

区別	公園名(施設名)
門 司	大里公園(門司球場)
	老松公園(老松球場)
	萩ヶ丘公園(萩ヶ丘球場)
小倉北	三萩野公園(北九州市民球場)
	三萩野公園(三萩野球場)
八幡東	桃園公園(桃園球場)
	高炉台公園(高炉台球場)
八幡西	的場池公園(的場池球場)
	大池公園(大池球場)
	岡田公園(岡田球場)
戸 畑	本城公園(本城球場)
	都島展望公園(都島球場)

■庭球場

区別	公園名(施設名)
門 司	田野浦臨海公園(田野浦庭球場)
小倉北	三萩野公園(三萩野庭球場)
小倉南	文化記念公園(文化記念庭球場)
	紫川河畔公園(紫川河畔庭球場)
	吉田太陽の丘公園(吉田太陽の丘庭球場)
八幡東	桃園公園(桃園庭球場)
八幡西	香月中央公園(香月中央庭球場)

■陸上競技場・運動場

区別	公園名(施設名)
小倉南	文化記念公園(文化記念運動場)
若 松	ひびきコスモス公園(ひびきコスモス運動場)
八幡東	桃園公園(桃園運動場)
八幡西	本城公園(本城陸上競技場)
	本城公園(本城運動場)
	香月中央公園(香月中央運動場)

■体育館

区別	公園名(施設名)
小倉北	三萩野公園(三萩野体育館)
八幡東	高炉台公園(八幡東体育館)
八幡西	的場池公園(的場池体育館)

■弓道場

区別	公園名(施設名)
小倉北	勝山公園(勝山弓道場)
八幡東	桃園公園(桃園弓道場)
八幡西	的場池公園(的場池弓道場)

■柔剣道場

区別	公園名(施設名)
門 司	大里公園(大里柔剣道場)

■その他

区別	施設名
門 司	白野江植物公園
小倉北	山田緑地
	小倉城庭園
	到津の森公園
小倉南	志井ファミリープール
	平尾台自然の郷(キャンプ施設)
若 松	サイクリングターミナル
八幡東	グリーンパーク(ひびき動物ワールド・熱帯生態園)
	桃園室内プール
全 市	全市9カ所のプール
	高塔山公園野外音楽堂
	高炉台公園野外音楽堂

3 花と緑の車窓景観事業

対 象 地	年 月	実 施 者	面 積	花 の 種 類
JR鹿児島本線 テクノパーク	H7	北九州市(戸畑区役所)	約500m(約100本)	ソメイヨシノ
北九州都市高速道路(春日ランプ付近)	H13	北九州市(建設局)	約3,300m ²	ソメイヨシノ 等

4 街路樹種別本数 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

高木 H = 3.0m~		中木 H = 3.0~1.0m		低木 H = ~1.0m					
樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数
ケヤキ	8,728	タブノキ	1,318	カイズカイブキ	15,516	ヒラドツツジ	1,061,551	ドウダンツツジ	25,542
イチヨウ	7,678	マテバシイ	1,158	サザンカ	10,568	アベリア	322,556	ネズミモチ	19,564
クスノキ	5,355	ヤブツバキ	1,013	ネズミモチ	6,975	シャリンバイ	209,365	ウバメガシ	17,645
トウカエデ	4,783	ハクモクレン	859	ヒイラギモクセイ	6,176	サツキツツジ	173,948	モッコク	16,621
サクラ類	4,730	マツ類	688	ヒイラギ	5,804	カンツバキ	149,996	イヌツゲ	12,742
コブシ	3,069	ブラタナス	644	モッコク	4,011	ハマヒサカキ	132,710	マメツゲ	11,701
アメリカフウ	3,049	ヤマボウシ	577	ヤブツバキ	2,755	ボックスウッド	51,737	オタフクナンテン	11,672
クログネモチ	1,836	サルズベリ	556	ウバメガシ	2,398	トベラ	45,471	フィリフェラオーレア	9,149
カイズカイブキ	1,574	モチノキ	538	ニシキギ	1,532	クリシマツツジ	37,364	アジサイ	8,868
ハナミズキ	1,569	その他	6,047	ベニカナメモチ	1,423	クルメツツジ	28,740	その他	120,220
ホルトノキ	1,433			その他	11,233	タマイブキ	28,103		
		合計	57,202	合計	68,391			合計	2,495,265

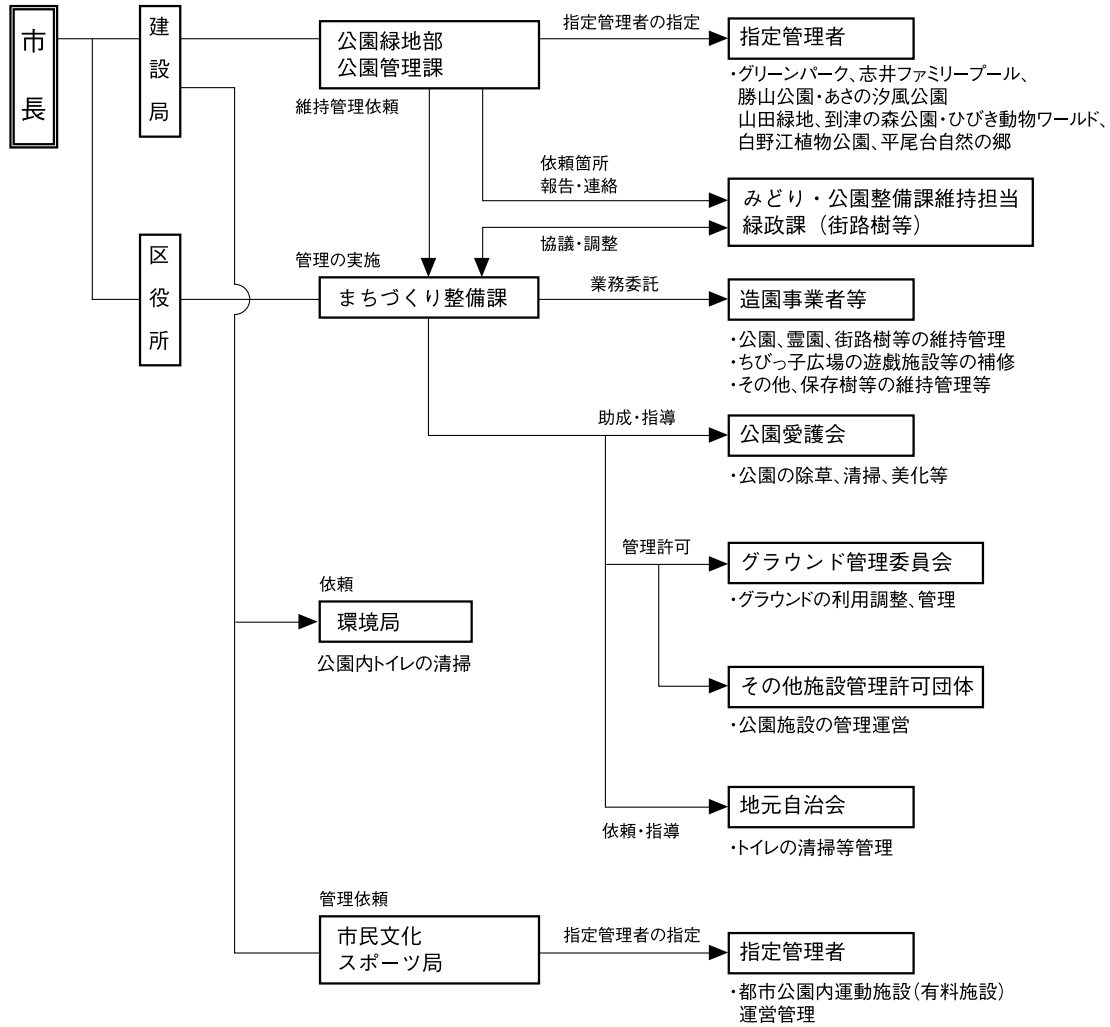
(市民1,000人当り高木本数 60.9本) 総計 2,620,858本
 (市民100人当り低木本数 (1m未満) 265.66本)

5 公園再整備事例

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
H26	新原町公園(街) 和布刈公園(広域)	真鶴公園(街) 赤坂東公園(街) 桜ヶ丘公園(街) 東篠崎さずな公園(街) 赤坂桜城公園(街) 原町東公園(街) 三萩野公園(運動) 足立公園(風致)	志井ヶ丘公園(街) 志井しらす公園(街) 葛原公園(近) 横代中央公園(近)	青葉台中央公園(近)	荒生田一丁目西公園(街) 桃園公園(運) 荒手一丁目公園(街) 荒手二丁目西公園(街) 枝光四丁目中公園(街) 枝光四丁目東公園(街) 前田二丁目公園(街)	本城公園(運) 椋枝公園(街) 千代5号公園(街) 船越北公園(街) 香月第二公園(街) 船越一丁目公園(街) 船越二丁目西公園(街) 舟町公園(街) 佐山の尾公園(街) 則松公園(街)	中央公園(広)	33 か所
H27		錦ヶ丘公園(街) 菜園場公園(街) 田町街園(街) 小熊野公園(街)	下曾根四丁目南公園(街) 曾根北町東公園(街) 北方1号公園(街) 下志井北公園(街) 下曾根三丁目公園(街)	畠田一丁目南公園(街) 畠田一丁目中公園(街) 脇の浦公園(街)	尾倉三丁目公園(街) 西本町四丁目公園(街) 春の町一丁目公園(街)	北浦公園(街) 辻公園(街) 清納公園(街) 馬場山公園(近) 龍戸公園(街)	初音公園(街) 新堤公園(街) 土取公園(街) 堺川町公園(街)	24 か所
H28	東門司二丁目公園(街) 文字ヶ関公園(街) 清見公園(街)	金田公園(他) 豎町二丁目公園(街) 砂津ふんせん公園(街) 田町公園(街)	下曾根四丁目東公園(街) 吉田公園(街) 曾根北町南公園(街) 下曾根中公園(街) 下曾根四丁目公園(街)	畠田一丁目北公園(街) 畠田二丁目公園(街) 脇田公園(街) 高須南四丁目公園(街)	勝山二丁目公園(街) 大蔵二丁目公園(街)	泉ヶ浦南2号公園(街)	一枝公園(街) 都島展望公園	21 か所
H29	上本町公園(街) 畑田公園(街) 内堀川公園(街)	高尾西公園(街) 金鶏公園(街) 小文字南公園(街) 下到達公園(街)	北方1号公園(街)	深町二丁目公園(近) 青葉台西六丁目公園(街) 響南町東公園(街)	川淵町公園(街) 羽衣町北公園(街) 大蔵三丁目公園(街) 羽衣町中公園(街) 小伊藤山公園(他)	金剛中央公園(近) 楠北又田公園(街)	貴船公園(街) 丸町公園(街) 牧山展望公園(近)	21 か所
H30	大久保公園(街)	延命寺臨海公園(近) 新高田二丁目公園(街) 熊谷2号公園(街) 篠崎高台公園(街) 到達八幡公園(街) 宇佐町2号公園(街) 白藤公園(街)	長行台中央公園(街) 朽網中央公園(近) 中曾根西公園(街) 湯川新町一丁目公園(街)	青葉台西五丁目公園(街) 青葉台南一丁目公園(街) 高須西一丁目北公園(街) 深町二丁目公園(近) 高須西一丁目南公園(街)		光貞台西公園(街) 光貞台南公園(街)	浅生三丁目公園(街) 大谷7号公園(街) 牧山展望公園(近) 浅生2号公園(近)	23 か所

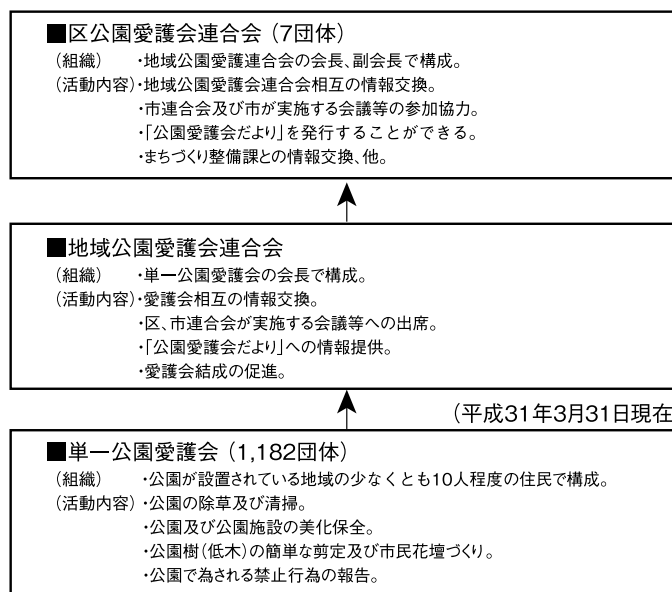
6 都市公園管理業務の流れ

平成 31 年 4 月 1 日現在



7 公園愛護会組織

公園愛護会組織



3 河川事業

1 河川事業実施状況

(1) 都市基盤河川改修事業

種別	河川名	区間	事業延長(m)	流域面積(km ²)	目標年度	計画規模(年)	
一級	新々堀川	河口から水巻町境	5,100	18.8	平成29年度完了	1/25	
	笹尾川	四郎丸橋から笹田公園下	1,770	4.0	令和5年度	1/30	
	金剛川	笹尾川合流点から都市高速道路下流付近まで	1,440	3.4	令和5年度	1/30	
	江川	甚五井川合流点から浅川橋	4,350	25.8	令和10年度	1/50	
二級	割子川	河口から上流端	7,272	10.9	令和5年度	1/30	
	撥川	河口から黒崎副都心「文化・交流拠点地区」上端	2,053	3.6	平成28年度完了	1/50	
	板櫃川	河口から板櫃橋	3,200	25.5	令和5年度	1/50	
	志井川	紫川合流点から上流端	3,480	6.6	平成15年度完了	1/20	
	竹馬川	河口から上流端	6,245(10,300支川含む)	37.7	平成18年度より休工	1/50	
	貫川	河口から今吉橋	4,130	10.3	平成20年度より休工	1/50	
	金山川	新々堀川合流点から金山川7号橋	8,000	15.6	令和10年度	1/50	
	紫川	河口から貴船橋、桜橋から東谷川合流点	3,700	113.0	令和10年度	1/50 (基本方針:1/100)	
	相割川	松ヶ江大橋から京割池下流	2,665	10.0	令和5年度	1/30	
	神嶽川	紫川合流点から金久田橋	神嶽川	2,780	8.7	令和10年度	1/50
			砂津川	1,240			
	金手川	河口から上流端	3,434	3.6	昭和63年度完了	1/30	

(2) 準用河川改修事業

河川名	区間	延長(m)	流域面積(km ²)	目標年度	計画規模(年)
小熊野川	紫川合流点から780m	780	6.3	平成11年度完了	1/5
東谷川	二級河川東谷川上流端から1900m	1,900	8.48	平成5年度完了	1/10
大野川	唐戸尾橋から唐戸尻橋まで	615	1.57	令和5年度	1/5
朽網川	JR 日豊本線から朽網中央公園上流	565	8.4	平成30年度	1/10
田原川	竹馬川合流点から580m	580	1.5	昭和62年度完了	1/5
建郷川	金山川との合流点から国道200号まで	859	1.65	平成11年度完了	1/10
中子川	金山川との合流点から510m	510	0.81	平成12年度完了	1/10
天籟寺川	地下調節池 一式	1,110	4.67	平成11年度完了	1/10
原田川	四番池から580m	580	1.42	平成9年度完了	1/5

(3) 流域貯留浸透事業

整備箇所	容量(m ³)	池面積(m ²)	目標年度	調節量(m ³ /s)
黒ヶ畑池	32,250	11,800	平成元年度完了	16.0
田良原池	30,400	11,000	平成3年度完了	12.5
口無池	6,300	5,000	平成5年度完了	1.8
名前谷池	56,000	20,000	平成8年度完了	20.0
熊ヶ谷池	15,970	6,560	平成9年度完了	7.1
論田下池	5,600	4,170	平成13年度完了	2.5
西山池	10,000	10,000	平成18年度完了	6.0

(4) 雨水貯留事業

河川名	池名	容量(m ³)	池面積(m ²)	目標年度	調節量(m ³ /s)
熊本川	熊本池	41,000	21,000	昭和56年度完了	14.0
小熊野川	小熊野池	50,440	12,190	平成元年度完了	9.3
羽山川	小森江池	54,000	11,490	平成10年度完了	10.0

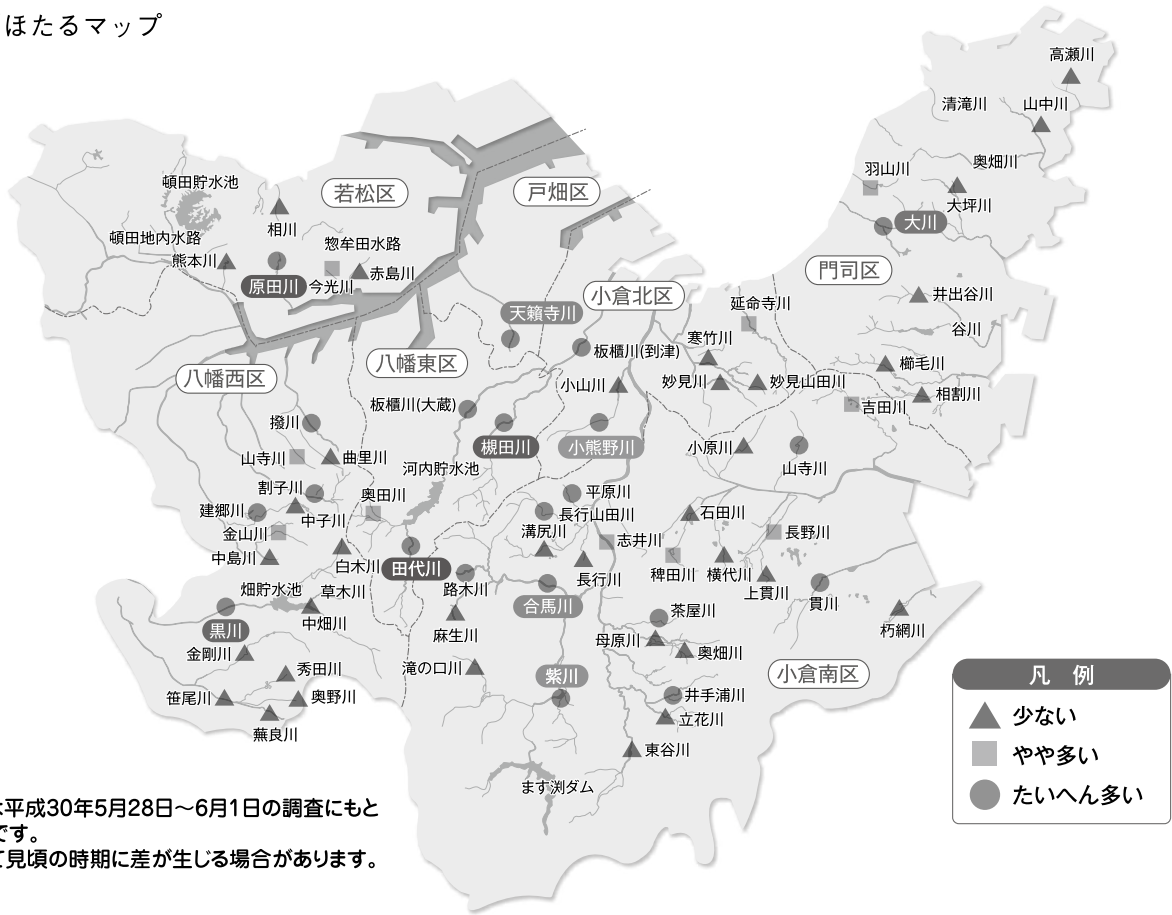
(5) その他の洪水調整施設の整備

施設名	河川名	種別	容量(m ³)	目標年度	調節量(m ³ /s)
天籟寺川地下調節池	天籟寺川	準用	23,000	平成11年度 完了	11
神嶽川地下調節池	神嶽川	都市基盤	57,000	平成17年度 完了	13
金山川調節池(下上津役)	金山川	都市基盤	18,000	平成13年度 完了	8
金山川 〃 (小嶺)			55,000	令和5年度	28
金山川 〃 (町上津役東)			17,000	平成18年度完了	12

2 河川整備基本計画策定

河川整備基本方針	河川整備計画
遠賀川水系(新々堀川・笹尾川・金剛川・江川): [平成16年6月策定] 撥川:[平成15年2月策定]、相割川:[平成19年1月策定]、 金山川:[平成24年8月策定] 紫川:[平成23年9月策定]	撥川:[平成17年3月策定] 紫川水系:[平成25年4月策定] 金山川:[平成30年3月策定] 相割川:[平成31年3月策定] 遠賀川水系:[令和元年5月策定]

4 北九州ほたるマップ



このマップは平成30年5月28日～6月1日の調査にもとづいたものです。
場所によって見頃の時期に差が生じる場合があります。

5 過去の災害復旧事業等の決定状況

(単位:千円)

種別	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度	合計	
気象状況		6/24~6/26 梅雨前線 豪雨 207 mm/24h 37 mm/h	9/5~9/7 台風14号 280 mm/24h 33 mm/h	6/22~6/23 梅雨前線 豪雨 247 mm/24h 34 mm/h	7/2~7/4 梅雨前線 豪雨 166mm/24h 52mm/h	7/5 梅雨前線 豪雨 45mm/24h 27mm/h	7/1 梅雨前線 豪雨 46 mm/24h 24 mm/h	7/12~7/15 梅雨前線 豪雨 308 mm/24h 71 mm/h	7/3 梅雨前線 豪雨 82 mm/24h 73 mm/h	8/24~8/25 台風15号 99 mm/24h 42 mm/h	7/6~7/7 梅雨前線 豪雨 250 mm/24h 64 mm/h	7/5~7/7 梅雨前線 豪雨 350 mm/h 69mm/h		
		8/30~8/31 台風16号 194 mm/24h 34 mm/h		6/25~6/26 梅雨前線 豪雨 192 mm/24h 23 mm/h			7/24~7/26 梅雨前線 豪雨 305 mm/24h 75 mm/h							
		9/5~9/7 台風18号 182 mm/24h 60 mm/h		7/4~7/5 梅雨前線 豪雨 130 mm/24h 59 mm/h			10/2 豪雨 108 mm/24h 27 mm/h							
災害復旧事業	河川	件数	1	0	0	0	1	13	17	0	0	2	15	49
		決定金額	6,444	0	0	0	1,741	67,644	170,773	0	0	6,436	139,802	392,840
	道路	件数	3	1	3	1	0	6	5	0	1	5	18	43
		決定金額	60,823	8,425	19,023	4,410	0	38,864	70,407	0	49,866	31,041	346,160	629,019
	公園	件数	0	0	1	0	0	1	1	1	0	3	3	10
		決定金額	0	0	5,975	0	0	4,456	2,559	13,005	0	31,927	24,371	82,293
	下水道	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
決定金額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市施設	件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	決定金額	0	0	10,342	0	0	0	0	0	0	0	0	10,342	
合計	件数	4	1	5	1	1	20	23	1	1	10	36	103	
決定金額	67,267	8,425	35,340	4,410	1,741	110,964	243,739	13,005	49,866	69,404	510,333	1,114,494		
災害関連事業	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
決定金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特定関連事業	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
決定金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
河川災特事業	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
決定金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	件数	4	1	5	1	1	20	23	1	1	10	36	103	
決定金額	67,267	8,425	35,340	4,410	1,741	110,964	243,739	13,005	49,866	69,404	510,333	1,114,494		

※平成23年度、24年度、26年度、28年度については、災害復旧事業なし

建設局職員数職種別一覧

平成31年4月25日時点

所 属	局長		部長		課長		係長		一般事務	土木	都市工学	造園	電気	職員小計	計	
	事	技	事	技	事	技	事	技								
総務部	総務課		1	1	1	2	1		8	2				10	16	
	管理課				1	3			6	2				8	12	
	小計	0	1	1	0	2	0	5	1	14	4	0	0	0	18	28
用地部	用地管理課			1	1	4	1		13	1				14	21	
	用地課				1	1	6	2	23					23	33	
	小計	0	0	1	0	2	1	10	3	36	1	0	0	0	37	54
道路部	道路維持課			1	3	1	6		4	11			1	16	27	
	道路計画課				1	3				10				10	14	
	道路建設課				1	3				9				9	13	
	街路課				1	4				13				13	18	
	小計	0	0	0	1	0	6	1	16	4	43	0	0	1	48	72
公園緑地部	公園管理課			1	1	2			6					6	10	
	緑政課				1	3				3		3		6	10	
	みどり・公園整備課				2	4				2		5		7	13	
	小計	0	0	0	1	1	3	2	7	6	5	0	8	0	19	33
河川部	水環境課			1	1	1	2		2	7				9	14	
	河川整備課				1	3				9				9	13	
	神楽川・日過地区整備室				1	1	2		1	3				4	8	
	小計	0	0	0	1	0	3	2	7	3	19	0	0	0	22	35
本庁計		0	1	2	3	5	13	20	34	63	72	0	8	1	144	222
東部整備事務所	庶務課			1	1	1			5					5	8	
	工務第一課				1	2				11				11	14	
	工務第二課				1	2				9		2		11	14	
	小計	0	0	0	1	1	2	1	4	5	20	0	2	0	27	36
西部整備事務所	庶務課			1	1	1			5					5	8	
	工務第一課				1	2				10				10	13	
	工務第二課				1	2				7		2		9	12	
	小計	0	0	0	1	1	2	1	4	5	17	0	2	0	24	33
整備事務所計		0	0	0	2	2	4	2	8	10	37	0	4	0	51	69
合計		0	1	2	5	7	17	22	42	73	109	0	12	1	195	291
派遣職員	道路公社				1				1					1	2	
	どうぶつ公園				1									0	1	
	小計	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	3	
総計		0	1	2	5	8	17	23	42	74	109	0	12	1	196	294

(注) 休職(派遣を除く)、再任用、再任用嘱託は内数。

所 属	局長		部長		課長		係長		一般事務	土木	都市工学	造園	職員小計	計
	事	技	事	技	事	技	事	技						
門司区まちづくり整備課					1	1	2		5	10		2	17	21
小倉北区まちづくり整備課					1	1	3		11	13		4	28	33
小倉南区まちづくり整備課					1	2	2		10	18		2	30	35
若松区まちづくり整備課					1	1	2		7	9		2	18	22
八幡東区まちづくり整備課					1	1	2		4	9		2	15	19
八幡西区まちづくり整備課					1	2	2		12	20	1	2	35	40
戸畑区まちづくり整備課					1	1	1		4	6		2	11	15
合計	0	0	0	0	0	7	9	14	53	85	1	16	155	185